

平成25年11月1日

(照会先)

品質管理部長 竹村 英機

(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成25年9月分)について

平成25年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成25年9月分）について

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、9月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた644件のうち、公表可能な640件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状 況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の644件を対象としています。

1 事務処理誤り等区分別件数

- | | | |
|---|-------|---------|
| (1) 受付時の書類管理誤り | 0 件 | (0.0%) |
| 〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕 | | |
| (2) 確認・決定誤り | 400 件 | (62.1%) |
| 〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕 | | |
| (3) 未処理・処理遅延 | 16 件 | (2.5%) |
| 〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕 | | |
| (4) 入力誤り | 39 件 | (6.1%) |
| 〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違い等、入力時の誤り〕 | | |
| (5) 通知書等の作成誤り | 22 件 | (3.4%) |
| 〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕 | | |
| (6) 誤送付・誤送信 | 54 件 | (8.4%) |
| 〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕 | | |
| (7) 説明誤り | 24 件 | (3.7%) |
| 〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕 | | |
| (8) 受理後の書類管理誤り | 6 件 | (0.9%) |
| 〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕 | | |
| (9) 記録訂正誤り | 18 件 | (2.8%) |
| 〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕 | | |
| (10) 事故等 | 65 件 | (10.1%) |
| 〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの中での誤りには該当しないもの〕 | | |

合計 644 件 (100.0%)

2 制度等別件数

(1) 厚生年金適用関係	111 件	(17.2%)
(2) 厚生年金徴収関係	28 件	(4.3%)
(3) 国民年金適用関係	39 件	(6.1%)
(4) 国民年金徴収関係	73 件	(11.4%)
(5) 年金給付関係	365 件	(56.7%)
(6) 船員保険関係	0 件	(0.0%)
(7) その他	28 件	(4.3%)

合計 644 件 (100.0%)

3 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

表 1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時 の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後 の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
厚生年金 適用関係	0 (0)	55 (0)	12 (0)	22 (0)	1 (0)	13 (0)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	111 (0)
厚生年金 徴収関係	0 (0)	11 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	28 (0)
国民年金 適用関係	0 (0)	29 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	39 (1)
国民年金 徴収関係	0 (0)	28 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	13 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (0)	73 (0)
年金給付 関係	0 (0)	277 (3)	3 (0)	16 (0)	6 (0)	22 (0)	12 (0)	2 (0)	18 (0)	9 (0)	365 (3)
船員保険 関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (0)	28 (0)
計	0 (0)	400 (4)	16 (0)	39 (0)	22 (0)	54 (0)	24 (0)	6 (0)	18 (0)	65 (0)	644 (4)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4 事務処理誤り等の原因

(1) 原因別件数

- ① 確認不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 478 件 (74.2%)
 [窓口装置操作の際にキータッチ等を誤ったもの・入力を漏らしていたもの、通知書等の封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしていたもの等]
- ② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89 件 (13.8%)
 [法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等]
- ③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 件 (2.7%)
 [本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの]
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60 件 (9.3%)
 [不正行為、不適正な事務処理、事故等]

合計 644 件 (100.0%)

(2) 原因別・事務処理誤り等区分別内訳

表 2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
確認不足	0 (0)	328 (3)	6 (0)	37 (0)	17 (0)	54 (0)	13 (0)	1 (0)	14 (0)	8 (0)	478 (3)
適用・認識誤り	0 (0)	66 (1)	0 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	11 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	89 (1)
届書等の放置	0 (0)	0 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	2 (0)	17 (0)
その他	0 (0)	6 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	52 (0)	60 (0)
計	0 (0)	400 (4)	16 (0)	39 (0)	22 (0)	54 (0)	24 (0)	6 (0)	18 (0)	65 (0)	644 (4)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(3) 原因別・制度等別内訳

表 3 原因別・制度等別内訳一覧表

	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
確認不足	97 (0)	17 (0)	35 (1)	46 (0)	283 (2)	0 (0)	0 (0)	478 (3)
適用・認識誤り	4 (0)	4 (0)	3 (0)	12 (0)	65 (1)	0 (0)	1 (0)	89 (1)
届書等の放置	10 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (0)
その他	0 (0)	6 (0)	1 (0)	13 (0)	13 (0)	0 (0)	27 (0)	60 (0)
計	111 (0)	28 (0)	39 (1)	73 (0)	365 (3)	0 (0)	28 (0)	644 (4)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5 事務処理誤り等による影響

(1) 事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4 事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	51 (0)	24 (0)	24 (0)	60 (0)	103 (1)	0 (0)	28 (0)	290 (1)
1万円未満	8 (0)	1 (0)	3 (0)	4 (0)	31 (0)	0 (0)	0 (0)	47 (0)
1万円以上 5万円未満	12 (0)	0 (0)	4 (0)	5 (0)	47 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (0)
5万円以上 10万円未満	6 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (1)	30 (0)	0 (0)	0 (0)	40 (0)
10万円以上 50万円未満	17 (0)	1 (0)	5 (1)	4 (0)	78 (1)	0 (0)	0 (0)	105 (2)
50万円以上 100万円未満	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	23 (0)	0 (0)	0 (0)	33 (0)
100万円以上 500万円未満	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	48 (1)	0 (0)	0 (0)	56 (1)
500万円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)
計	111 (0)	28 (0)	39 (1)	73 (0)	365 (3)	0 (0)	28 (0)	644 (4)

(注1) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(注2) 影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のあった額を表示した。

(注3) 影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

(2) 事務処理誤り等による事象別内訳

表 5 事務処理誤り等による事象別一覧表

事 象	件 数	総額 (円)	平均金額 (円)
過払い (年金等の額を多く払いすぎた件)	92	66,300,236	720,654
未払い (年金等の額を少なく支払った件)	149	94,697,017	635,550
過徴収 (保険料金額を多く徴収した件)	34	4,511,634	132,695
未徴収 (保険料金額を少なく徴収した件)	28	11,725,762	418,777
誤還付 (保険料金額を誤ってお返しした件)	6	1,198,343	199,723
その他	45	103,689,521	2,304,211
計	354	282,122,513	796,956

(注1) 「表5 事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表4 事務処理誤り等による影響額別一覧表」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「総額 (円)」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	13 件	81,355,902 円
過払いと未払いと過徴収がある件	3 件	6,871,903 円
未払いと未徴収がある件	4 件	5,153,133 円
過払いと過徴収がある件	10 件	4,046,143 円
過払いと未徴収がある件	5 件	3,717,638 円
過徴収と未徴収がある件	6 件	1,746,505 円
過徴収と未払いがある件	1 件	398,251 円
過払いと未払いと誤還付がある件	1 件	301,700 円
過払いと誤還付がある件	1 件	92,246 円
未払いと誤還付がある件	1 件	6,100 円

6 事務処理誤り等の判明契機

- (1) 日本年金機構内部で判明・・・・・・・・・・・・・・・・ 305 件 (47.4%)
- (2) 日本年金機構外部からの通報等により判明・・・・・・ 313 件 (48.6%)
- (3) その他 (事件・事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 件 (4.0%)

合計 644 件 (100.0%)

Ⅲ システム誤りに伴う事故等

- ・該当する事故等はありませんでした。

○日本年金機構の平成25年9月分の事務処理誤り等一覧(1～117ページ)

1. 厚生年金適用関係1P 整理番号 1～111
2. 厚生年金徴収関係22P 整理番号 112～139
3. 国民年金適用関係27P 整理番号 140～177
4. 国民年金徴収関係35P 整理番号 178～250
5. 年金給付関係48P 整理番号 251～612
6. その他117P 整理番号 613～640

(注)各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	算定基礎 届の入力 漏れにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	福島	事務 センター	2011年 10月28日	2012年 6月4日	年金事務所より、ねんきん定期便未発 行者リストを確認したところ、算定基礎 届が未処理になっているとの連絡があ り、確認したところ、算定基礎届の入 力漏れが判明しました。	○遡及した月額変更届の入力処理を 行う際、算定基礎記録を一旦取消、月 額変更処理後に再入力すべきところ、 失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	22,116	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、届書の審査 時における確認を慎重に行うことを 徹底するよう周知しました。	内 部
2	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の決 定誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	鹿児島	鹿児島北	2008年 7月22日	2012年 5月31日	○担当者が厚生年金基金と厚生年金 の記録を確認したところ、算定基礎届 に係る標準報酬月額の決定誤りが判 明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、お 客様が5月の途中から産前休暇を取 得していたため、支払基礎日数を満た している4月の標準報酬月額170千 円で入力すべきところ、従前の標準報 酬月額220千円で保険者算定処理を 行ったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	118,080	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○担当部署において、届書の審査 時における確認を慎重に行うことを 徹底するよう周知しました。	内 部
3	高齢任意 被保険者 資格取得 申出書の 受理誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	兵庫	加古川	2011年 7月19日	2012年 2月14日	○事務センターより、老齢厚生年金請 求書の受理時における受給資格要件 について確認依頼があり、確認したと ころ、高齢任意被保険者資格取得申 出書の受理誤りが判明しました。	○高齢任意被保険者資格取得申出書 を受理する際、学生期間を合算対象 期間として受給資格要件に算入すべ きところ、失念したため、受給権を満 たしていたにもかかわらず、誤って申 出書を受理したことによります。	1名	過徴収	610,970	○担当者がお客様の代理人にお詫 びの上、保険料の還付について説 明し、了承を得ました。 ○高齢任意被保険者資格取得申 出の取消処理を行い、還付請求書 を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、高齢任意被保険者資格 取得申出書を受理する際、本人の 加入履歴及び合算対象期間の確認 の徹底について周知しました。	内 部
4	口座振替 納付申出 書の事業 所整理記 号等の確 認誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	宮城	古川	2012年 4月11日	2012年 5月31日	○事業所より、口座振替納付申出書 を提出したが、納入告知書が届いたと の問合せがあり、確認したところ、口 座振替納付申出書の事業所整理記号等 の確認誤りが判明しました。	○新規適用届及び口座振替納付申出 書を処理する際、事業所整理番号等 を誤って払出し、処理したことにより ます。 ○また、事業所整理番号等を訂正した 際、口座振替納付申出書の事業所整 理記号等の訂正を失念したものです。	1事業 所7名	その他	384,742	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、次回納付 時に調整することで了承を得まし た。 ○口座振替納付申出書について、 訂正後の整理記号等で入力処理を 行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、事業所整理記号を払出し する際、事業所所在地及び郡市区 符号のダブルチェックの徹底につい て周知しました。	外 部
5	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の決 定誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	愛媛	今治	2011年 8月8日	2012年 5月9日	○担当者が事業所の総合調査の際に 届出された算定基礎届の標準報酬月 額を確認したところ、算定基礎届に係 る標準報酬月額の決定誤りが判明し ました。	○算定基礎届を入力処理する際、標 準報酬月額を200千円と記載し決定 すべきところ、誤って別人の標準報酬 月額160千円を記載し決定したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	73,153	○担当者が社会保険労務士にお詫 びの上説明し、保険料について、次 回納付時に調整することで了承を 得ました。事業所に対して説明して いただけたのお申出であつたため お願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、届書の審査 時における確認を慎重に行うことを 徹底するよう周知しました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
6	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2007年10月11日	2012年5月24日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○遡及した月額変更の取消届を入力処理した際、提出済の算定基礎届を確認した上で標準報酬月額を入力すべきところ、従前の標準報酬月額を入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	その他	161,654	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書及び納入告知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
7	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2010年9月1日	2012年6月4日	○年金事務所より、平成22年度算定基礎届決定額と総合調査時に確認した金額が相違しているとの連絡があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報酬月額800千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた8,000千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	549,612	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部
8	二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2011年8月17日	2012年6月19日	○担当者が厚生年金保険被用者一覧表を確認したところ、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りが判明しました。	○6月1日付の二以上勤務被保険者資格取得届を処理する際、70歳以上被用者該当届及び不該当届を同日付で処理すべきところ、認識不足により、不該当年月日を5月31日付で処理したため、在職老齢年金の支給調整がされず、過払いとなったものです。	1事業所1名	過払い	160,975	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払い分の年金については、今後の年金で調整することで了承を得ました。 ○70歳以上被用者不該当届の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の取扱いについて周知・徹底しました。	内部
9	磁気媒体による算定基礎届作成用リーフレットの送付漏れについて	確認・決定誤り	福井	事務センター	2012年6月14日	2012年6月15日	○事業所より、磁気媒体による算定基礎届作成用リーフレットが送付されていないとの問合せがあり、確認したところ、775事業所に対する送付漏れが判明しました。	○委託業者が、磁気媒体対象事業所に算定基礎届を送付する際、磁気媒体作成用のリーフレットを同封することを失念したものです。 ○封入・封緘時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	775事業所	—	0	○担当者が775事業所及び社会保険労務士にお詫びの文書及びリーフレットを送付しました。 ○その後、事業所及び社会保険労務士から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックの徹底について要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部
10	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	足立	2011年7月15日	2012年7月23日	○社会保険労務士より、標準報酬月額が把握している月額と異なっているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報酬月額294千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた249千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	172,357	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、届書の審査時の確認及び警告リストの確認の徹底について周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
11	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2010年 8月20日	2012年 6月8日	○社会保険労務士より、お客様の傷病手当金が減額されているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、月末締め翌月10日支払の給与体系であるお客様が4月途中から病気休暇を取得したため、支払基礎日数を満たしている4月の標準報酬月額470千円で決定すべきところ、届書に記載されていた標準報酬月額150千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	その他	708,981	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○年金受給者であるお客様にお詫びの上、老齢厚生年金の返納及び遺族厚生年金の再裁定について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。 ○お客様より返納方法申出書等を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部
12	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2010年 8月2日	2012年 7月23日	○担当者が月額変更届に添付されている出勤簿及び賃金台帳を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、お客様が休業手当の支払を受けた期間及び無給期間を有していたため、従前の標準報酬月額により保険者算定すべきところ、届書に記載された標準報酬月額を決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	548,252	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部
13	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	一宮	2011年 7月12日	2012年 7月13日	○担当者が算定基礎届の審査を行った際、従前の標準報酬月額と大きく乖離していたため、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、事業所が記入した平均額が1桁誤っていたにもかかわらず、そのまま処理したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	1,707,000	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部
14	二以上勤務被保険者に係る非選択事業所の登録誤りについて	確認・決定誤り	三重	四日市	2011年 7月12日	2012年 7月9日	○社会保険労務士より、二以上勤務被保険者の非選択事業所が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、二以上勤務被保険者に係る非選択事業所の登録誤りが判明しました。	○A事業所の二以上事業所勤務届及び資格取得届を処理する際、A事業所の事業所整理記号及び整理番号が不明であったため事業所名称索引を行ったところ、誤って同一事業所名のB事業所の整理記号等を記載し、入力処理を行ったことによります。	2事業所1名	その他	1,026,662	○担当者が関連会社であるA事業所及びB事業所にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、A事業所の保険料の調整及びB事業所の保険料が還付されたことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事業所名称索引を行う際の事業所記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
15	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2012年 7月26日	2012年 8月8日	○事業所より、算定基礎届の標準報酬月額について問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、お客様が途中入社しており、支払基礎日数が17日以上の方がなかったため、従前の標準報酬月額により保険者算定すべきところ、届書により標準報酬を決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
16	算定基礎届の入力漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2011年10月6日	2012年6月6日	○年金事務所より、算定基礎届の処理状況について確認依頼があり、確認したところ、算定基礎届の入力漏れが判明しました。	○資格喪失届の取消処理を行った際、算定基礎届の処理履歴を確認の上、再入力すべきところ、失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	未徴収	117,162	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
17	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2011年9月1日	2012年5月25日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報酬月額380千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた38千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	その他	1,640,036	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について分割納付することで了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払い分の年金については今後支払われる年金より調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書及び納入告知書を事業所あてに送付しました。 ○お客様より返納方法申出書等を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部
18	標準賞与額決定通知書に係る確認年月日の押印誤りについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2012年8月7日	2012年8月8日	○事業所より、二以上勤務者に係る賞与決定通知書の確認印の日付について問合せがあり、確認したところ、標準賞与額決定通知書に係る確認年月日の押印誤りが判明しました。	○標準賞与額決定通知書に確認印を押印する際、日付を2012年とすべく問合せがあり、確認したところ、確認不足により、誤って2011年として押印し送付したものです。	208事業所	—	0	○担当者がご連絡いただいた事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が207事業所にお詫びの文書及び正しい決定通知書を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書送付時のダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
19	資格取得年月日の訂正時における標準報酬月額の確認誤りについて	確認・決定誤り	奈良	大和高田	2011年11月22日	2012年7月4日	○事務センターより、資格記録について確認依頼があり、確認したところ、資格取得年月日の訂正時における標準報酬月額の確認誤りが判明しました。	○担当者が資格取得年月日を訂正する際、標準報酬月額を26千円で決定すべきところ、記録台帳の確認を怠り、誤って33千円で決定したことによります。	1名	過払い	500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払い分の年金については、今後の年金で調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金額仮計算書を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、古い期間の被保険者記録を補正する際、当該期間に係る記録台帳等の確認漏れがないよう周知・徹底しました。	内部
20	適用事業所所在地変更届(管轄外)の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	2012年1月27日	2012年4月2日	○事務センターより、所在地変更届の処理内容について照会があり、確認したところ、適用事業所所在地変更届(管轄外)の処理誤りが判明しました。	○A事業所の適用事業所所在地変更届(管轄外)を処理する際、A事業所の事業所整理記号及び整理番号が不明であったため事業所名称索引を行ったところ、誤って同一代表者・同一住所のB事業所の整理記号等を記載し、入力処理を行ったことによります。	2事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が適用事業所所在地変更届(管轄外)の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事業所名称索引を行う際の事業所記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
21	賞与支払届に係る標準賞与額の決定誤りについて	確認・決定誤り	静岡	清水	2005年 7月20日	2012年 8月27日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の決定誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際、賞与額の数字が不鮮明であったにもかかわらず、事業所への確認を怠ったため誤入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	10,224	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収した保険料について還付することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、還付請求書を事業所あてに送付しました。 ○事業所から還付請求書が送付され、担当者が還付処理を行いました。	○担当部署において、賞与支払届の審査の際の注意事項を説明し確認を徹底するよう周知しました。	内部
22	算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	世田谷	2007年 8月9日	2012年 9月24日	○事務センターより、算定基礎届について確認依頼があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、支払基礎日数が17日未満の月の報酬については、報酬の総額から除くべきところ、総額に含めた上で決定を行ったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	その他	3,959	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払分の年金を支払することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○お客様より年金額仮計算書を受理し機構本部へ進達しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
23	賞与支払記録の入力漏れについて	確認・決定誤り	山形	事務センター	2012年 9月20日	2012年 10月23日	○事業所より、納入告知額が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払記録の入力漏れが判明しました。	○2名のお客様に係る遡及した賞与支払届を入力処理する際、1名の方については、入力済の記録を一旦取消、当該届書の入力後に、取消した賞与記録の再入力を失念したもの、もう1名については、再入力を行う際、誤った標準賞与額を入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	未徴収	94,810	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
24	算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2011年 8月8日	2012年 8月3日	○年金事務所より、月額変更届に添付されている賞金台帳の報酬と算定基礎届の標準報酬月額が相違しているとの連絡があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報酬月額100千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた10千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	40,524	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部
25	算定基礎届に係る訂正届の処理誤りについて	確認・決定誤り	福井	事務センター	2012年 9月3日	2012年 9月25日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る訂正届の処理誤りが判明しました。	○算定基礎届に係る訂正届を受付た際、8月改定で月額変更処理が行われていたため、訂正届については処理不要とし、8月より月額変更の訂正処理を行うべきところ、9月より算定基礎届の訂正処理を行ったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	4,923	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することです承を得ました。 ○担当者が算定基礎届の取消処理及び月額変更届の訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
26	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	愛媛	新居浜	2012年 8月10日	2012年 11月2日	○事業所より、算定基礎届の標準報酬月額が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、3ヵ月平均の報酬月額に相当する標準報酬月額を確認の上、決定すべきところ、4月の報酬の確認を怠り、2ヵ月分の報酬月額により標準報酬月額を決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	1,677	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
27	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の誤りについて	確認・ 決定誤り	北海道	新さっぽろ	2007年 1月29日	2012年 8月31日	○お客様より、年金加入記録回答票の提出があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の誤りが2件判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際に、300千円と入力すべきところ、誤って30千円と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所2名	未徴収	90,920	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、賞与支払届の審査の際の注意事項を説明し確認を徹底するよう周知しました。	内部
28	算定基礎 届の入力 漏れについて	確認・ 決定誤り	東京	事務 センター	2012年 8月30日	2012年 11月14日	○事業所より、算定基礎届を提出しているにもかかわらず保険者算定に係る通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の入力漏れが判明しました。	○資格喪失届の取消処理を行った際、算定基礎届の処理履歴を確認の上、再入力すべきところ、失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○保険者算定に係る通知を回収しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
29	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	神奈川	鶴見	2008年 7月24日	2012年 8月29日	○担当者が処理済の算定基礎届を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、支払基礎日数が17日以上の方がなかったため、従前の標準報酬月額により保険者算定すべきところ、届書により標準報酬を決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	702,270	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払分の年金を支払することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○お客様より年金額仮計算書を受理し機構本部へ進達しました。後日、支払を確認しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
30	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	大阪	東大阪	1988年. 9月7日	2012年 9月6日	○他年金事務所より記録補正依頼があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、A様及びB様の標準報酬月額を互い違いに決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所2名	未払い	117,275	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。2名のお客様に対して説明していただけたところのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
31	二以上事業所勤務被保険者に係る被扶養者処理漏れについて	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2012年7月24日	2012年12月27日	○お客様より、全国健康保険協会から医療費の返納を求められているが被扶養者期間であるとの問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る被扶養者処理漏れが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者への変更処理を行った際、被扶養者の再認定処理を失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が被扶養者の認定処理を行い、全国健康保険協会に対し、返納取消の依頼を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上事業所勤務被保険者処理時における被扶養者記録の確認の徹底について周知しました。	外部
32	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	足立	2009年1月30日	2012年11月27日	○事業所より、過去の標準報酬月額について問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○平成20年度の算定基礎届を保険者算定により入力処理する際、従前の標準報酬月額を入力すべきところ、別人の標準報酬月額を入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	3,627,983	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、改めて平成20年度以降の届書を受理し報酬訂正を行うこと及び2年以上遡った報酬については保険料を徴収せず、年金給付に反映させないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
33	資格喪失届の処理漏れについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2011年10月3日	2011年10月24日	○年金事務所より、お客様から資格喪失届の処理状況について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、資格喪失届の処理漏れが判明しました。	○委託業者が磁気媒体による資格喪失届を処理した際、健康保険被保険者証の回収区分の登録誤りが判明したため、訂正処理を行うべきところ、確認不足により処理を失念したことによります。	1事業所14名	過徴収	698,502	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が入力処理を行い、事業所あて決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
34	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	世田谷	2011年8月4日	2012年12月27日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標準報酬月額220千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた240千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	20,226	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。お客様に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所に送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
35	退職後に支払された賞与支払届の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	2004年2月頃	2012年9月18日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違しているとの照会があり、確認したところ、退職後に支払された賞与支払届の決定誤りが判明しました。	○関連企業内で転動したお客様に係る転動前のA事業所から支払われた賞与支払届を審査する際、A事業所の資格喪失後の支払であったため、処理不要とすべきところ、認識不足により、転動後のB事業所から支払された賞与支払届として処理したものです。	2事業所13名	その他	351,454	○担当者がA及びB事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○年金受給者である4名のお客様にお詫びの上、年金額仮計算書を受理し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○年金額仮計算書を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
36	賞与支払届に係る標準賞与額の決定誤りについて	確認・決定誤り	福岡	博多	2006年 1月13日	2012年 8月28日	○お客様より、ねんきん定期便に記載されている標準賞与額が給与明細の金額と相違しているとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の決定誤りが判明しました。	○賞与支払届の審査を行った際、「通貨によるものの額」については正しい支払額が記載されていたにもかかわらず「賞与額(合計)」については、1桁少ない金額が記載されていたため、誤って1桁少ない金額で処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所19 名	その他	3,982,673	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○年金受給者である4名のお客様にお詫びの上、年金額仮計算書を受理し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○年金額仮計算書を機構本部に達し、支払を確認しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
37	年金記録補正時の訂正誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2012年 11月12日	2012年 11月13日	○全国健康保険協会より、高齢受給者証の発行について連絡があり、確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○お客様の年金記録訂正を行った際に、本来、資格喪失日の取消処理については、当日中に補正を行うべきところ、行わなかったことによります。	1事業 所	過徴収	76,554	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正を行い、過徴収の保険料については翌月分で調整することです了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	外部
38	算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年 8月10日	2012年 10月31日	○事業所より、保険料の金額が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報酬月額92千円で決定すべきところ、平均額に記載されていた920千円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、今月末に調整することです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部
39	算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りについて	確認・決定誤り	青森	事務センター	2012年 9月7日	2013年 1月18日	○お客様より、標準報酬月額について問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、お客様が休職給を受けていたため、従前の標準報酬月額により保険者算定すべきところ、届書に記載の標準報酬月額で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	185,583	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することです了承を得ました。お客様に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部
40	算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りについて	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2012年 8月15日	2012年 12月27日	○お客様より、傷病手当金の給付額が少なくなったとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、3か月の報酬がなかったため、健康保険の従前等級1,210千円で保険者算定すべきところ、誤って厚生年金保険の従前等級620千円で保険者算定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	202,665	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
41	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	愛媛	今治	2006年 8月7日	2012年 11月5日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届に 係る標準報酬月額決定誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、3か 月平均の報酬月額に相当する標準報 酬月額を確認の上決定すべきところ、 従前の標準報酬月額を決定したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所2名	過徴収	86,445	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料の還付について説明し 了承を得ました。2名のお客様に対 して説明していただけたことのお申 出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び還付請求 書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しま した。	内 部
42	決定通知 書に係る 確認年月 日の押印 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	奈良	奈良	2013年 1月8日	2013年 1月11日	○事業所より、二以上勤務者に係る賞 与決定通知書の確認印の日付につ いて問合せがあり、確認したところ、決定 通知書に係る確認年月日の押印誤り が判明しました。	○二以上勤務者に係る賞与額決定通 知書等に確認印を押印する際、日付 を2012年とすべきところ、確認不足に より、誤って2013年として押印し送付 したものです。	13事 業所	—	0	○担当者が13事業所にお詫びの 上説明し、了承を得ました。 ○決定通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、通知書送付時のダブル チェックの徹底について周知しま した。	外 部
43	育児休業 等取得者 申出書の 決定誤り について	確認・ 決定誤 り	香川	事務 センター	2012年 7月30日	2013年 2月15日	○事業所より、保険料について問合せ があり、確認したところ、育児休業等取 得者申出書の決定誤りが判明しまし た。	○育児休業等取得者申出書を処理す る際、終了予定年月日を平成25年3 月とすべきところ、誤って養育する子 の2歳の誕生日である平成25年1月 として決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月末に 調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力処理後のダブル チェックについて周知・徹底を行 いました。	外 部
44	70歳以上 被用者該 当届に係 る標準報 酬月額相 当額の決 定誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	宮城	事務 センター	2011年 9月28日	2012年 12月13日	○年金事務所より、70歳以上被用者 該当届の標準報酬月額相当額と健康 保険の標準報酬月額が相違している との照会があり、確認したところ、70 歳以上被用者該当届に係る標準報酬 月額相当額の決定誤りが判明しまし た。	○担当者が委託業者に入力委託する ための審査を行った際に、標準報酬月 額相当額を1桁少なく記入し委託し たことにより年金の支給停止が行われ ず過払いが発生したものです。 ○担当者による入力後のチェック及び 決裁時においても記載誤りに気付か なかったことによります。	1事業 所1名	過払い	2,026,900	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、過払いについては 内払調整させていただくことで承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金 額で調整されていることを確認しま した。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、届書審査及び入力後の 確認を徹底するよう周知しました。	内 部
45	健康保険 被保険者 証の回収 登録漏れ について	確認・ 決定誤 り	埼玉	事務 センター	2012年 8月29日	2012年 12月10日	○全国健康保険協会より、お客様から 健康保険被保険者証を提出したにも かかわらず、健康保険被保険者証回 収の催告状が送られてきたことのお問 合せがあった旨の連絡があり、確認し たところ、健康保険被保険者証の回収 登録漏れが判明しました。	○事業所から健康保険被保険者証が 提出されたにもかかわらず回収登録 処理を漏らしたため全国健康保険協 会から健康保険被保険者証回収の催 告状が送付されたものです。 ○担当者の確認不足及び決裁におけ るチェックにおいても誤りに気付か なかったことによります。	1事業 所7名	—	0	○全国健康保険協会の担当者が 事業所にお詫びの上説明しましたが が、お詫びの文書を送付するよう要 望がありました。 ○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、お詫びの文書を送付するこ とで了承を得ました。 ○担当者が登録処理を行い、事業 所あてにお詫びの文書を送付しま した。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、資格喪失届を処理した際 には、健康保険被保険者証の回収 登録の確認を徹底するよう周知しま した。	外 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
46	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	群馬	高崎	2007年9月1日	2013年2月14日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標準報酬の総計及び平均額を誤って記載し決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	10,364	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。お客様に対して説明していただけたとお申出であつたためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
47	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	大手前	2005年9月1日	2013年1月11日	○事務センターより、年金記録照会申出書が回送され、算定基礎届の控を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、平均額に誤って記載されていた報酬月額を決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所3名	未徴収	363,956	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が3名のお客様にお詫びの文書及び記録の回答票を送付しました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
48	厚生年金基金の加入に伴う基金記録の処理誤りについて	確認・決定誤り	長野	松本	2013年2月4日	2013年2月13日	○ブロック本部より、厚生年金基金加入・脱退処理確認リストに表示されている基金番号及び名称が誤っていると連絡があり、確認したところ、厚生年金基金の加入に伴う基金記録の処理誤りが判明しました。	○厚生局より、管内適用事業所が厚生年金基金に加入した旨の連絡文書を受理した際、ブロック本部経由の認可書について内容を突合した上で処理すべきところ、突合前に処理を行ったため、連絡文書の基金番号及び名称の記載誤りに気付かず処理したものです。	1事業所3名	過徴収	13,400	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○基金記録の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
49	算定基礎届催告状の送付誤りについて	確認・決定誤り	東京	立川	2012年8月14日	2012年8月21日	○事業所より、算定基礎届を提出したにもかかわらず、催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届催告状の送付誤りが判明しました。	○算定基礎届を提出していない事業所に対し、催告状を送付する際、算定基礎届が既に提出されていたにもかかわらず、受付簿の記載を漏らしていたため、誤って送付したものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○受付簿に受付の記載を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、算定基礎届受付簿に記載する際のダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
50	算定基礎届の提出依頼文書の送付誤りについて	確認・決定誤り	東京	荒川	2012年8月13日	2012年8月15日	○事業所より、管轄外に住所変更したにもかかわらず、算定基礎届の提出依頼文書が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、130事業所に対し、算定基礎届の提出依頼文書を誤って送付したことが判明しました。	○担当者が算定基礎届の提出依頼文書を送付するために対象事業所を抽出する際、管轄外に住所変更した事業所については引き抜きすべきところ、失念しそのまま送付したものです。	130事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が連絡のつかなかった事業所に対し、お詫びの文書を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、依頼文書を送付するために対象事業所リストを作成する際、抽出条件のダブルチェックを徹底するよう周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
51	算定基礎 届催告状 の送付誤 りについて	確認・ 決定誤 り	広島	事務 センター	2012年 8月20日	2012年 8月24日	○社会保険労務士より、算定基礎届を提出したにもかかわらず、催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届催告状の送付誤りが判明しました。	○算定基礎届を提出していない事業所に対し、催告状を送付する際、直近に受付た算定基礎届の確認を漏らしたため、既に提出した事業所に対し、誤って送付したものです。	14社 労士 110事 業所	—	0	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が連絡のつかなかった社会保険労務士及び事業所に対し、お詫びの文書を送付しました。 ○その後、社会保険労務士及び事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、催告状を送付する際、受付済の算定基礎届の確認の徹底について周知しました。	外部
52	算定基礎 届説明会 案内通知 の送付誤 りについて	確認・ 決定誤 り	埼玉	事務 センター	2013年 5月20日	2013年 5月22日	○事業所より、他年金事務所で開催する算定基礎届説明会の案内通知が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届説明会案内通知の送付誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届説明会の案内通知を送付する際、年金事務所別に作成した案内通知書に他年金事務所分の案内通知書が一部混入し、そのまま送付したものです。	200事 業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの文書及び正しい案内通知書を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○委託業者に対し、送付時のチェック体制の強化を要請したところ、担当者に事象を説明し送付時の確認を徹底するよう指導した旨の報告を受けました。	外部
53	算定基礎 届催告状 の送付誤 りについて	確認・ 決定誤 り	愛媛	松山東	2013年 8月12日	2013年 8月14日	○事業所より、算定基礎届を提出したにもかかわらず、催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届催告状の送付誤りが判明しました。	○算定基礎届を提出していない事業所に対し、催告状を送付する際、算定基礎届が既に提出されていたにもかかわらず、受付簿の確認を漏らしていたため、誤って送付したものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○算定基礎届の入力処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、催告状を送付する際、算定基礎届受付簿の確認を徹底するよう周知しました。	外部
54	月額変更 届の不備 返戻時における決 定通知書の引き 抜き漏れにつ いて	確認・ 決定誤 り	福島	事務 センター	2012年 9月11日	2012年 11月16日	○お客様より、在職老齢年金の停止額について問合せがあり、持参した決定通知書を確認したところ、月額変更届の不備返戻時における決定通知書の引き抜き漏れが判明しました。	○担当者が月額変更届を処理した際、添付書類が不備であったため、取消処理及び返戻処理を行ったが、決定通知書の引き抜きを漏らしたものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 誤って送付した決定通知書を回収しました。 ○月額変更届を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の取消処理を行った際、決定通知書の引き抜きを必ず行うよう周知・徹底しました。	内部
55	厚生年金 保険70歳 以上被用 者該当・不 該当届の誤 封入につ いて	確認・ 決定誤 り	山形	事務 センター	2013年 6月11日	2013年 6月11日	○事業所より、算定基礎届の関係書類一式の交付を受けたが、関係のない届出用紙が同封されているとの問合せがあり、確認したところ、厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届の誤封入が判明しました。	○窓口において、算定基礎届の関係書類一式を交付する際、関係書類の一つとして70歳以上被用者算定基礎届を同封すべきところ、誤って70歳以上被用者該当・不該当届を同封し交付したものです。	14事 業所 15名	—	0	○担当者がすべての事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○届出用紙の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、封入・封緘時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
56	算定基礎 届書の未 処理につ いて	未処 理・ 処理 遅延	東京	渋谷	2012年 8月2日	2012年 10月26日	○事業所より、決定通知書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の未処理が判明しました。	○添付書類不備のため保留していた算定基礎届の添付書類を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、失念したものです。	1事業 所9名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において今回の事象について説明し、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
57	算定基礎 届に係る 訂正届等 の未処理 について	未処 理・ 処理 遅延	鹿児島	事務 センター	2012年 8月2日	2012年 10月18日	○担当者が算定基礎届の受付簿を確認したところ、算定基礎届等に係る訂正届等の未処理が判明しました。	○算定基礎届の訂正届等を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、未処理となったものです。	3事業 所5名	その他	158,708	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
58	算定基礎 届の未処 理につい て	未処 理・ 処理 遅延	和歌山	和歌山西	2012年 9月1日	2012年 9月25日	○社会保険労務士より、算定基礎届を提出しているにもかかわらず保険者算定の通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の未処理が判明しました。	○月額変更届及び算定基礎届を受付た際、月額変更届が5月改定であったにもかかわらず、算定基礎届に誤って「7月月変」と記載したため、算定基礎届については処理不要と判断し、未処理となったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、社会保険労務士あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
59	算定基礎 届の未処 理につい て	未処 理・ 処理 遅延	新潟	事務 センター	2011年 8月24日	2012年 7月3日	○社会保険労務士より、標準報酬月額について確認依頼があり、確認したところ、算定基礎届の未処理が判明しました。	○通常の報酬月額による定時決定後に年間平均による算定基礎届を受付た際、速やかに訂正処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、失念したものです。	1事業 所1名	過徴収	38,808	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
60	賞与支払 届の未処 理につい て	未処 理・ 処理 遅延	愛媛	松山西	2012年 7月5日	2012年 8月9日	○事業所より、賞与支払届のFDを提出したにもかかわらず決定通知書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○賞与支払届を受付た際、賞与支払日が未到達であったため、事業所へ一旦返戻すべきところ、返戻せずに支払日以降に処理することとして保留し、そのまま失念したものです。	1事業 所15 名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、今月末に納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
61	適用事業 所全喪届 の未処理 について	未処 理・ 処理 遅延	神奈川	小田原	2011年 8月頃	2012年 9月3日	○社会保険労務士より、全喪届を提出したが算定基礎届の督促があったとの問合せがあり、確認したところ、適用事業所全喪届の未処理が判明しました。	○全喪届を受付た際、該当事業所の事業継続が確認できていたため、速やかに返戻等の処理を行うべきところ、進捗管理不足により、未処理となったものです。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事業所あて全喪届を返戻しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事業所より全喪届が提出された際、速やかに実態調査を行い、処理又は返戻等を行うことを周知・徹底しました。	外部
62	口座振替 納付申出 書の未処 理につい て	未処 理・ 処理 遅延	東京	練馬	2012年 6月5日	2012年 9月21日	○社会保険労務士より、新規適用された事業所の保険料が口座から引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、口座振替納付申出書の未処理が判明しました。	○新規適用届を入力した際、口座振替納付申出書を徴収担当に引継ぐところ、新規適用届とともに処理済として保管し、処理を失念したものです。	1事業 所	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出があったためお願いしました。 ○口座振替納付申出書の処理を行いました。	○担当部署において、新規適用届を受付る際、受付簿に口座振替納付申出書添付の有無及び徴収担当への引継ぎ日を登録するよう周知・徹底しました。	外部
63	二以上事 業所勤務 被保険者 に係る月 額変更届 の処理漏 れについ て	未処 理・ 処理 遅延	静岡	掛川	2012年 9月7日	2012年 9月27日	○事業所より納入告知書の金額に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届の処理漏れが判明しました。	○選択事業所より月額変更届を受付た際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票の作成及び処理を失念したことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が選択事業所及び非選択事業所にお詫びの上説明し、保険料については、今月末に調整することです了承を得ました。 ○二以上事業所勤務被保険者保険料登録票及び保険料調整伺の入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
64	氏名変更 届の未処 理につい て	未処 理・ 処理 遅延	東京	足立	2012年 5月31日	2012年 7月12日	○事業所より、氏名変更届を提出したが、健康保険被保険者証が届かないとの問合せがあり、確認したところ、氏名変更届の未処理が判明しました。	○氏名変更届を受付た際、受付簿に登録した上で速やかに処理すべきところ、受付簿の登録及び進捗管理不足により、未処理となったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○氏名変更届の入力処理を行い、健康保険被保険者証の送付を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の受付簿への登録及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
65	資格確認 請求書の 回付漏れ について	未処 理・ 処理 遅延	神奈川	厚木	2011年 3月7日	2012年 5月11日	○お客様より、資格確認請求書の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、資格確認請求書の回付漏れが判明しました。	○お客様より、資格確認請求書を受付た際、速やかに対象事業所を管轄する年金事務所へ回付すべきところ、進捗管理不足により、失念したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が資格確認請求書を管轄年金事務所に回付しました。 ○請求書に対する回答に基づき、資格記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
66	二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届の処理漏れについて	未処理・処理遅延	愛媛	新居浜	2012年 5月18日	2012年 8月6日	○事業所より、従業員の保険料が変更になると通知を受けていたが納入告知書の保険料額が従前のままであるとの問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届の処理漏れが判明しました。	○非選択事業所より月額変更届を受付た際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票を作成の上、徴収担当へ引継ぎすべきところ、登録票の作成及び決裁後、そのまま保管したことにより処理が漏れたものです。	2事業所1名	その他	13,178	○担当者が選択事業所及び非選択事業所にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○二以上事業所勤務被保険者保険料登録票及び保険料調整伺の入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料計算日前日までに、決裁を受けた保険料登録票のダブルチェックを行うことを周知・徹底しました。	外部
67	二以上事業所勤務被保険者に係る賞与支払届の処理漏れについて	未処理・処理遅延	東京	武蔵野	2012年 3月27日	2012年 6月27日	○内部監査により、二以上事業所勤務被保険者の賞与の登録が誤っているとの指摘があり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る賞与支払届の処理漏れが2件判明しました。	○二以上事業所より賞与支払届を受付た際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票を作成の上、徴収担当へ引継ぎすべきところ、登録票の作成及び決裁後、そのまま保管し処理を漏らしたものです。	2事業所2名	未徴収	174,734	○担当者が2事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○二以上事業所勤務被保険者保険料登録票及び保険料調整伺の入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料計算日前日に、決裁を受けた保険料登録票のダブルチェックを行うことを周知・徹底しました。	内部
68	賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りについて	入力誤り	鹿児島	鹿児島北	2004年 3月31日	2012年 5月31日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際に、2名のうち1名の方の標準賞与額を206千円と入力すべきところ、誤って204千円と入力し、もう1名の方の標準賞与額を111千円と入力すべきところ誤って117千円と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	その他	1,561	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
69	賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りについて	入力誤り	東京	足立	2006年 2月1日	2012年 5月21日	○事務センターより、賞与支払届の確認依頼があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際に、200千円と入力すべきところ、誤って220千円と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	2,115	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、賞与支払届の審査の際の注意事項を説明し確認を徹底するよう周知しました。	内部
70	二以上事業所勤務の不該当時における被保険者取得区分の処理誤りについて	入力誤り	愛媛	新居浜	2012年 7月9日	2012年 7月13日	○事業所より、従業員が国民健康保険組合に加入しているにもかかわらず、健康保険被保険者証が届いたとの問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務の不該当時における被保険者取得区分の処理誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務の不該当処理を行う際、従前より健康保険適用除外被保険者として承認されているため、被保険者取得区分を「厚生年金のみ加入」で入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康保険被保険者証の回収及び決定通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位：円)	対応	対策	判明 契機
71	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	福岡	事務 センター	2011年 9月7日	2012年 7月20日	○社会保険労務士より、標準報酬月 額が届出た内容と異なっているとの問 合せがあり、確認したところ、算定基礎 届に係る標準報酬月額の入力誤りが 判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報 酬月額1,500千円で入力すべきとこ ろ、誤って150千円で入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	777,756	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、保険料について、 次回納付時に調整することで了承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○担当部署において、届書の審査 時の確認及び警告リストの確認の 徹底について周知しました。	外部
72	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	千葉	事務 センター	2011年 7月27日	2012年 7月27日	○担当者が算定基礎届の審査を行っ た際、従前の標準報酬月額と大きく乖 離していたため、確認したところ、算定 基礎届に係る標準報酬月額の入力誤 りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額4,000千円及び2 80千円で入力すべきところ、誤って4 00千円及び28千円で入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所2名	未徴収	648,681	○担当者が会計事務所にお詫びの 上説明し、保険料について、次回納 付時に調整することで了承を得まし た。事業所に対して説明していただ けとのことのお申出があったためお願 いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	内部
73	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	大阪	事務 センター	2012年 7月4日	2012年 7月23日	○事業所より、保険料増減内訳書の 賞与額に相違があるとの問合せがあ り、確認したところ、賞与支払届に係 る標準賞与額の入力誤りが判明しまし た。	○賞与支払届の標準賞与額を入力す る際に、5千円と入力すべきところ、 誤って5,000千円と入力したことによ ります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月末に 納入告知書で納付いただくことで承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダ ブルチェックを徹底するよう周知し ました。	外部
74	育児休業 等取得者 申出書の 入力誤り について	入力 誤り	東京	事務 センター	2012年 2月17日	2012年 9月27日	○事業所より、育児休業等取得者申 出書を提出したにもかかわらず厚生年 保険料が請求されたとの問合せがあ り、確認したところ、育児休業等取得 者申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が育児休業等取得者申出 書を入力する際、終了予定年月日を 平成25年8月と入力すべきところ、平 成24年8月と誤って入力したことによ ります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	46,317	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外部
75	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	栃木	栃木	2004年 8月30日	2012年 7月27日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届 に係る標準報酬月額の入力誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標 準報酬月額320千円で入力すべきと ころ、誤って300千円で入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	45,570	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明しました。また、保険 料については時効により徴収できな いこと及び年金給付には反映する ことを説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、入力後のダ ブルチェックを徹底するよう周知し ました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
76	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	栃木	栃木	2004年 8月30日	2012年 7月27日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届に 係る標準報酬月額の入力誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標 準報酬月額530千円で入力すべきと ころ、誤って340千円で入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	464,231	○担当者が事業所にお詫びの上説 明しました。また、保険料について は時効により徴収できないこと及び 年金給付には反映することを説明 し、了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、未払分の年金を支払すること で了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。 ○お客様より年金額仮計算書を受 理し機構本部へ進達しました。	○担当部署において、入力後のダ ブルチェックを徹底するよう周知し ました。	内 部
77	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	熊本	事務 センター	2012年 8月24日	2012年 10月16日	○事業所より、算定基礎届の処理内 容について問合せがあり、確認したと ころ、算定基礎届に係る標準報酬月額 の入力誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額1,000千円で入力 すべきところ、誤って100千円で入力 したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	357,926	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、過払い分の年金については今 後支払われる年金より2分の1調整 することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外 部
78	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	神奈川	事務 センター	2012年 8月1日	2012年 10月24日	○事業所より、保険料が合わないとの 問合せがあり、確認したところ、算定基 礎届に係る標準報酬月額の入力誤り が判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額60千円で入力すべ きところ、誤って600千円で入力した ことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月末に 納入告知書で納付いただくことで承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外 部
79	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	三重	事務 センター	2012年 10月4日	2012年 10月22日	○社会保険労務士より、受託事業所 の保険料請求額について問合せがあ り、確認したところ、賞与支払届に係 る標準賞与額の入力誤りが判明しまし た。	○委託業者が賞与支払届の標準賞与 額を入力する際に、23千円と入力す べきところ、誤って9,999千円と入力 したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士及び 事業所にお詫びの上説明し、保険 料については、今月末に納入告知 書で納付いただくことで了承を得ま した。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、未収録・要確認結果一覧表 の確認漏れ防止のため、一覧表に 確認者の印を押印する旨の報告が ありました。	外 部
80	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	熊本	事務 センター	2012年 8月3日	2012年 10月29日	○事業所より、算定基礎届の標準報 酬月額が誤っているとの問合せがあ り、確認したところ、算定基礎届に係 る標準報酬月額の入力誤りが判明しま した。	○算定基礎届を入力処理する際、報 酬月額190千円で入力すべきところ、 誤って690千円で入力したことによ ります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月末に 納入告知書で納付いただくことで承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダ ブルチェックを徹底するよう周知し ました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
81	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	神奈川	平塚	2012年 7月10日	2012年 10月15日	○事業所より、従業員に年金支給停 止の知らせが届いたとの問合せがあ り、 算定基礎届に係る標準報酬月額の入 力誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、報 酬月額を1桁誤って入力したことによ ります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未払い	112,980	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、今月末に調 整することで了承を得ました。 ○年金受給者であるお客様にお詫 びの上、誤って支給停止となった年 金の支払について説明し、了承を 得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。 ○未払分の年金の支払を確認しま した。	○担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし た。	外部
82	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	兵庫	事務 センター	2010年 1月4日	2012年 1月11日	○年金事務所より、標準賞与額の決 定に誤りがあるとの連絡があり、確認 したところ、賞与支払届に係る標準賞 与額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力す る際に、5,000千円と入力すべきとこ ろ、誤って150千円と入力したことによ ります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	616,524	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、賞与支払届 の審査の際の注意事項を説明し確 認を徹底するよう周知しました。	内部
83	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	新潟	事務 センター	2012年 8月8日	2012年 10月22日	○事業所より、保険料が合わないとの 問合せがあり、確認したところ、算定基 礎届に係る標準報酬月額の入力誤り が判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額500千円で入力す べきところ、誤って50千円で入力した ことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月末に 納入告知書で納付いただくことで了 承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外部
84	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	静岡	事務 センター	2012年 9月12日	2012年 12月6日	○年金事務所より、算定基礎届の標 準報酬月額について確認依頼があり、 確認したところ、算定基礎届に係る標 準報酬月額の入力誤りが判明しまし た。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額60千円で入力すべ きところ、誤って600千円で入力した ことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	398,251	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、次回納付 時に調整することで了承を得まし た。 ○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、未払分の年金を支払すること で了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	内部
85	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	島根	事務 センター	2012年 8月16日	2012年 11月29日	○事業所より、保険料の口座振替額 が誤っているとの問合せがあり、確認 したところ、算定基礎届に係る標準報 酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処理 する際、報酬月額を1桁誤って入力し たことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	823,248	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、過払い分の年金については 今後支払われる年金より2分の1調 整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
86	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力誤り	大阪	大手前	2006年 9月1日	2012年 11月14日	○事務センターより、記録補正依頼があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標準報酬月額280千円を入力すべきところ、誤って590千円を入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	205,567	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
87	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力誤り	東京	板橋	2004年 12月27日	2013年 2月8日	○事務センターより、賞与支払届の確認依頼があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際に、70千円と入力すべきところ、誤って7千円と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	14,001	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
88	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力誤り	群馬	桐生	2007年 8月27日	2012年 12月11日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違しているとの照会があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力する際に、112千円と入力すべきところ、誤って125千円と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	2,637	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、賞与支払届の審査の際の注意事項を説明し確認を徹底するよう周知しました。	内部
89	資格喪失 年月日の 訂正誤り について	入力誤り	神奈川	厚木	2011年 8月9日	2012年 3月19日	○担当者が訂正済の資格記録を確認したところ、資格喪失年月日の訂正誤りが判明しました。	○事務センターより資格喪失年月日の訂正依頼を受け、処理を行う際、昭和48年6月5日と入力すべきところ、誤って昭和49年6月5日と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1名	過払い	7,468	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いした年金について、今後支払される年金より調整することで、了承を得ました。 ○年金額仮計算書及び返納方法申出書を受理し、機構本部へ進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底を行いました。	内部
90	定時決定 時における 来所案内 書の作成 誤りにつ いて	通知書等の作成誤り	東京	武蔵野	2012年 6月15日	2012年 6月18日	○事業所より、算定基礎届の調査会場について問合せがあり、確認したところ、定時決定時における来所案内書の作成誤りが判明しました。	○定時決定時における来所案内書を作成する際、案内書に誤った会場を記載し送付したことによります。 ○封入・封緘時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	434事 業所	—	0	○担当者が434事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お詫びの文書及び正しい案内書を送付しました。	○担当部署において今回の事象について説明し、送付物の記載内容の確認及び封入・封緘時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
91	FAXの誤送信について	誤送付・誤送信	東京	事務センター	2012年 8月17日	2012年 8月21日	○お客様より、全国健康保険協会あてのFAXが誤って送られてきたとの問合せがあり、確認したところ、FAXの誤送信が判明しました。	○事業所からの連絡票を全国健康保険協会にFAX送信する際、宛先の番号の前に「0」を登録すべきところ、失念したため、誤ってお客様の自宅に送信したものです。 ○送信時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	1事業所2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送信した連絡票を回収しました。 ○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○全国健康保険協会に連絡票を再送信しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、FAX送信時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
92	FAXの誤送信について	誤送付・誤送信	宮城	仙台東	2012年 7月20日	2012年 7月20日	○お客様より、関係のないFAXが誤って送られてきたとの問合せがあり、確認したところ、FAXの誤送信が判明しました。	○事業所より、提出書類のFAX依頼を受けた際、個人情報有するため郵送で送付する旨説明すべきところ、認識不足により、FAXで送信したものです。	1事業所6名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送信したデータの削除を依頼しました。 ○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事業所に個人情報を含まない提出書類のひな型をFAX送信しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、FAX送信時のダブルチェックの徹底について周知・徹底しました。	外部
93 ～ 94	厚生年金適用関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	中部 大阪	ブロック本部 枚方	2012年 11月5日	2012年 11月15日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金適用関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに厚生年金適用関係通知書を送付する際に、担当者が誤って別のお客様に送付する厚生年金適用関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	4名	—	0	○担当者をご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金適用関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに厚生年金適用関係通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するように周知しました。	外部
95 ～ 103	厚生年金適用関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	東京 東京 茨城 東京 東京 兵庫 香川 東京	事務センター	2012年 12月11日 ～ 2013年 2月25日	2012年 12月14日 ～ 2013年 2月26日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金適用関係通知書等の誤送付が判明しました。	○委託業者がご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金関係通知書を送付する際に、誤って別の事業所に送付する厚生年金適用関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における委託業者の確認が不十分であったことによります。	20事業所 46名	—	0	○担当者をご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金適用関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金徴収関係通知書を送付しました。	○委託業者に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう要請したところ、担当者にダブルチェックの徹底を指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
104	算定基礎届及び月額変更届の受付状況に係る説明誤りについて	説明誤り	新潟	事務センター	2012年7月3日	2012年7月3日	○担当者が算定基礎届の受付を確認したところ、算定基礎届及び月額変更届の受付状況に係る説明誤りが判明しました。	○算定基礎届等の添付書類を受付た際、算定基礎届等が提出済であるにもかかわらず、確認不足により、事業所に未提出であると誤った説明を行ったことによります。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が入力処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
105	養育期間標準報酬月額特例申出書に係る説明誤りについて	説明誤り	熊本	熊本西	2010年3月頃	2012年6月29日	○事業所より、養育期間標準報酬月額特例申出書の提出の有無について問合せがあり、確認したところ、養育期間標準報酬月額特例申出書に係る説明誤りが判明しました。	○第2子に係る養育期間標準報酬月額特例申出書の提出の有無について相談を受けた際、第1子のみなし従前標準報酬月額を第2子のみなし標準報酬月額とするためには第2子についても養育期間標準報酬月額特例申出書を提出する必要がある旨説明すべきところ、提出の必要がないと誤った説明を行ったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○養育期間標準報酬月額特例申出書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、養育期間標準報酬月額特例申出書の提出要件について周知・徹底を行いました。	外部
106	育児休業等取得者申出書に係る説明誤りについて	説明誤り	千葉	松戸	2011年6月14日	2012年6月5日	○事務センターより、事業主の育児休業等取得者申出書が回送されたとの連絡があり、確認したところ、育児休業等取得者申出書に係る説明誤りが判明しました。	○社会保険労務士より、育児休業等取得者申出書の提出について問合せがあった際、対象者が事業主であるにもかかわらず、認識不足により、申出できると誤った説明を行ったものです。	1事業所1名	未徴収	1,806,607	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○育児休業記録の取消処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、育児休業等取得者申出書の対象者の取扱いについて周知・徹底しました。	内部
107	賞与支払届総括表の所在不明について	受理後の書類管理誤り	東京	武蔵野	2012年4月10日	2012年5月24日	○事業所より、賞与支払届を提出したにもかかわらず、賞与支払届催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届総括表の所在不明が判明しました。	○賞与支払届及び総括表を受付た際、速やかに事務センターへ進達すべきところ、書類の管理不足により、所在不明となったものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○お詫びの文書を送付しました。 ○総括表を再提出いただき、処理を行いました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
108	算定基礎届の所在不明について	受理後の書類管理誤り	東京	立川	2012年7月30日	2012年10月30日	○担当者が算定基礎届の受付簿を確認したところ、算定基礎届の所在不明が判明しました。	○算定基礎届を受付た際、速やかに処理すべきところ、書類の管理不足により、所在不明となったものです。	1事業所1名	未徴収	10,754	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、算定基礎届の再提出についてお願いしたところ、了承を得ました。 ○算定基礎届を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において今回の事象について説明し、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
109	算定基礎 届の所在 不明につ いて	受 理 後 の 書 類 管 理 誤 り	栃木	事務 センター	2012年 7月23日	2012年 9月19日	○社会保険労務士より、7事業所分の 決定通知書が届かないとの問合せが あり、確認したところ、算定基礎届の所 在不明が判明しました。	○算定基礎届を受付た際、速やかに 処理すべきところ、書類の管理不足に より、所在不明となったものです。	7事業 所35 名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫 びの上、算定基礎届の再提出につ いてお願いしたところ、了承を得ま した。事業所に対して説明してい ただけるとのお申出があったためお 願いました。 ○算定基礎届を受理し、訂正処理 を行いました。 ○社会保険労務士あてに決定通知 書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の 書類の進捗管理の徹底について周 知を行いました。	外 部
110	養育期間 標準報酬 月額特例 申出書の 所在不明 について	受 理 後 の 書 類 管 理 誤 り	東京	事務 センター	2012年 9月24日	2012年 9月24日	○担当者が処理済の届書等を確認し たところ、養育期間標準報酬月額特例 申出書が所在不明になっていることが 判明しました。	○委託業者が養育期間標準報酬月額 特例申出書を処理後、速やかに点検 担当者に引継ぎすべきところ、書類の 管理不足により、所在不明となったも のです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫 びの上、申出書の写しの送付をお 願いし、了承を得ました。事業所 に対して説明していただけるとのお 申出であったためお願いしました。 ○養育期間標準報酬月額特例申 出書の写しを受理し担当者が処理 を行い、事業所あて受理通知書 を送付しました。	○委託業者に対し、受付時の書類 管理の徹底について要請したとこ ろ、担当者に事象を説明し受付時 の確認を徹底するよう指導した旨の 報告がありました。	内 部
111	個人情報 の不適正 な取扱い について	事 故 等	愛知	一宮	2011年 5月26日	2012年 10月2日	○全喪した事業所の元事業主より、元 従業員の住所及び電話番号を確認し たいとの問合せがあり、確認したとこ ろ、個人情報の不適正な取扱いが判 明しました。	○全喪した事業所の元事業主より、元 従業員2名の住所及び電話番号の確 認依頼を受けた際、事業所が全喪して いることを確認せず、住所情報等を説 明したものです。	1事業 所2名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお 詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、個人情報の取扱いの徹 底について周知を行いました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
112	小切手による保険料の領収誤りについて	確認・決定誤り	京都	下京	2012年 5月21日	2012年 5月22日	○領収した小切手を金融機関に持ち込んだ際に、確認したところ、小切手による保険料の領収誤りが判明しました。	○事業所より小切手を領収する際に、小切手の所定欄に押印のない小切手を受理したことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が、事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事業所より小切手の所定欄に押印をいただきました。	○担当部署において、事象の説明を行い、小切手等の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
113	納入告知書の送付誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務 センター	2012年 4月11日	2012年 4月13日	○事業所より、納入告知書が2重に届いているとの連絡があり、確認したところ、納入告知書の送付誤りが判明しました。	○保険料の口座振替不能事務所に対する納入告知書を作成する際に、事務所と事務センター間の調整不足より処理を誤り、2重に作成し送付したことによります。	159事 業所	—	0	○担当者が全ての事業所にお詫びの上説明し、重複した納入告知書については破棄していただくことで、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、事務所と事務センター間の連絡方法を見直しました。	外部
114	児童手当拠出金の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2012年 4月20日	2012年 7月11日	○年金事務所で、算定基礎届の保険料について確認を行った際に、児童手当拠出金の決定誤りが判明しました。	○児童手当拠出金の算出を行う際に、月額変更届の提出があったにもかかわらず、変更前の数字で計算を行ったことによります。	2事業 所1名	過徴収	406	○担当者が、それぞれの事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、決定通知書発送前に再確認を行うよう周知しました。	内部
115	保険料額の訂正処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2012年 5月頃	2012年 9月27日	○事業所より、保険料額について問合せがあり、確認したところ、保険料額の訂正処理誤りが判明しました。	○事業所より提出された資格喪失訂正の届出に伴う保険料額の調整について、本来、減額調整すべきところ、取消処理を行ったことによります。	1事業 所	未徴収	62,614	○担当者が、事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、保険料の調整に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
116	厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りについて	確認・決定誤り	群馬	桐生	2012年 11月8日	2012年 11月13日	○担当者が特例納付保険料納付勤奨状を作成する際、保険料額を確認したところ、厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りが判明しました。	○特例納付保険料を計算する際、第三者委員会のあっせん内容に基づき、標準報酬月額を80千円として計算すべきところ、8千円として計算し、事業所に納付申出書を送付したものです。	1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付申出書の差替を行い、事業所あて納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特例納付保険料を計算する際は、第三者委員会のあっせん内容を必ず確認するよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
117	厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りについて	確認・決定誤り	栃木	宇都宮東	2012年 10月26日	2012年 11月5日	○他年金事務所より、特例納付保険料額が誤っているとの連絡があり、確認したところ、厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りが判明しました。	○特例納付保険料を計算する際、発生・改定月を平成6年12月として計算すべきところ、誤って平成6年1月として計算し、事業所に納付申出書を送付したものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付申出書の差替を行い、事業所あて納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特例納付保険料を計算する際のダブルチェックの徹底について周知しました。	内部
118	厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りについて	確認・決定誤り	福井	敦賀	2012年 8月29日	2012年 10月19日	○他年金事務所より、特例納付保険料額が誤っているとの連絡があり、確認したところ、厚生年金保険特例納付保険料の計算誤りが判明しました。	○特例納付保険料を計算する際、第三者委員会のあつせん内容に基づき、標準報酬月額を8千円として計算すべきところ、誤って10千円として計算し、事業所に納付申出書を送付したものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付申出書の差替を行い、事業所あて納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特例納付保険料を計算する際は、窓口装置の記録だけではなく、第三者委員会のあつせん内容を必ず確認するよう周知・徹底しました。	内部
119	滞納保険料の差押に係る延滞金の計算誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2008年 10月16日	2012年 11月5日	○年金事務所において、交付要求に係る債権現在額申立書を作成する際に、確認したところ、滞納保険料の差押に係る延滞金の計算誤りが判明しました。	○滞納保険料の差押に係る処理を行った際に、窓口装置入力処理を誤り、本来、免除されない期間の延滞金を免除したものです。	1事業所	未徴収	64,700	○担当者が、破産管財人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○延滞金の訂正処理を行い債権現在額申立書を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、差押のオンライン入力時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
120	差押債権の振込金に係る領収証書の作成誤りについて	確認・決定誤り	奈良	奈良	2012年 11月1日	2012年 12月3日	○年金事務所、預金残高の確認を行った際に、差押債権の振込金に係る領収証書の作成誤りが判明しました。	○生命保険解約返戻金について、口座振込による預り金として受領処理を行った際に、領収証書を振込日で作成すべきところ、翌日で作成したことによります。	1事業所	—	0	○担当者が事業所担当者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事業所より、誤った領収証書を回収し、正しい領収証書を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、収納事務の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
121	健康保険・厚生年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	練馬	2012年 4月11日	2012年 5月31日	○事業所より、保険料の口座振替額について問合せがあり、確認したところ、健康保険・厚生年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理誤りが判明しました。	○事業所より提出のあった、健康保険・厚生年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理を行った際に、事業所整理記号を誤って、別事業所の記号により登録したことによります。	2事業所	未徴収	221,847	○担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○影響額について、納付書による納付を依頼し納付されたことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、事業所整理番号の登録時の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
122	保険料の 領収誤り について	確認・ 決定誤り	香川	高松東	2013年 2月18日	2013年 2月20日	○年金事務所において、領収事跡の 確認を行ったところ、保険料の領収誤 りが判明しました。	○事業所から年金事務所の窓口で保 険料の納付を受けた際に、納入告知 日前に保険料を領収したことによりま す。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 保険料に充当しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、処理スケジュールの確認を 徹底するよう周知しました。	内 部
123	保険料の 領収遅延 について	未処 理・処 理遅延	東京	新宿	2011年 7月1日	2011年 7月15日	○年金事務所、未開封の郵送物につ いて、確認したところ、保険料の領 収遅延が判明しました。	○事業所より郵送された保険料につ いて、担当者が不在であったため、早 急な確認が行われなかったことにより ます。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○事業所に領収証書を交付しまし た。	○担当部署において、事象の説明 を行い、担当出張時の郵送物の取 扱の確認を徹底するよう周知しまし た。	内 部
124	滞納保険 料に係る 差押予告 通知書の 作成誤り について	通知 書等 の作成 誤り	愛知	半田	2011年 11月16日	2011年 11月17日	○事業所より、差押予告通知書につ いて問合せがあり、確認したところ、滞納 保険料に係る差押予告通知書の作成 誤りが判明しました。	○滞納保険料に係る差押予告通知書 を作成した際に、納付状況の確認不 足より、既に納付済みの保険料を含め て作成したことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○誤った差押予告通知書について は既に廃棄済みであることを確認し ました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、通知書作成時の納付状況 の確認を徹底するよう周知しまし た。	外 部
125	差押債権 の振込金 に係る領 収証書の 作成誤り について	通知 書等 の作成 誤り	佐賀	唐津	2012年 5月1日	2012年 5月7日	○年金事務所、預金残高の確認を 行った際に、差押債権の振込金に係 る領収証書の作成誤りが判明しまし た。	○差押債権の振込金に係る領収証書 を作成した際に、領収書を振込日で作 成すべきところ、領収証書作成日とし たことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○事業所より、誤った領収証書を回 収し、正しい領収証書を送付しまし た。	○担当部署において、事象の説明 を行い、収納事務の取扱の確認を 徹底するよう周知しました。	内 部
126	領収済通 知書の作 成誤りに ついて	通知 書等 の作成 誤り	山梨	甲府	2012年 9月25日	2012年 10月4日	○事務センターより、領収済通知書に ついて問合せがあり、確認したところ、 領収済通知書の作成誤りが判明しまし た。	○事業所あて、領収済通知書を作成 する際に、様式を誤り延滞金用の様式 を使用したことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、保 険料納付として取扱うとの回答があ り訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、領収済通知書作成時の再 確認を徹底するよう周知しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
127	納入告知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	新潟	事務センター	2012年 11月13日	2012年 11月22日	○事業所より、納入告知書について問合せがあり、確認したところ、納入告知書の作成誤りが判明しました。	○船員保険加入事業所に対する、納入告知書を作成する際に、本来、船員保険用の様式を使用すべきところ、厚生年金用の様式を使用したことによります。 ○委託業者の確認不足によるものです。	17事業所	—	0	○担当者が全ての事業所担当者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○全ての事業所より、誤った納入告知書を回収し、正しい納入告知書を送付しました。	○委託業者に再発防止策の徹底を図るよう連絡し顛末書を受理しました。	外部
128	厚生年金徴収関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	東京	目黒	2012年 4月11日	2012年 4月13日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金徴収関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別の事業所に送付する厚生年金徴収関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	2事業所	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事業所あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
129 ～ 131	厚生年金徴収関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	宮城 宮城 愛知	事務センター	2012年 10月19日 ～ 2013年 3月21日	2012年 10月22日 ～ 2013年 3月26日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金徴収関係通知書等の誤送付が判明しました。	○委託業者がご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付する際に、誤って別の事業所に送付する厚生年金徴収関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における委託業者の確認が不十分であったことによります。	6事業所	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付しました。	○委託業者に対し今回の事象を説明し、事業所あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう要請したところ、担当者にダブルチェックの徹底を指導した旨の報告がありました。	外部
132	保険料重複納付時の充当処理に係る説明誤りについて	説明誤り	福岡	南福岡	2011年 12月5日	2012年 1月13日	○年金事務所において、事業所の納付状況を確認したところ、保険料重複納付時の充当処理に係る説明誤りが判明しました。	○事業所より重複して納付した保険料について、その後の充当処理について説明を行った際に、本来、還付又は11月分として充当されるものを、10月分として充当されると誤った説明を行ったことによります。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、保険料の充当処理の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
133	保険料の 滞納金額 に係る説明 誤りについて	説明 誤り	大阪	城東	2010年 12月21日	2011年 12月13日	○事業所の担当者と滞納保険料について協議の際に、保険料の滞納金額に係る説明誤りが判明しました。	○滞納事業所に対する債務承認書の取得を行う際に提示した滞納保険料の内訳について、一部の期間に係る延滞金を計上せずに説明したことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、債務承認書等作成時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
134 ～ 139	厚生年金 徴収関係 通知書等の 誤送付について	事故等	奈良 兵庫 兵庫 宮城 千葉 岡山	奈良 姫路 姫路 大河原 船橋 岡山東	2012年 11月21日 ～ 2013年 2月22日	2012年 11月22日 ～ 2013年 2月25日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、郵便局の配達員による厚生年金徴収関係通知書等の誤配達が発見されました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	15事業 所	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した厚生年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○郵便局の担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明し、事業所あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達するよう要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
140	国民年金 任意加入 申出書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	鳥取	鳥取	2009年 4月13日	2011年 12月8日	○任意加入中のお客様より、受給権の確認依頼があり、確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、学生期間に係る合算対象期間の確認不足により、誤って受給権を満たしているお客様から任意加入申出書を受理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたものです。	1名	未払い	3,304,501	○担当者がお客様に代理人にお詫びの上説明しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
141	国民年金 任意加入 時における 受給資格 期間の 確認誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	札幌東	2007年 2月9日	2012年 2月22日	○事務センターより、老齢年金裁定請求書について連絡があり、確認したところ、国民年金任意加入時における受給資格期間の確認誤りが判明しました。	○任意加入時に、お客様の第3号被保険者期間について、配偶者が65歳到達以降も引き続き第3号被保険者となっていたため、本来、第1号被保険者への種別変更届の提出を依頼したうえで受給要件を確認すべきところ、これを漏らしたことによります。 ○担当者がお客様及び配偶者の年金記録の確認が不十分であったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、当時の保険料額での納付は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格喪失日の取消処理を行い、納付書を送付しました。 ○保険料が納付されたことを確認し、事務センターへ老齢基礎年金裁定請求書を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受給資格期間の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
142	国民年金 事務費交付金に 係る基礎 数値の提供 誤りに ついて	確認・ 決定誤り	岩手	盛岡	2012年 2月7日	2012年 4月5日	○ブロック本部より、国民年金事務費交付金の基礎資料に誤りがあるとの連絡があり、確認したところ、国民年金事務費交付金に係る基礎数値の提供誤りが判明しました。	○国民年金事務費交付金の基礎資料の集計及び登録を行う際、2市町村の特別障害給付金受給者数を誤って登録したことによります。	2市町村	未払い	54	○担当者が2市町村にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事務費交付金請求書の差替を行い、未払いの事務費交付金の追加支給を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、報告時の内容確認及びダブルチェックの徹底について周知しました。	内部
143	国民年金 任意加入 に係る資格 喪失予定 年月日の 誤りに ついて	確認・ 決定誤り	東京	練馬	2008年 10月7日	2012年 2月14日	○65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の厚生年金期間を算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を含む前納金額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認を周知・徹底しました。	内部
144	国民年金 手帳記号 番号の登録 誤りに ついて	確認・ 決定誤り	山形	事務 センター	2010年 7月8日	2011年 8月24日	○機構本部より、お客様の年金記録について確認依頼があり、確認したところ、国民年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○B様のねんきん特別便の回答に基づき登録処理を行った際、確認不足により、同姓同名・同一生年月日のA様の国民年金手帳記号番号を登録したため、B様に誤って国民年金保険料を還付したものです。	2名	誤還付	103,000	○担当者がB様にお詫びの上、国民年金保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、B様に返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録を確認する際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
145	国民年金 任意加入 者における 受給資格 期間の 確認誤り について	確認・ 決定誤り	千葉	幕張	2012年 1月30日	2012年 5月31日	○担当者がお客様の年金記録を確認したところ、国民年金任意加入者における受給資格期間の確認誤りが判明しました。	○任意加入をされているお客様の国民年金手帳番号が判明したため記録訂正を行った際、老齢基礎年金の満額受給までの計算や受給資格要件の確認等を誤ったことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことによるものです。	1名	誤還付	13,640	○担当者がお客様にお詫びの上、誤って還付した保険料について返納していただき正しい還付処理をさせていただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、返納金納入告知書及び還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入者の記録訂正を行う際、受給要件の確認の徹底について周知を行いました。	内部
146	国民年金 被保険者 資格喪失 申出書の 受理漏れ について	確認・ 決定誤り	茨城	水戸北	2011年 8月10日	2012年 8月30日	○お客様より、国民年金の資格喪失手続きを行ったにもかかわらず、保険料が口座から引落しされているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者資格喪失申出書の受理漏れが判明しました。	○お客様より、任意加入の資格喪失申出の意思を確認していたにもかかわらず、資格喪失申出書の受理を漏らしたことにあります。	1名	過徴収	29,910	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、資格喪失の意思確認日に遡及して資格喪失申出があったものとし、保険料を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格喪失申出書を入力処理し、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、確認不足により誤った説明を行うことがないよう周知・徹底を行いました。	外部
147	国民年金 第3号被 保険者記 録の補正 処理漏れ について	確認・ 決定誤り	宮崎	宮崎	1992年 1月17日	2012年 6月18日	○お客様の代理人が配偶者死亡による未支給年金及び遺族厚生年金の手続きに来所された際、記録を確認したところ、国民年金第3号被保険者記録の補正処理漏れが判明しました。	○担当者が国民年金手帳記号番号の統合処理を行った際、第3号被保険者記録の補正処理を漏らしたことにあります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	未払い	329,267	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
148	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の誤りに ついて	確認・ 決定誤り	大阪	堺東	2011年 12月12日	2012年 4月11日	○事務センターより、年金請求されたお客様の国民年金資格記録について確認依頼があり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、20歳から60歳までの加入記録を確認した上で480月の資格喪失予定年月日を入力すべきところ、確認不足により、3号不整合期間も含めて480月の資格喪失予定年月日を入力したことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、遡及した任意加入の申出は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、国民年金第3号被保険者記録を確認する際は、配偶者の厚生年金加入期間等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
149	国民年金 任意加入 申出書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	広島	呉	2009年 11月13日	2012年 12月19日	○お客様より、受給権発生日月日の確認依頼があり、確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、免除記録の収録漏れに気が付かず、誤って受給権を満たしているお客様から任意加入申出書を受理したことにあります。	1名	過徴収	89,880	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
150	国民年金 被保険者 資格関係 届の送付 案内漏れ について	確認・ 決定誤り	岩手	盛岡	2012年 5月25日	2012年 10月22日	〇お客様より、国民年金保険料前納 納付書が届かないとの問合せがあり、 確認したところ、国民年金被保険者資 格関係届の送付案内漏れが判明しま した。	〇外国籍により住民基本台帳に未登 録のお客様より、国民年金の加入手 続き及び前納の相談を受けた際、速 やかに資格取得届の提出依頼を行 い、前納納付書を送付すべきところ、 失念したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既 に納付済の保険料額と前納保険料 額との差額を領収可能との回答が あり、現金領収し、了承を得ました。 〇資格関係届の入力処理及び納 付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様からの相談及び 依頼に対しの確な対応を行うことを 周知・徹底しました。	外部
151	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の入力漏 れについ て	確認・ 決定誤り	青森	青森	2006年 5月15日	2012年 9月12日	〇お客様より送付された後納申込書を 確認したところ、国民年金任意加入に 係る資格喪失予定年月日の入力漏れ が判明しました。	〇任意加入時に、資格喪失予定年月 日を平成20年8月で入力すべきところ、 65歳到達時である平成19年9月 で資格喪失となり、老齢基礎年金の受 給要件を満たすことができなかったも のです。 〇ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上、 改めて受給資格期間の確認を行う ことについて説明しました。 〇厚生年金期間が判明し、受給要 件を満たしたため、改めてお詫びの 上説明し、了承を得ました。 〇厚生年金期間の統合処理を行 い、老齢年金裁定請求書を受理し ました。 〇機構本部に老齢年金裁定請求書 を進達し、年金が支払されたことを 確認し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認及び入力内容の確認の徹 底について改めて周知を行いまし た。	内部
152	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の入力誤 りについて	確認・ 決定誤り	秋田	秋田	2012年 7月31日	2012年 8月16日	〇65歳未満喪失予定年月日到達者リス トの確認を行ったところ、国民年金 任意加入資格喪失予定年月日の入力 誤りが判明しました。	〇任意加入時に、65歳までに老齢基 礎年金が満額受給にならないお客様 については、喪失予定年月日の入力 が不要なところ、誤って入力したこと によります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	過徴収	100	〇担当者がお客様にお詫びの上、 引き続き納入が必要であることを説 明し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、納 付書を交付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
153	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の誤りに ついて	確認・ 決定誤り	岩手	事務 センター	2011年 1月31日	2012年 11月12日	〇65歳未満喪失予定年月日到達者リス トの確認を行ったところ、国民年金 任意加入資格喪失予定年月日の誤り が判明しました。	〇任意加入時に、老齢基礎年金の満 額受給までの計算に60歳以降の厚生 年金期間を算入したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既 に納付済の保険料額と付加を含む 早割による保険料額との差額を領 収可能との回答があり、現金領収 し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正 処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
154	国民年金 任意加入 申出書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	宮城	大河原	2012年 10月29日	2012年 11月2日	〇担当者が受付た任意加入申出書を 確認したところ、国民年金任意加入申 出書の受理誤りが判明しました。	〇任意加入時に、受給資格要件の確 認不足により、誤って老齢基礎年金の 満額受給要件を満たしているお客様 から任意加入申出書を受理したこと によります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫 びの上説明し、了承を得ました。 〇国民年金任意加入申出書を返戻 しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
155	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	東京	中野	2003年 9月19日	2013年 2月26日	○お客様より老齢年金請求書の提出があり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に、厚生年金の同月得喪期間を算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と前納保険料額との差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
156	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	東京	葛飾	2009年 5月8日	2013年 4月18日	○お客様より、口座振替通知書が届いたが1年前納で登録されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算を1ヵ月誤ったまま資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	未徴収	530	○担当者がお客様にお詫びの上、老齢基礎年金の満額受給まで1ヵ月分の納付が必要な旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
157	国民年金任意加入期間に係る納付済記録の補正処理漏れについて	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2008年 9月30日	2012年 9月5日	○お客様の配偶者が年金請求のため来所し、記録を確認したところ、国民年金任意加入期間に係る納付済記録の補正処理漏れが判明しました。	○任意加入時に、戸籍謄本により婚姻年月日を確認した上で、合算対象期間とすべきところ、確認を怠り、納付済期間として計算したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	50,910	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付済期間については合算対象期間とし、保険料を還付する旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
158	国民年金任意加入期間に係る免除記録の補正処理漏れについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	1986年 2月1日	2013年 1月30日	○事務センターより、老齢年金請求書を確認したところ、国民年金任意加入期間に係る免除記録の補正処理漏れが判明しました。	○国民年金資格記録を強制加入から任意加入に訂正処理を行った際、免除記録を取消すべきところ、確認不足により失念したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、免除記録を取消、合算対象期間とする旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び免除記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、資格記録の訂正処理を行う際、納付記録の確認を必ず行うよう周知・徹底しました	内部
159	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2009年 5月21日	2011年 3月31日	○お客様より、受給権を満たすための納付月数について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、合算対象期間の確認を怠り、受給権を満たすまでに15ヵ月足りないまま資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅により遡って保険料を領収することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、後納制度を利用することで了承を得ました。 ○後納申込書を受理及び入力処理し、納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
160	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	鹿児島	事務 センター	2010年 3月25日	2013年 4月1日	○お客様より老齢年金裁定請求書の 任意加入に係る資格喪失予定年月日 の誤りが判明しました。	○任意加入時に、合算対象期間を算 入しないまま、資格喪失予定年月日を入 力処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	過徴収	118,090	○担当者がお客様にお詫びの上、 保険料の還付について説明し、了 承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部
161	国民年金 第1号被 保険者種 別変更届 の受理漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	大阪	今里	2010年 7月20日	2012年 1月5日	○お客様の配偶者の年金請求書を確認 したところ、国民年金第1号被保険 者種別変更届の受理漏れが判明しま した。	○お客様の年金請求書を受付た際、 配偶者の厚生年金被保険者記録を確認 の上、種別変更届を受理すべきところ、 失念したことによります。	1名	未徴収	15,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明 しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、申 請免除を遡及承認することはできな いとの回答があり、改めてお詫びの 上説明し、了承を得ました。 ○種別変更届を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、届書等の事前審査及び 決裁時のダブルチェックの徹底につ いて周知しました。	内 部
162	国民年金 任意加入 に係る資 格喪失予 定年月日 の誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	埼玉	所沢	2005年 10月5日	2012年 5月21日	○お客様より老齢年金裁定請求書の 提出があり、確認したところ、国民年金 任意加入に係る資格喪失予定年月日 の誤りが判明しました。	○任意加入時に、未登録の手帳記号 番号及び配偶者の合算対象期間の確認 を怠ったため、受給要件を満たすま でに10ヵ月不足したまま資格喪失予 定年月日を入力処理したことによりま す。 ○ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 受給要件を満たすまでに10ヵ月分 の納入が必要な旨説明し、了承を 得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、納 付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部
163	国民年金 任意加入 申出書の 受理誤り について	確認・ 決定誤 り	愛知	熱田	2011年 11月8日	2012年 10月2日	○お客様が年金請求のため来所し、 記録を確認したところ、国民年金任意 加入申出書の受理誤りが判明しまし た。	○任意加入時に、お客様が日本国籍 を取得していたにもかかわらず、国内 在住期間における合算対象期間の確認 を怠ったことより、誤って受給権を満 たしているお客様から任意加入申出 書を受理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	過徴収	164,530	○担当者がお客様にお詫びの上説明 しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 時効分の支払は不可との回答があ り、改めてお詫びの上説明し、了承 を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部
164	国民年金 任意加入 申出書の 受理誤り について	確認・ 決定誤 り	千葉	幕張	2000年 3月31日	2013年 3月7日	○遺族年金請求書を審査した際、記 録を確認したところ、国民年金任意加 入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、誤って第3号被保険 者とならない期間を第3号被保険者期 間として計算し処理したことによりま す。 ○ダブルチェックの際にも見落としたこ とが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明 しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、お 客様より申出があれば、引き続き3 号期間とする旨の回答があり、改め てお詫びの上説明し、申出書を提 出したことでも了承を得ました。 ○お客様より申出書を受理しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
165	国民年金第1号被保険者種別変更年月日の訂正誤りによる誤還付について	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2004年 5月21日	2013年 3月14日	○お客様より提出された、老齢年金請求書を確認したところ、国民年金第1号被保険者種別変更年月日の訂正誤りによる誤還付が判明しました。	○担当者がお客様の記録を確認した際、老齢基礎年金の受給要件を満たした配偶者が65歳に到達した平成16年1月付で正しく種別変更処理が行われていたにもかかわらず、認識不足により、誤って配偶者が厚生年金保険を喪失した平成16年2月に訂正処理を行ったため、納付済の平成16年1月分の保険料を誤還付したことによります。	1名	誤還付	13,300	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の事前審査及び決裁時のダブルチェックの徹底について周知しました。	内部
166	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力漏れについて	確認・決定誤り	滋賀	彦根	2011年 10月25日	2013年 4月22日	○お客様より、送付された口座振替通知書に1年前納振替と記載されているが、あと6ヵ月で満額受給できるはずとの問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	○老齢厚生年金の新規裁定時に、入力エラーの原因である任意加入記録を一旦取消、新規裁定処理後に元の記録に戻すべきところ、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、6ヵ月分の口座振替前納額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、資格記録補正時及び決裁時のダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
167	住所変更届の基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2012年 6月11日	2013年 2月21日	○A様より、源泉徴収票が届かないとの問合せがあり、確認したところ、住所変更届の基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様の基礎年金番号が誤って記載されたA様の住所変更届を処理する際、基礎年金番号と生年月日が相違していたにもかかわらず、本人確認を怠り、生年月日を職権で訂正し処理したため、B様にA様の源泉徴収票等が送付されたものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がB様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付されたA様の源泉徴収票等の廃棄を確認しました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給権者原簿記録と届書等の記載内容が相違している際の確認の徹底について周知を行いました。	外部
168	国民年金第1号被保険者資格取得届の処理時における基礎年金番号の確認誤りについて	入力誤り	広島	事務センター	2010年 2月1日	2010年 5月11日	○他年金事務所より記録の確認依頼があり、確認したところ、国民年金第1号被保険者資格取得届の処理時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○A様の資格取得届を処理する際、A様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、確認不足により、誤って同一氏名・同一生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がB様にお詫びの上、記録の補正について説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様にお詫びの文書を送付しました。 ○A様及びB様の記録の補正処理を行いました。 ○その後、A様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
169	20歳適用 勸奨時における 案内文書の 作成誤りについて	通知書 等の作成誤り	愛知	事務 センター	2012年 11月21日	2012年 12月6日	○年金事務所より、返戻を受けた郵便物に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、20歳適用勸奨時における案内文書の作成誤りが判明しました。	○委託業者が20歳適用勸奨時の案内文書を作成する際、平成24年度の案内文書を使用すべきところ、誤って平成23年度の案内文書を封入したものです。	1473名	—	0	○お客様にお詫びの文書を作成し、送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○委託業者より、再発防止に係る頼末書が提出され、不要となった文書はすべて回収し、破棄処分する旨の報告を受けました。	内部
170 ～ 171	国民年金 適用関係 通知書等の 誤送付について	誤送付・ 誤送信	奈良 福岡	桜井 南福岡	2012年 7月17日 ～ 2012年 8月23日	2012年 7月19日 ～ 2012年 8月28日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、国民年金適用関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに国民年金適用関係通知書を送付する際に、担当者が誤って別のお客様に送付する国民年金適用関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	6名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金適用関係通知書等を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
172	国民年金 第1号被 保険者種 別変更届 の受付時 における 基礎年金 番号の確 認誤りについて	事故等	岩手	花巻	2012年 2月16日	2012年 12月19日	○他年金事務所より、お客様の資格記録について確認依頼があり、確認したところ、国民年金第1号被保険者種別変更届の受付時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○市役所でA様の種別変更届を受付た際、A様の基礎年金番号が不明であったため、可搬型窓口装置で確認したところ、誤って同姓同名・同一生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、進達及び入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上、記録補正等の対応について説明し、了承を得ました。 ○A様及びB様の資格記録の補正処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る頼末書が提出され、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう報告を受けました。	内部
173	役場における 国民年金第 1号被保険 者資格喪失 届の受理誤 りについて	事故等	宮城	大河原	2009年 8月12日	2012年 7月17日	○お客様より免除申請書を受付の際、国民年金に未加入者であったため、確認したところ、役場における国民年金第1号被保険者資格喪失届の受理誤りが判明しました。	○役場において、国民健康保険組合に加入したお客様の国民健康保険資格喪失届を受理した際、認識不足により、誤って国民年金第1号被保険者資格喪失届についても受理したものです。	2名	—	0	○役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。 ○免除申請書を受理し、入力処理を行いました。	○役場より、再発防止に係る頼末書が提出され、今後同様の誤りがないよう担当者へ十分な指導を行ったとの報告を受けました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
174	役場における国民年金第1号被保険者資格喪失届の受理誤りについて	事故等	滋賀	彦根	2011年 2月1日	2011年 9月30日	○担当者が第1号喪失者確認通知対象者一覧表を確認したところ、役場における国民年金第1号被保険者資格喪失届の受理誤りが判明しました。	○役場において、国民健康保険組合に加入したお客様の国民健康保険資格喪失届を受理した際、認識不足により、誤って国民年金第1号被保険者喪失届についても受理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、今後同様の誤りがないよう担当者へ十分な指導を行ったとの報告を受けました。	内部
175	市役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りについて	事故等	愛知	中村	2013年 4月10日	2013年 5月14日	○お客様より、送付された納付書について問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りが判明しました。	○市役所において、3月末日に退職したお客様の種別変更届を受付た際、退職日の翌日を種別変更年月日とすべきところ、確認不足により、誤って退職日を種別変更年月日としたため、3月分の納付書を送付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することです了承を得ました。 ○種別変更年月日の訂正処理を行い、正しい記録の年金手帳及びお詫びの文書を送付しました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
176	区役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りについて	事故等	愛知	中村	2013年 4月頃	2013年 5月16日	○お客様より、送付された納付書について問合せがあり、確認したところ、区役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りが判明しました。	○区役所において、3月末日に退職したお客様の種別変更届を受付た際、退職日の翌日を種別変更年月日とすべきところ、確認不足により、誤って退職日を種別変更年月日としたため、3月分の納付書を送付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○種別変更年月日の訂正処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
177	国民年金適用関係通知書等の誤送付について	事故等	大阪	淀川	2013年 1月28日	2013年 2月6日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、郵便局の配達員による国民年金適用関係通知書等の誤配達が判明しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	2名	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した国民年金適用関係通知書等を回収しました。 ○郵便局の担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金適用関係通知書等を送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達するよう要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
178	法定免除の処理誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	石垣	1999年3月頃	2011年12月7日	○市役所より、障害基礎年金を請求されるお客様の納付記録について問合せがあり、確認したところ、法定免除の処理誤りが判明しました。	○法定免除該当届を受付た際、障害基礎年金を受給していないにもかかわらず処理を行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、法定免除を取消及び申請免除期間とする旨回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○法定免除の取消処理を行い、申請免除期間の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、法定免除の要件の確認について周知・徹底しました。	外部
179	国民年金付加保険料に係る納付期限の確認誤りについて	確認・決定誤り	奈良	奈良	2011年8月頃	2011年9月27日	○お客様より、納付記録についてのお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料に係る納付期限の確認誤りが判明しました。	○納付期限を経過した国民年金付加保険料の相談を受けた際、納付期限が過ぎたものは辞退となり納付ができない旨を説明するところ、確認不足により、納付できると誤った説明をしたことによります。	1名	過徴収	1,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収不可との回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明したところ、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○お詫びの文書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付期限後の付加保険料の取り扱いについて徹底を周知しました。	外部
180	国民年金保険料還付金の振込不能について	確認・決定誤り	島根	事務センター	2012年10月11日	2012年10月29日	○お客様より、国民年金保険料還付金が振込されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付金の振込不能が判明しました。	○還付請求書进行处理する際、代理人に対し振込処理すべきところ、確認不足により、誤って請求者本人に対し振込処理を行ったことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	未払い	135,180	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、還付請求書を審査する際、委任欄にマーカー表示を行い、ダブルチェックを行うよう周知・徹底しました。	外部
181	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	長崎	長崎南	2012年9月4日	2012年10月25日	○お客様が年金請求のため来所した際、記録を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書を受付ける際、お客様が65歳以上の方で老齢基礎年金の受給権を満たすまでの期間を限度に申込していただくべきところ、確認不足により、未納期間すべてに対し申込書を受理したことによります。	1名	過徴収	264,260	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書を受付ける際の受給要件の確認の徹底について周知しました。	内部
182	国民年金保険料後納申込書の受理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2012年10月19日	2012年10月29日	○お客様が年金相談のため来所した際、記録を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受理誤りが判明しました。	○後納申込書を受付ける際、お客様の国民年金手帳記号番号を確認の上、受給権を満たしている旨説明すべきところ、確認不足により、後納申込書を受理したことによります。	1名	過徴収	44,160	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書を受付ける際の受給要件の確認の徹底について周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
183	国民年金 保険料納 付書の作 成誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	横浜南	2012年 8月6日	2012年 10月16日	○市役所より、お客様の納付記録についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様は付加保険料納付者で前納納付書の依頼があった際、付加保険料を含む前納納付書を作成すべきところ失念していたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、前納納付書を作成する際、付加保険料納付申出に係る確認を徹底するよう周知しました。	外部
184	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	福岡	西福岡	2012年 9月5日	2012年 10月25日	○事務センターより年金請求書が返戻されたため、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書を受付の際、お客様の脱退手当金支給期間を確認の上、受給権を満たしている旨説明すべきところ、確認不足により、後納申込書の受理したことによります。	1名	過徴収	498,640	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書を受付の際の受給要件の確認の徹底について周知しました。	内部
185	国民年金 付加保険 料納付書 の作成漏 れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	栃木	栃木	2012年 9月24日	2012年 11月8日	○お客様より、種別変更届、付加保険料納付申出書及びクレジットカード納付申出書の申出を行ったが、定額保険料納付書が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○クレジットカード申出中のお客様に対し、付加保険料納付申出書の入力処理をした際、付加保険料の納付書を手作業で作成し送付すべきところ、認識不足により作成を漏らしたことによるものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書の作成漏れがないよう確認の徹底を周知しました。	外部
186	国民年金 保険料納 付書の送 付漏れに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	北海道	室蘭	2011年 11月7日	2012年 11月2日	○お客様の両親より、納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○納付書が配達不能により返戻されお客様から納付書の再交付の依頼を受けた際、納付書の未送達の記録を解除すべきところ、認識不足により失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、1年前納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書等が配達不能となった際、住所変更の有無にかかわらず再送付し、再度未送達となった場合は現地調査を行うよう周知・徹底しました。	外部
187	国民年金 後納保険 料納付書 の作成誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	相模原	2012年 10月29日	2012年 11月5日	○お客様より、届いた納付書の住所に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、国民年金後納保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○住所変更処理をする際、住所を市外へ変更したにもかかわらず、同一市区町村内の届書コードを入力したものです。 ○後納保険料納付書を作成する際においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成する際は、お客様の住所記録を複数名で確認するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
188	国民年金付加保険料の期限経過に係る確認漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	2012年 7月28日	2012年 10月2日	○お客様より、付加保険料非該当通知書及び保険料の還付案内が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料に係る納付期限の確認漏れが判明しました。	○納付書の送付依頼を受けた際、納付状況を確認の上、納付申出書の再提出を促すところ、確認を怠ったために失念したものです。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、平成24年7月に付加保険料納付申出があったものとみなし、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○還付請求書を回収し、資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料の納付期限経過の有無について確認を徹底するよう周知しました。	外部
189	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2011年 10月4日	2012年 6月26日	○お客様より、納付記録についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力処理する際に、付加保険料の納付書のみ作成し送付するところ、確認不足により、作成を漏らしたことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書作成時における確認を徹底するよう周知しました。	外部
190	交付要求受入金に係る延滞金の計算誤りについて	確認・決定誤り	宮城	古川	2012年 5月18日	2012年 5月24日	○機構本部より、延滞金免除申請書の延滞金額に誤りがあるとの連絡があり、確認したところ、交付要求受入金に係る延滞金の計算誤りが判明しました。	○交付要求受入金の延滞金を計算する際、延滞金計算期間の終期を平成23年4月とすべきところ、平成24年4月とした上で、延滞金額を算出したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	過徴収	21,400	○担当者が破産管財人にお詫びの上、過徴収した保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○延滞金還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、金額等に関するものは、決裁の際に必ずダブルチェックを行うよう周知・徹底しました。	内部
191	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	東京	立川	2012年 10月15日	2012年 12月4日	○お客様から納付書の金額について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○クレジットカード納付を行っているお客様に付加保険料納付申出書を入力する際、付加保険料納付書を手作業で作成すべきところ、認識不足により作成を漏らしたことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、手作業による納付書の作成漏れがないよう周知・徹底しました。	外部
192	国民年金保険料の充当期間の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2012年 7月31日	2012年 9月12日	○ブロック本部より、お客様からの審査請求内容について確認依頼があり、確認したところ、確認したところ、国民年金保険料の充当期間の誤りが判明しました。	○お客様が国民年金保険料を重複納付したため、過誤納決議を行う際、督促期間に充当した上で一部還付すべきところ、認識不足により、通常の未納期間に充当したことによります。	1名	過徴収	8,250	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、充当記録を取消、督促期間に充当を行なった上で差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
193	国民年金付加保険料納付申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	1996年7月頃	2012年3月12日	○国民年金基金より、お客様の納付記録についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の処理誤りが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書を入力する際、国民年金基金加入の有無を確認すべきところ、確認を怠り国民年金基金加入者であるにもかかわらず入力処理を行ったことによります。	17名	過徴収	454,870	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上、付加保険料納付申出書の取消及び納付済の付加保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書の受付の際には、国民年金基金加入の有無を確認し徹底するよう周知しました。	外部
194	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年11月15日	2012年11月15日	○担当者が国民年金保険料納付書の処理結果リストを確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○委託業者が入力処理済の書類を確認する際、処理済分の「入力済」のゴム印を見落とし、処理済の書類を再入力したことにより重複して納付書を作成したものです。	474名	—	0	○担当者が474名のお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○お詫びの文書についてお問合せのあったお客様に対し、お詫びの上説明し、了承を得ました ○その後、お客様より問合せはありませんが、問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、書類の管理及びチェック体制の強化をするよう要請したところ、担当者へ周知・徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
195	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2012年4月25日	2012年6月18日	○お客様より、付加保険料納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付書を作成する際、手作業で納付書を作成すべきところ、確認不足により作成を漏らしたことによるものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、手作業による納付書の作成漏れがないよう周知・徹底しました。	外部
196	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2012年10月9日	2012年12月6日	○お客様より、送付された分割納付書について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○お客様は平成24年10月に付加保険料納付申出書を提出されましたが、担当者が納付書は自動作成されると誤認し納付書の作成を漏らしたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加を含む定額保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、国民年金付加保険料納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	外部
197	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2012年9月28日	2012年12月3日	○お客様の母親より、付加保険料納付書の送付日について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○お客様は口座振替を行っていたため付加保険料納付申出書を入力処理する際には、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたことによるものです。 ○決裁時においても、誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、手作業で納付書を作成する必要があるかを複数名で確認するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
198	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2012年 6月26日	2012年 10月12日	○お客様より、国民年金付加保険料納付申出書を提出したが定額保険料の納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書を入力する際、口座振替の入力締日を経過していたため、手作業で納付書を作成すべきところ、確認不足により作成を漏らしたものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力した際は、必ず翌週に納付書作成画面を確認することを周知・徹底しました。	外部
199	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	東京	立川	2012年 11月13日	2013年 1月10日	○お客様より、納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力する際、付加保険料納付書を手作業で作成しなければならぬところ、認識不足により作成を漏らしていたことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、付加保険料納付書の作成について確認を徹底するよう周知しました。	外部
200	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	北海道	札幌西	2012年 10月1日	2012年 10月15日	○お客様より、付加保険料について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力する際、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理に係る内容を複数名で確認するよう周知・徹底しました。	外部
201	国民年金資格喪失者に対する納付督促について	確認・決定誤り	大阪	枚方	2013年 1月26日	2013年 1月28日	○委託業者より、お亡くなりになった方に国民年金保険料の督促文書を送付したとの連絡があり、確認したところ、国民年金資格喪失者に対する納付督促が判明しました。	○担当者が、死亡情報の確認を漏らし、委託業者に対し納付督促対象者のデータを提供したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することです了承を得ました。 ○死亡確認の登録処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付督促を抑止する対象者の確認の徹底について周知しました。	外部
202	国民年金付加保険料納付申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2006年 7月3日	2013年 2月4日	○国民年金基金より、お客様の納付記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の受理誤りが判明しました。	○付加保険料納付申出書を受理する際、国民年金基金加入の有無を確認すべきところ、確認を怠り基金加入者であるにもかかわらず申出書を受理したことによります。	2名	過徴収	26,000	○担当者よりお客様にお詫びの上、付加保険料申出の取消及び納付済の付加保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、事象を説明し、付加保険料納付申出書の入力処理の際には、国民年金基金加入の有無を確認し、重複加入できない旨を説明するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
203	国民年金保険料納付書の交付誤りについて	確認・決定誤り	茨城	土浦	2012年 10月29日	2012年 10月29日	○A様より、国民年金保険料を納付後、領収証書を確認したところ別人のB様の書類が混入していたとの連絡があり、確認したところ、納付書の交付誤りが判明した。	○窓口において複数のお客様の納付書を受付た際、お客様情報の確認が不十分であったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の領収書を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を受付る際には、納付書の納付期間、氏名等の確認を徹底するよう周知を行いました。	外部
204	国民年金追納納付書作成時における住所変更漏れについて	確認・決定誤り	大阪	城東	2012年 12月28日	2013年 1月4日	○郵便事業株式会社より、国民年金追納納付書が返戻され、確認したところ、国民年金追納納付書作成時における住所変更漏れが判明しました。	○お客様から提出された追納申込書に住所変更を行った旨の記載があったことを見落とし、以前の住所に追納納付書を送付したため、追納納付期限までに追納納付書が送付されなかったものです。	1名	未徴収	14,940	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、追納納付書を入力する際、複数名で住所等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
205	国民年金保険料後納申込承認通知書等の交付誤りについて	確認・決定誤り	東京	立川	2013年 2月18日	2013年 2月22日	○A様より、B様の後納申込承認通知書及び納付書が窓口で交付されたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込承認通知書等の交付誤りが判明しました。	○窓口でA様の後納申込承認通知書及び納付書を交付する際、確認不足により、誤って同日に処理を行ったB様の承認通知書及び納付書を交付したものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って交付したB様の承認通知書等を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様より回収した承認通知書をB様に送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、窓口交付する際ダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
206	交付要求書の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	新潟	新潟東	2012年 7月10日	2012年 10月29日	○機構本部より、交付要求対象期間について確認依頼があり、確認したところ、交付要求書の記載誤りが判明しました。	○担当者が交付要求書を作成する際、交付要求対象期間に破産開始決定後の月を含めて作成し送付したことによります。	1名	過徴収	7,490	○担当者が破産管財人にお詫びの上、過徴収した保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○延滞金還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
207	国民年金付加保険料納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	広島	呉	2012年 5月2日	2012年 8月1日	○お客様より、付加保険料の納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○クレジットカード納付が不能となったお客様より、前納納付書の送付依頼があり作成した際、付加を含む前納納付書を作成し送付すべきところ、確認不足により、誤って定額の前納納付書を作成し送付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成し送付の際には、保険料種別、金額及び期間に誤りがないか複数名で確認することを周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
208	国民年金 保険料納 付書の作 成誤りに ついて	通知書 等の作 成誤り	東京	江戸川	2012年 4月5日	2012年 10月1日	○お客様より、付加保険料の納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○付加保険料納付書を作成する際、確認不足により、定額保険料の納付書を作成したことによるものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書を作成する際は、付加の有無を複数名で確認することを徹底するよう周知しました。	外部
209	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	東京	北	2012年 4月20日	2012年 10月23日	○お客様より、国民年金付加保険料の納付書が届いていないとお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より納付書の送付依頼があった際、付加を含む納付書を作成すべきところ、付加を含まない納付書を作成し送付したことによるものです。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成する際には、確認を徹底するよう周知しました。	外部
210	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	神奈川	平塚	2012年 4月20日	2012年 6月13日	○お客様より、送付された納付書について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より納付書の送付依頼があった際、付加を含む前納納付書を作成すべきところ、誤って定額保険料の前納納付書を作成したことによるものです。 ○納付書発送の際の確認においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者よりお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料を含む前納納付書を作成する際は、付加申出の有無を複数名で確認することを徹底するよう周知しました。	外部
211	国民年金 付加保険 料前納納 付書の作 成誤りに ついて	通知書 等の作 成誤り	山口	下関	2012年 5月7日	2013年 1月11日	○担当者が付加保険料未納者一覧表を確認したところ、国民年金付加保険料前納納付書の作成誤りが判明しました。	○納付書を作成した際、付加保険料を含む前納納付書を作成すべきところ、誤って付加保険料を含まない前納納付書を作成したものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者よりお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料前納納付書を作成する際は、付加の有無を複数名で徹底して確認を行うよう周知しました。	内部
212	国民年金 保険料前 納納付書 の作成誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	長野	松本	2012年 12月6日	2012年 12月10日	○担当者が国民年金保険料前納納付書の確認をしていたところ、納付書の作成誤りが判明しました。	○平成24年12月から平成25年3月までの国民年金保険料前納納付書を作成すべきところ、誤って平成24年12月分の定額納付書と平成25年1月から平成25年3月までの前納納付書を作成したことによります。 ○送付する際も複数名での確認を怠ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、前納納付書を入力する際は、複数名で確認を行い発送するよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
213	国民年金 保険料前 納納付書 の作成漏 れについ て	通知書 等の作 成誤り	愛知	岡崎	2012年 7月13日	2012年 7月17日	○お客様の配偶者より、定額納付書により、国民年金保険料を納付したが、後日、前納納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料前納納付書の作成漏れが判明しました。	○市役所より一括納付書の作成依頼があった際、60歳到達時であれば、年度途中であっても前納納付が可能であるため前納納付書を作成すべきところ、定額の一括納付書を作成し送付したものです。	1名	過徴収	490	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済みの保険料額と前納保険料額との差額について還付可能との回答があり、還付請求書を送付させていただき旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年度途中であっても60歳到達までの前納が可能であること及びお客様が一括納付を希望された際、前納についての案内を徹底するよう周知しました。	外部
214	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	東京	北	2012年 4月18日	2013年 1月23日	○お客様より、納付記録についての問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より前納納付書の依頼があった際、付加を含む納付書を作成すべきところ、付加を含まない納付書を作成したことによるものです。 ○ダブルチェックを怠ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成時に付加申出の有無を複数名で確認することを徹底するよう周知しました。	外部
215	領収証書 の訂正誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	神奈川	鶴見	2013年 2月5日	2013年 3月5日	○担当者が国民年金保険料を領収後、領収証書を確認したところ、領収証書の訂正誤りが判明しました。	○国民年金保険料を領収した際、領収日の記載を誤ったため、書損扱いとすべきところ、認識誤りにより、領収日を訂正し交付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○領収証書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、領収証書の記載時において、金額・領収年月日を誤った場合は書損扱いにするよう周知・徹底しました。	内部
216	FAXの誤 送信につ いて	誤送付・ 誤送信	福岡	南福岡	2012年 5月25日	2012年 5月25日	○金融機関より、先に電話で連絡を受けていた国民年金保険料の口座振替緊急停止のFAX送信票が届かないとの連絡があり、確認したところ、FAXの誤送信が判明しました。	○直接ダイヤルによりFAX番号を登録し送信する場合、2名以上でFAX番号を指差し確認を行ってから送信すべきところ、指差し確認を怠ったことが原因です。	1名	—	0	○担当者が誤送信先である事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送信した送信票を回収しました。 ○担当者が緊急停止の依頼をいただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○口座振替の緊急停止依頼を行い、金融機関に確認を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、FAXにより口座振替の緊急停止を行なう際には、複数名によるチェック及びディスプレイにてFAX番号の指差し確認を行うことについて周知・徹底を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
217 ～ 228	国民年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	誤 送 付 ・ 誤 送 信	宮城 沖縄 兵庫 京都 山口 北海道 千葉 福岡 東京 大阪 東京 東京	大河原 那覇 明石 京都西 山口 札幌東 船橋 南福岡 練馬 枚方 中野 目黒	2012年 2月6日	2012年 2月15日	〇お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、国民年金徴収関係通知書等の 誤送付が判明しました。	〇ご連絡をいただいたお客様あてに 国民年金徴収関係通知書等を送付す る際に、担当者が誤って別のお客様に 送付する国民年金徴収関係通知書等 を封入し送付したものです。 〇封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	28名	—	0	〇担当者がご連絡をいただいたお 客様にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した国民年金徴 収関係通知書等を回収しました。 〇担当者が本来、送付するお客様 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 〇担当者が本来送付するお客様あ てに国民年金徴収関係通知書等を 送付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様あてに文書を送付 する際は封入封緘時に複数名でダ ブルチェックを行うことを徹底するよ う周知しました。	外 部
					2013年 2月21日	2013年 2月27日								
229	国民年金 付加保険 料の納付 期限に係 る説明誤 りについて	説 明 誤 り	神奈川	横浜西	2012年 7月2日	2012年 7月3日	〇担当者が書類を確認したところ、国 民年金付加保険料の納付期限に係る 説明誤りが判明しました。	〇国民年金付加保険料納付書の作成 を行う際、納付期限を確認の上、保険 料納付を促すところ、納付期限が経過 していると誤った説明を行ったことによ ります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取り扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、付加保険料納付書を作 成する際は、納付期限の確認を徹 底するよう周知しました。	内 部
230	国民年金 保険料前 納納付書 の納付期 限の説明 誤りにつ いて	説 明 誤 り	兵庫	加古川	2012年 10月9日	2012年 10月9日	〇お客様より、納付期限について問合 せがあり、確認したところ、国民年金保 険料前納納付書の納付期限の説明誤 りが判明しました。	〇お客様より前納納付書に係る納付 期限の問合せがあった際、納付期限 を確認の上、納付不可と説明すべきと ころ、確認不足により納付可能と誤っ て説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、6ヵ 月前納額を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、付加保険料の納付期限 について確認を徹底するよう周知し ました。	外 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
231	国民年金任意加入時における前納制度の説明漏れについて	説明誤り	高知	高知西	2012年 5月12日	2012年 6月19日	〇お客様より、任意加入申出書を提出した際に前納についての説明がなかったとの問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入時における前納制度の説明漏れが判明しました。	〇任意加入申出書を受付た際、口座振替による納付方法についてのみ説明し、納付書による前納納付が可能であることの説明を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、平成24年5月から平成25年3月の前納保険料は領収不可との回答があり、お詫びの文書を送付しました。 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入届を受付の際、前納制度についての説明漏れがないよう周知・徹底しました。	外部
232	国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	鶴見	2012年 10月31日	2013年 1月8日	〇お客様より、納付記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りが判明しました。	〇口座振替納付申出書を受付ける際に、口座振替の開始月は口座振替開始通知書を確認していただくよう説明すべきところ、受付日の翌月分より口座引落しがされると誤って説明した上、付加保険料納付書の作成を漏らしたことにより納付期限が経過したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替納付申出書を受付ける際、口座振替の開始時期は口座振替開始通知書でご確認いただくことを説明するよう周知・徹底しました。	外部
233	国民年金付加保険料の納付方法に係る説明誤りについて	説明誤り	宮城	石巻	2012年 8月27日	2012年 10月24日	〇お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料の納付方法に係る説明誤りが判明しました。	〇付加保険料納付申出書及び口座振替申出書を受付ける際、口座振替前の期間について納付書による納付が必要になることを説明すべきところ、口座振替されると説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書及び口座振替納付申出書を受付ける際は納付方法の説明を十分行うよう周知しました。	内部
234	国民年金付加保険料前納納付書の説明誤りについて	説明誤り	北海道	札幌北	2012年 10月5日	2012年 11月19日	〇コールセンターより、お客様から国民年金付加保険料前納納付書が届かないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金前納納付書の説明誤りが判明しました。	〇国民年金資格取得及び付加加入についての相談があった際に、前納を希望する場合は、その旨を届書に記入いただくよう説明すべきところ失念したことによるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、加入月からの前納は認められない、ただし回答遅延で納付できなかった付加保険料及び翌月からの前納は領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、前納についての説明を漏れなく行うよう周知・徹底しました。	外部
235	国民年金付加保険料に係る還付額の説明誤りについて	説明誤り	東京	大田	2012年 11月28日	2012年 12月4日	〇担当者が国民年金付加保険料辞退申出書の内容を確認したところ、国民年金付加保険料に係る還付額の説明誤りが判明しました。	〇お客様は付加保険料を1年前納されていましたが辞退申出日より前に納付された前納期間に係る付加保険料を誤って還付できると説明したものです。	2名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上事象を説明しました。 〇機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料の還付不可との回答があり、改めてお詫びの上説明しました。 〇お詫びの文書を送付しました。 〇その後、お客様より問合せはありませんが、問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料辞退申出書を処理をする際は、既に納付いただいている保険料の取り扱いについて説明誤りのないよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
236	区役所における国民年金免除申請書等の進達漏れについて	事故等	愛知	大曽根	2011年 9月30日	2012年 1月16日	○区役所より、お客様から免除申請を行ったが通知書が届かないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、区役所における国民年金免除申請書等の進達漏れが判明しました。	○区役所で免除申請書等を受付た際、速やかに年金事務所等へ進達すべきところ、進捗管理を怠ったことにより失念したものです。	22名	—	0	○区役所の担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除申請書等の入力処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る報告書が提出され、届書受付時及び進捗確認の徹底について報告を受けました。	外部
237	市役所における国民年金関係届書の送付漏れについて	事故等	長崎	諫早	2011年 9月16日	2012年 1月23日	○市役所より、お客様から納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金資格取得届等の送付漏れが判明しました。	○市役所において、国民年金関係届を受付た際、事務センターへ速やかに届書を送付すべきところ、進捗確認を怠り進達を漏らしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○年金手帳及び定額保険料納付書を送付しました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書の点検・進達の際の注意事項の再確認について周知を行った旨の報告がありました。	外部
238	郵便事業株式会社の配達員による郵便物の隠匿について	事故等	長野	岡谷	2012年 4月頃	2012年 6月27日	○郵便事業株式会社の社員より、配達員が郵便物を隠匿していたとの連絡があり、判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が5名分の郵便物を隠匿していたものです。	5名	—	0	○郵便事業株式会社の担当者が5名のお客様にお詫びの上説明し、口座振替に関するお知らせ通知を交付したところ、了承を得ました。 ○他に郵便物が隠匿されていないことを確認しました。	○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する指導を強化する旨の顛末書が提出されました。	外部
239	国民年金付加保険料納付申出書の進達遅延について	事故等	埼玉	事務センター	2012年 9月28日	2012年 11月5日	○年金事務所より、納付記録について問合せがあり、確認したところ、区役所による国民年金付加保険料納付申出書の進達遅延が判明しました。	○区役所において、前納希望のお客様より付加保険料納付申出書を受付た際、納付期限を確認の上速やかに事務センターへ進達すべきところ、進捗確認を怠ったことにより、進達が遅延したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納付加保険料の納付を有効なものとして処理可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○区役所より再発防止に係る顛末書を受理しました。	外部
240	国民年金付加保険料に係る説明不足について	事故等	愛知	刈谷	2012年 7月10日	2012年 10月11日	○お客様より国民年金未納保険料納付勧奨通知書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金付加保険料納付書の説明漏れが判明した。	○市役所で、種別変更届及び付加保険料納付申出書を受付けた際、付加保険料の納付開始月についての説明が不足していたものです。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年7月分の付加保険料は過誤納付処理を行い、平成24年8月分から平成25年3月分は納付したのとして取扱いよう回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○市役所より、職員に対して今回の事象を説明し、再発防止に努める旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
241	金融機関 における 国民年金 保険料等 の着服に ついて	事 故 等	大阪	吹田	2012年 5月28日	2012年 7月19日	〇お客様より、国民年金保険料を納入したにもかかわらず納付書が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、金融機関の社員が国民年金保険料等を着服していたことが判明しました。	〇金融機関の社員がお客様から国民年金保険料等を領収する際に、窓口端末機による国庫金の受付処理を行わず、不正な領収証書に領収日付印を押印しお客様へ交付したものです。 〇国民年金保険料等を受付した場合、検査者の検査を受けなければならぬところ、検査を受けておらず金融機関における管理が不十分であったことによります。	1名	—	0	〇金融機関の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇金融機関からの事故報告に基づき、納付記録が補正されていることを確認しました。	〇金融機関より、今回の事象を全店長に注意喚起し再発防止に係る取扱いを全社員に周知したとの報告書の提出がありました。	外部
242	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りについて	事 故 等	愛知	一宮	2012年 7月18日	2012年 10月25日	〇お客様より、国民年金保険料免除継続審査の結果について問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りが判明しました。	〇市役所における所得情報システムの不具合により、16歳未満の扶養親族の情報が反映されていない所得情報が提供されたことによります。	42名	—	0	〇担当者がすべてのお客様にお詫びの文書を送付し、改めて正しい所得額で審査を行うこと及び誤って送付した通知書等の回収について説明し、了承を得ました。 〇市役所より正しい所得情報の提供を受け、入力処理を行いました。 〇免除承認通知書を送付しました。	〇市役所より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行ったとの報告を受けました。	外部
243	国民年金付加保険料納付該当の処理漏れについて	事 故 等	千葉	千葉	2002年 1月頃	2012年 6月29日	〇お客様より、国民年金付加保険料についての問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付該当届の処理漏れが判明しました。	〇区役所において、農業者年金加入による異動報告書を作成した際、事務センターへの進達を漏らしたことによるものです。	1名	誤還付	47,600	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既に納付処理されている保険料について、返納を求めた上で納付記録を追加可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行い返納金納入告知書を送付しました。	〇区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、異動報告書作成時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
244	金融機関による国民年金保険料領収済通知書の送付誤りについて	事 故 等	千葉	事務センター	2013年 7月19日	2013年 7月22日	〇金融機関より、国民年金保険料領収済通知書を他官公庁に誤って送付したとの連絡があり、確認したところ、金融機関による国民年金保険料領収済通知書の送付誤りが判明しました。	〇金融機関において、国民年金保険料領収済通知書を事務センターに送付すべきところ、誤って他官公庁に誤って送付したものです。	5名	—	0	〇金融機関の担当者が他官公庁にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した国民年金保険料領収済通知書を回収しました。 〇金融機関の担当者が5名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇事務センターに国民年金保険料領収済通知書が送付され、入力処理を行いました。	〇金融機関より、再発防止に係る顛末書が提出され、再発防止を徹底する旨の報告を受けました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
245 ～ 250	国民年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	事故等	山形 香川 群馬 奈良 群馬 千葉	鶴岡 高松西 高崎 奈良 桐生 市川	2012年 3月26日 ～ 2013年 1月19日	2012年 3月27日 ～ 2013年 2月8日	○お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、郵便局の配達員による国民年 金徴収関係通知書等の誤配達が判明 しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達す る際に、誤配達したものです。	10名	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいた だいたお客様にお詫びの上説明し 了承を得ました。誤って送付した国 民年金徴収関係通知書等を回収し ました。 ○郵便局の担当者が本来、送付す るお客様にお詫びの上説明し、了 承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あ てに国民年金徴収関係通知書等を 送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明 し、お客様あてに文書を配達する際 は確認を十分に行った上で配達す るよう要請したところ、担当者に指 導した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
251	遺族年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	広島	呉	2003年 3月6日	2011年 12月8日	○厚生年金基金記録との突合作業の際、お客様の配偶者の年金記録を確認したところ、遺族年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○共済組合員加入期間確認通知書及び厚生年金被保険者記録の移管表示の確認不足により、農林共済組合に移管している期間を厚生年金期間として取扱い、遺族年金の裁定を行ったことによります。	1名	過払い	53,309	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書等を受理しました。 ○記録の整備依頼及び訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
252	老齢年金 再裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	徳島	徳島南	2010年 7月8日	2012年 7月27日	○お客様より、遺族年金の請求書を受付た際に、確認したところ、老齢年金再裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○新たに判明した厚生年金記録に伴う老齢年金の再裁定を機構本部に進達した際に、農林共済組合期間を対象から漏らし、再裁定依頼がされていないことによります。	1名	未払い	152,929	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
253	老齢年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	広島	福山	1992年 3月28日	2011年 10月17日	○機構本部より、裁定済の老齢年金について確認依頼があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時に、退職一時金支給済の農林共済組合期間について、合算対象期間とすべきところ、老齢基礎年金の対象期間として算入したことによります。	1名	過払い	1,367,574	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、共済年金の一時金支給済期間の取扱いについて再度確認の上、年金相談時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
254	年金記録 の訂正誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	福島	東北福島	2011年 11月4日	2011年 11月9日	○他の年金事務所より、第三者委員会から記録訂正に係る照会があったとの連絡があり、確認したところ、記録訂正処理の誤りが判明しました。	○お客様より受理した年金記録に係る確認申立書について、本来、第三者委員会に回付し調査すべきところ、誤って年金事務所段階での記録回復基準に該当するとして、年金記録を訂正したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した通知書を回収しました。 ○また、第三者委員会へも経過等報告し、了承を得ました。 ○年金記録を元に戻し、年金記録に係る確認申立書を第三者委員会に回付しました。	○担当部署において、年金記録に係る確認申立書の処理手順及び年金事務所段階での訂正の基準を再度周知・徹底しました。	外 部
255	死亡保留 の処理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	品川	2011年 9月26日	2012年 1月4日	○他の年金事務所より、お客様から年金が振り込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○電話で受給者死亡による手続きの相談を受けた際、誤ってその前後に電話相談を受けた別のお客様の死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。 ○なお、本来死亡保留すべき方については、住基ネット情報により、年金の過払いは生じていません。	1名	未払い	127,816	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に連絡の上、支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受給者死亡の連絡を受けた際には、対象となる方の確認を慎重に行うように周知・徹底しました。	外 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
256	年金受給選択申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	栃木	事務センター	2011年10月18日	2011年12月21日	○お客様より、年金の選択についての問合せが街角の年金相談センターにあり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○お客様は65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を希望していたにもかかわらず、確認が不十分だったため、受付日で審査、進達をしたことによりお客様の意思に反する選択処理が行われたものです。	1名	未払い	204,635	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○機構本部に関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう再発防止の周知を行いました。	外部
257	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	山形	寒河江	2011年11月7日	2012年1月6日	○町役場より、お客様の家族から年金が振り込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の入力誤りが判明しました。	○町役場から受給者の死亡報告を受けた際、死亡した受給者の年金記録と共に配偶者の年金記録にも死亡保留の入力処理をしたものです。	1名	未払い	72,266	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に連絡の上、支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、支払保留に係る事務処理手順の確認を周知・徹底しました。	外部
258	遺族年金に係る停止処理誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2011年10月27日	2011年11月11日	○労働基準監督署より、お客様の年金証書の内容について照会があり、確認したところ、遺族年金に係る停止処理誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定時に、請求書の記載内容について確認を怠ったことにより、労働基準法による遺族補償を受けられるとして支給停止と処理したことによります。	1名	未払い	182,650	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、業務上災害の取扱い及び請求書の内容確認を周知・徹底しました。	外部
259	老齢年金の繰下げに係る説明漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2010年3月5日	2011年8月9日	○機構本部より、年金受給選択申出書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の繰下げに係る説明漏れが判明しました。	○老齢年金の繰下げ待機中のお客様が、配偶者の死亡に伴う遺族年金の相談に来所された際、誤って遺族年金は受給できないと説明しました。また、老齢年金の繰下率は遺族年金の受給権発生日月日で計算され、支給開始年月日は繰下げ申出年月の翌月からとなるにもかかわらず繰下げ請求を案内しなかったことによります。	1名	過払い	1,799,372	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に協議の上、受理した返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の受給している年金の内容の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
260	年金裁定時の受取金融機関の確認誤りについて	確認・決定誤り	長野	松本	2011年9月13日	2011年12月26日	○お客様の配偶者より、年金が振り込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金裁定時の受取金融機関の確認誤りが判明しました。	○社会保険労務士に委託している相談窓口において、老齢年金裁定請求書を受付した際、口座番号の確認が不十分であったことによります。	1名	未払い	174,832	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に再振込の時期を確認し、受取金融機関の補正処理を行い、再振込処理がされていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、窓口で受取金融機関を確認する際は慎重に行い、できる限り通帳のコピーをもらうよう周知しました。 ○社会保険労務士会に対して、今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
261	再裁定時における 共済組合 期間の算 入誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	長野	飯田	2009年 7月15日	2012年 2月6日	○遺族年金の請求書を提出したお客様の死亡した配偶者の年金記録について確認したところ、再裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○年金記録判明の際に、移管確認を漏らしたことにより、移管済の農林共済組合期間を、厚生年金期間として取扱い再裁定を行っていたものです。	1名	過払い	1,548,650	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書等再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
262	老齢基礎 年金の裁 定誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	鹿児島	事務 センター	1986年 11月13日	2011年 12月15日	○機構本部より、書類の返戻があり、確認したところ、老齢基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様は昭和61年3月以前に共済組合より旧法退職年金を受給しており、本来、国民年金期間について旧法国民年金通算老齢年金として裁定すべきところ、誤って老齢基礎年金として裁定したことによります。	1名	その他	4,459,201	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より国民年金通算老齢年金裁定請求書と返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、共済組合期間を有するお客様については、受給している年金の確認を慎重にするよう注意喚起しました。	内 部
263	老齢年金への国民 年金納付 記録の算 入漏れに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	埼玉	大宮	1994年 9月頃	2012年 2月8日	○コールセンターより、お客様の老齢年金について連絡があり、確認したところ、国民年金の納付記録が老齢基礎年金に算入されていないことが判明しました。	○65歳裁定後の納付記録収録後に出力されるリストに基づく再裁定処理を漏らしたことによるものです。	1名	未払い	44,033	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より年金額仮計算書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、配信されるリストに基づく年金記録の確認を再度徹底しました。	内 部
264	老齢年金への国民 年金第3 号被保険 者特例届 出期間の 算入漏れ について	確 認・ 決 定 誤 り	徳島	徳島北	1996年 7月12日	2012年 1月11日	○記録突合センターより、お客様の年金記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金への国民年金第3号被保険者特例届出期間の算入漏れが判明しました。	○お客様より65歳以降に第3号被保険者特例届の提出があった際、老齢基礎年金裁定後に第3号被保険者特例届による年金額改定を旧社会保険業務センターに訂正依頼すべきところ、この訂正依頼が行われていなかったことによります。	1名	未払い	2,054,778	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理等について再度周知・徹底しました。	内 部
265	厚生年金 基金の種 別相違に 係る記録 の訂正誤 りについて	確 認・ 決 定 誤 り	徳島	事務 センター	2011年 4月11日	2012年 2月20日	○他の事務センターより、記録補正の方法について連絡があり、確認したところ、厚生年金基金の種別相違に係る記録の訂正誤りが判明しました。	○厚生年金基金の種別相違に係る記録が判明した際に、本来、過払いが生じる場合においても記録訂正を行うべきところ、お客様の意向により記録訂正を行わなかったことによります。	1名	過払い	141,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
266	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2006年 3月6日	2011年 11月28日	○お客様より、老齢年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間の喪失日の確認不足により、共済組合期間を誤って登録したことによるものです。	1名	未払い	9,066	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
267	時効特例給付に係る仮計算書等関係書類の受理誤りについて	確認・決定誤り	徳島	阿波半田	2011年 11月21日	2012年 3月5日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、時効特例給付に係る仮計算書等関係書類の受理誤りが判明しました。	○紙とコンピューター突合作業により、お客様の遺族年金に係る再裁定処理を行った際に、本来、時効特例法に該当しない配偶者の仮計算書等関係書類を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い時効特例法の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
268	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	静岡	掛川	2007年 2月22日	2012年 2月17日	○お客様より、老齢年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間の喪失年月日について、本来、平成7年4月1日のところ平成1年4月1日と登録したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
269	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤り及び受給権発生年月日誤りについて	確認・決定誤り	東京	八王子	2009年 5月14日	2011年 9月2日	○機構本部より、裁定済の老齢年金について確認依頼があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤り及び受給権発生年月日誤りが判明しました。	○旧法による共済年金を受給しているお客様の老齢年金を裁定する際、20歳到達月の共済組合員期間を老齢基礎年金の支給対象期間として誤って算入したものです。 ○また、厚生年金期間と農林共済組合期間を合算して1年以上有している場合は受給権発生年月日を60歳とすべきところ、認識不足により65歳としたことによります。	1名	その他	18,711	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払い分の調整についても了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、農林共済組合期間の取扱いについて周知しました。 ○また、事務センターへ今回の事象を情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
270	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2011年 1月20日	2012年 3月6日	○コールセンターより、お客様から年金見込試算について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間について、厚生年金期間とすべきところ、確認不足により誤って共済組合期間として算入したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、農林共済組合期間の取扱いについて再度確認し、審査時及び決裁時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
271	老齢年金 裁定時における共 済組合期間の算入 誤りについて	確認・決定誤り	福井	事務 センター	2011年 10月6日	2012年 4月10日	○機構本部より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、20歳到達月の農林共済組合期間については、合算期間とすべきところ、共済組合期間として登録したことにより、1ヵ月分が老齢基礎年金として算入されたものです。	1名	過払い	852	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
272	住民票 コードの確認誤りによる年金の未払いについて	確認・決定誤り	岩手	事務 センター	2012年 1月16日	2012年 3月7日	○年金事務所より、誤った死亡失権処理が行われているとの問合せがあり、確認したところ、住民票コードの確認誤りによる年金の未払いが判明しました。	○お客様の記録に、父親の住民票コードが登録されていることを確認した際、速やかに機構本部へ住民票コードの取消依頼を行った上で、正しい住民票コードの入力処理を行うべきところ、認識不足により、処理を失念したことによります。	1名	未払い	328,700	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理及び年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、住民票コードが誤って登録されている場合の対応方法について周知・徹底しました。	内部
273	障害者特 例請求書 等の受理漏れについて	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2011年 10月3日	2011年 11月24日	○お客様より、支給額変更通知書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、障害者特例請求書等の受理漏れが判明しました。	○お客様より退職による老齢年金及び障害年金の診断書について相談があった際に、確認が不十分であったために、障害者特例請求書と年金受給選択申出書の提出を求めているなかったことによります。	1名	未払い	134,841	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。障害者特例請求書及び年金受給選択申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、障害者特例請求の取扱いについて再度説明し、年金相談時における年金記録及び年金受給状況の確認の徹底を周知しました。	外部
274	農林共済 組合期間を有する 老齢年金の受給権 発生年月日誤りについて	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2005年 6月10日	2011年 12月14日	○遺族年金裁定請求書の審査の際、お客様の年金記録を確認したところ、農林共済組合期間を有する老齢年金の受給権発生年月日誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、厚生年金期間と農林共済組合期間を合算して1年以上有している場合は、受給権発生年月日を平成14年4月1日とすべきところ、認識不足により65歳到達日としたことによります。	1名	未払い	79,041	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、三共済及び農林共済組合期間の取扱いについて周知しました。	内部
275	農林共済 組合期間を有する 老齢年金の受給権 発生年月日誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2006年 1月26日	2012年 1月30日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、農林共済組合期間を有する老齢年金の受給権発生年月日誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間と厚生年金期間を合算して1年以上有している場合は、受給権発生年月日を平成14年4月1日とすべきところ、認識不足により65歳到達日としたことによります。	1名	未払い	124,216	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を慎重に行うように周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
276	老齢年金 裁定時における共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確 認・ 決 定 誤 り	鹿児島	事務 センター	2012年 1月12日	2012年 1月27日	○ブロック本部より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、三共済組合期間として登録すべきところ、厚生年金期間として登録したことによります。	1名	未払い	194,749	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
277	老齢年金 裁定時における共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確 認・ 決 定 誤 り	埼玉	川越	2011年 3月31日	2012年 3月9日	○年金事務所において、基礎年金番号の重複について調査する際、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済記録について、本来、合算対象期間として登録すべきところ、共済組合期間として登録したことによります。	1名	過払い	3,580,836	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただき返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
278	老齢基礎 年金裁定 後における国民 年金保険料 納付記録 の算入漏 れについ て	確 認・ 決 定 誤 り	福岡	小倉北	2008年 7月頃	2012年 3月6日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが23件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	23名	未払い	74,504	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
279	繰上げ請 求書の受 理誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	滋賀	草津	2011年 7月6日	2011年 10月3日	○市町村共済組合より、繰上げ請求について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、退職共済年金の受給者であることの考慮を漏らし、本来、一部繰上げとすべきところ、全部繰上げによる請求書を受理したことによります。	1名	過払い	72,233	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
280	繰上げ請 求に係る 裁定誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	福島	郡山	2007年 1月18日	2012年 1月11日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の一部繰上げ請求に係る処理を行った際に、本来、JR共済組合の定額部分である支給開始年齢60歳で処理すべきところ、63歳で処理したことによります。 ○また、その後の年金見込額を誤って試算し説明したものです。	1名	過払い	924,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱及び年金見込額試算の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
281	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	長崎	事務センター	2007年 4月16日	2012年 4月13日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済記録の登録を漏らしたことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
282	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2011年 12月1日	2012年 3月2日	○機構本部より、進達した関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際、共済組合期間について、喪失年月日を誤って登録したことによります。	1名	—	0	○担当者が未支給年金を請求しているお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、共済組合の入力方法等について周知・徹底しました。	内部
283	老齢厚生年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	1989年 6月頃	2011年 11月18日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢厚生年金の裁定誤りが判明しました。 ○また、老齢年金裁定誤りにより、配偶者の老齢基礎年金に誤って振替加算を加算していました。	○旧法による共済年金を受給しているお客様の老齢年金を裁定する際、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、他年金受給状況の確認漏れにより誤って新法の老齢年金を裁定したことによります。	2名	その他	7,217,599	○担当者がお客様及び配偶者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様の老齢年金裁定請求書及び配偶者の返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、共済年金受給者における老齢年金の旧法新法対象者の取扱いについて再度確認の上、裁定請求書を受理する際の年金加入履歴及び他年金受給状況の確認等の徹底を周知しました。	内部
284	厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	2011年 12月8日	2012年 3月12日	○事務センターより、記録補正の処理内容について確認依頼があり、確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りが判明しました。	○厚生年金基金突合に伴う記録補正処理を行った際、標準報酬月額を誤って処理したため、お客様の年金が未払いとなったものです。	1名	未払い	2,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録補正処理後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
285	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	石川	金沢北	1986年 7月24日	2012年 4月26日	○記録突合センターより、紙台帳とコンピュータの突合作業に伴い記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。	1名	その他	21,464	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
286	老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2009年10月頃	2011年11月14日	○機構本部より、裁定済の老齢基礎年金について確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○旧法による共済年金を受給しているお客様の老齢年金を裁定する際、老齢基礎年金の支給対象期間として共済組合員期間を誤って算入したものです。	1名	過払い	9,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書等再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、共済年金受給者における老齢年金の旧法新法対象者の取扱いについて再度説明の上、年金加入記録の確認の徹底を周知しました。	内部
287	老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2010年5月9日	2012年2月3日	○機構本部より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、警察共済組合に移管されたJR共済組合員期間については、本来、記録を削除し整備すべきところ、厚生年金期間として、登録したことによります。	1名	過払い	635,843	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
288	老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2012年2月9日	2012年4月20日	○機構本部より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、JR共済組合期間について、本来、厚生年金期間として登録すべきところ、共済組合期間として登録したことによります。	1名	未払い	16,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
289	老齢年金 裁定時における共済組合期間による特例支給開始年齢欄の記載及び確認漏れについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2007年1月15日	2012年1月23日	○市町村共済組合より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間による特例支給開始年齢欄の記載及び確認漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を繰上げ裁定する際に、共済組合の支給開始年齢の特例に該当する場合は、本来、年金加入期間確認通知書に特例支給開始年齢の記載があるべきところ、記載がなかったこと及びその後の確認を漏らしたことによります。	1名	過払い	1,427,474	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
290	老齢年金 裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	1998年1月20日	2012年4月12日	○事務センターより、遺族年金の請求書を提出したお客様の年金加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の厚生年金喪失後の期間について、国民年金第3号被保険者期間として扱えないにもかかわらず、第3号被保険者期間としたことによります。	1名	過払い	165,721	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金裁定請求書受付時において、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
291	年金記録 調査結果 の回答誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	千葉	木更津	2012年 5月8日	2012年 5月18日	○お客様の代理人より、ねんきん定期便の回答内容について問合せがあり、確認したところ、年金記録の調査結果の回答に誤りがあることが判明しました。	○ねんきん定期便の回答書の作成の際、納付記録の確認不足により、納付済みの国民年金保険料は追納の申し込みがなかったため還付になると回答すべきところ、保険料納付が確認できなかったと回答していたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様に代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい回答書を送付し、お客様より誤った回答書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び決裁時における確認の徹底を周知しました。	外部
292	厚生年金 基金突合 に伴う記 録補正処 理誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	新宿	2011年 11月16日	2012年 6月14日	○事務センターより、記録補正の処理内容について確認依頼があり、確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りが判明しました。	○厚生年金基金突合に伴う記録補正処理を行った際、標準報酬月額を誤って処理したため、お客様の年金が過払いとなったものです。	1名	過払い	45,396	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○お客様より、年金額仮計算書及び返納方法申出書を受領し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録補正処理時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
293	老齢基礎 年金裁定 後における 国民年金 保険料納 付記録の 算入漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	長崎	佐世保	2011年 11月頃	2012年 3月23日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが2件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	2名	未払い	774	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
294	老齢年金 の裁定誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	熊本	熊本西	2003年 6月12日	2012年 4月20日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日について、本来、60歳とすべきところ、65歳として裁定したことによりです。	1名	未払い	33,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
295	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長野	事務 センター	2007年 6月7日	2012年 5月14日	○お客様の老齢年金請求書を審査する際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○配偶者の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間として登録すべきところ、共済組合期間として登録したことによりです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、他年金との調整などにより影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
296	老齢年金裁定時における共済組合期間による特例支給開始年齢欄の記載及び確認漏れについて	確認・決定誤り	岩手	花巻	2012年 2月23日	2012年 4月4日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、共済組合の特例支給の有無についての確認漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を繰上げ裁定する際に、本来、共済組合の支給開始年齢の特例に該当する場合は、年金加入期間確認通知書に特例支給開始年齢の記載があるべきところ、記載がなく、その後の確認を怠ったことによります。	1名	過払い	45,591	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
297	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2012年 2月15日	2012年 2月29日	○機構本部より、裁定済の老齢年金について確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○旧法による農林共済年金を受給しているお客様の老齢年金を裁定する際、老齢基礎年金の支給対象期間として共済組合員期間を誤って算入したものです。	1名	過払い	9,339	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書等再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、旧法共済年金受給者における老齢年金の入力方法等の取扱いについて再度周知しました。	内部
298	年金記録の訂正誤りについて	確認・決定誤り	福島	東北福島	2012年 5月25日	2012年 6月11日	○第三者委員会より、記録訂正に係る照会があり、確認したところ、年金記録の訂正誤りが判明しました。	○お客様より受理した年金記録に係る確認申立書について、本来、第三者委員会に回付し調査すべきところ、誤って年金事務所段階での記録回復基準に該当するとして、年金記録を訂正したものです。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 誤って送付した通知書を回収しました。 ○また、第三者委員会へも経過等報告し、了承を得ました。 ○年金記録を元に戻し、年金記録に係る確認申立書を第三者委員会に回付しました。	○担当部署において、年金記録に係る確認申立書の処理手順及び年金事務所段階での訂正の基準を再度周知・徹底しました。	外部
299	老齢年金裁定時及び再裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	1993年 9月22日	2012年 2月27日	○機構本部より、旧農林共済加入記録の整備依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時及び再裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、農林共済組合に移管済みの加入期間について、記録整備をしないまま誤って厚生年金期間として裁定したことによります。 ○その後新たに判明した加入期間についても農林共済組合において退職一時金で精算されるべき期間であったにもかかわらず、厚生年金期間として再裁定していたものです。 ○担当者が、移管記録かどうかの確認を怠ったこと及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過払い	706,875	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、共済組合の記録統合における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
300	三共済勤奨退職者の老齢年金裁定誤りについて	確認・決定誤り	東京	府中	2007年 9月13日	2011年 9月30日	○機構本部より、三共済勤奨退職者にかかる連絡があり、確認したところ、三共済勤奨退職者の老齢年金裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、三共済勤奨退職者であることから、本来、退職共済年金で裁定すべきところ、誤って老齢厚生年金で裁定したことによります。	1名	過払い	2,453,548	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○老齢厚生年金の取消し処理を行い、退職共済年金を裁定しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
301	支払保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	千葉	船橋	2012年 2月10日	2012年 5月1日	○A様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、支払保留の処理誤りが判明しました。	○B様の代理人より、未支給年金請求書及び死亡届を受付た際、B様の基礎年金番号が不明であったため、氏名索引を行い、誤って同姓同名のA様の基礎年金番号を記載したことによります。	1名	未払い	244,432	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理及び年金の支払を確認しました。 ○B様の死亡届の入力処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所等の確認について徹底するよう周知を行いました。	外部
302	老齢年金裁定時における資格記録等の確認誤りについて	確認・決定誤り	石川	小松	1975年 2月5日	2012年 3月1日	○機構本部より、再裁定関係書類が返戻されたため、確認したところ、老齢年金裁定時における資格記録等の確認誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時において、被保険者原票照会回答票を確認の上、年金額を決定すべきところ、確認不足により、誤った記録に基づき決定したものです。	1名	未払い	85,242	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
303	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2006年 11月2日	2012年 5月8日	○倉庫の整理を行った際に、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間について、喪失年月日を誤り、1ヵ月分多く算定したことによります。	1名	過払い	8,638	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
304	農林共済組合期間を有する老齢年金の受給権発生日誤りについて	確認・決定誤り	広島	呉	2005年 12月15日	2012年 3月30日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、農林共済組合期間を有する老齢年金の受給権発生日誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間と厚生年金期間を合算すると1年以上有している場合は、受給権発生日を平成14年4月1日とすべきところ、認識不足により65歳到達日としたことによります。	1名	未払い	66,743	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、三共済及び農林共済組合期間の取扱いについて説明し、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
305	年金振込口座の確認誤りについて	確認・決定誤り	福井	福井	2011年 12月26日	2012年 4月6日	○年金事務所より、お客様の年金が振込まれていないとの連絡があり、確認したところ、振込口座の確認誤りが判明しました。	○年金請求書を受付る際、受取口座の口座名義人が請求者本人であるか確認すべきところ、確認不足により、配偶者名義の口座が記載された請求書を受理し、入力したことによります。	1名	未払い	30,365	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○支払機関変更届を受理し、入力処理を行いました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
306	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	高知	高知東	2011年 12月19日	2012年 3月21日	○警察共済組合より、年金の選択処理について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定に伴う年金受給選択申出書を受理した際に、退職共済に係る職域加算額の考慮を漏らし受理したことによります。	1名	未払い	301,974	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い選択処理の取扱いについて周知・徹底しました。	外部
307	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	2012年 2月6日	2012年 4月23日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求書を受理した際に、本来、全部繰下げを希望していたにもかかわらず、一部繰下げによる処理を行ったことによります。	1名	未払い	98,216	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
308	老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2009年 10月頃	2012年 3月27日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが12件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	12名	未払い	23,827	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
309	老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れについて	確認・決定誤り	福岡	中福岡	2009年 1月頃	2012年 2月24日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが11件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	11名	未払い	35,467	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
310	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年 6月14日	2012年 6月28日	○お客様より、共済加入期間について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済年金加入期間確認通知書の確認を誤り、実際より少ない共済年金加入期間を算入したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。なお、支払の遅延は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
311	第三者委員会のあっせん事案に係る被保険者記録の訂正処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	2008年 11月26日	2012年 2月21日	○事務センターより、記録の補正状況について連絡があり、確認したところ、第三者委員会のあっせん事案に係る被保険者記録の訂正処理誤りが判明しました。	○第三者委員会のあっせん事案に係る被保険者記録の訂正処理を行った際に、月額変更年月日を誤ったことによります。	1名	過払い	600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。 訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
312	国民年金手帳記号番号の登録処理漏れについて	確認・決定誤り	近畿	ブロック本部	2012年 2月7日	2012年 7月9日	○お客様より、年金が減額されているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金手帳記号番号の登録処理漏れが判明しました。	○紙台帳とコンピュータ記録の突合によるお客様からの回答に基づき、再裁定関係書類を機構本部へ進達する際、判明した国民年金手帳記号番号を基礎年金番号に登録処理した上で進達すべきところ、処理を失念したものです。	1名	未払い	551,060	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金手帳記号番号の登録処理を行いました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
313	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	江戸川	2008年 2月頃	2012年 3月23日	○お客様より、共済組合の加入期間について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間として登録すべきところ、共済組合期間として登録したことによります。	1名	未払い	284,434	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
314	老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りについて	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	1996年 6月27日	2011年 12月7日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合の加入期間中にもかかわらず、繰上請求を受理し老齢年金を裁定したことによります。	1名	未払い	1,684,407	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○老齢年金の裁定に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
315	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年 5月10日	2012年 6月12日	○年金事務所より、お客様から年金額について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金を裁定する際に、共済組合期間については、共済組合員加入期間確認通知書に基づき算入すべきところ、誤った期間を登録したことによります。	1名	未払い	32,483	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び決裁を慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
316	老齢年金 裁定時の 配偶者の 生年月日 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	三重	尾鷲	1988年 8月頃	2011年 12月13日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の配偶者の生年月日誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、配偶者の生年月日について、本来、昭和14年とすべきところ、大正14年としたことによります。これにより加給年金の過払いが生じたものです。	1名	過払い	417,813	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における添付書類等記録の確認の徹底を周知しました。	内部
317	老齢基礎 年金裁定 後における 国民年金 保険料納 付記録の 算入漏れ につい て	確認・ 決定誤 り	長崎	諫早	2007年 9月頃	2012年 3月23日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが8件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	8名	未払い	51,893	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
318	老齢年金 裁定時に おける第 四種被保 険者期間 の削除漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	静岡	三島	2009年 1月16日	2012年 7月9日	○担当者が厚生年金記録の第四種期間保有者について、新たに厚生年金期間が判明したため再裁定処理を行う際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。	1名	その他	250,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
319	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 確認誤り につい て	確認・ 決定誤 り	愛知	名古屋北	2012年 5月9日	2012年 6月15日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○支払機関変更届を受理した際、変更後の口座名義人がお客様以外であったにもかかわらず、確認不足により、そのまま事務センターに進達し入力したことによります。	1名	未払い	251,499	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様名義の支払機関変更届を受理し、入力処理を行いました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の内容確認の徹底及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
320	老齢年金 裁定時の 加入期間 の確認誤 りについ て	確認・ 決定誤 り	熊本	熊本西	1988年 4月頃	2011年 6月24日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の加入期間の確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、加入期間の確認を誤り、昭和61年4月前に退職共済年金を受けていることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法により裁定したことによります。	1名	その他	57,289,797	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○旧法の老齢厚生年金請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
321	脱退手当 金等の二 重払いに ついて	確認・ 決定誤り	福島	事務 センター	2012年 6月8日	2012年 6月22日	○担当者が還付金の登録内容を確認したところ、脱退手当金等の二重払いが4件判明しました。	○脱退手当金等の請求書入力データを誤って二重登録したため、二重払いとなったことによります。	4名	誤還付	931,203	○担当者が4名のお客様にお詫びの上、誤って支払した還付金の返納について説明し、了承を得ました。 ○お客様に返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
322	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 確認誤り について	確認・ 決定誤り	愛知	昭和	2012年 7月17日	2012年 8月15日	○お客様の代理人より、送金通知書が届いたが受取のゆうちょ銀行が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、夫婦2名分の年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○お支払機関変更届を入力する際、受取ゆうちょ銀行の支店名の入力を漏らしたため、ゆうちょ銀行本店受取として処理されたものです。	2名	未払い	498,991	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部へ代理人より回収した送金通知書及び郵便局移管のための申立書を送付しました。 ○お客様へ正しい送金通知書が届いていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
323	繰下げ請 求に係る 処理誤り について	確認・ 決定誤り	和歌山	和歌山東	2011年 9月8日	2011年 10月25日	○機構本部より、お客様から繰下げ請求書の返戻があったとの連絡があり、確認したところ、繰下げ請求に係る処理誤りが判明しました。	○お客様の65歳到達直前での老齢年金を裁定する際に、繰下げ請求については、自動的に65歳以降の年金が裁定されないよう考慮すべきところ、これを漏らしたことによります。	1名	過払い	97,966	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、65歳到達直前での繰下げ請求の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
324	五年年金 の裁定誤 りについて	確認・ 決定誤り	高知	幡多	1975年 8月1日	2011年 11月30日	○事務センターより、死亡されたお客様の年金記録について連絡があり、確認したところ、旧国民年金の五年年金の裁定誤りが判明しました。	○厚生年金の老齢年金の受給資格を満たしているお客様の、国民年金任意加入の届出時及び国民年金の五年年金裁定請求時において、厚生年金保険の被保険者期間及び年金の受給状況の確認を怠ったことによります。	1名	その他	1,147,256	○担当者がお客様の家族にお詫びの上国民年金保険料還付金の手続等について説明し、了承を得て返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○国民年金被保険者記録の取消を依頼の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時における年金記録の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
325	老齢基礎 年金の全 部繰上げ 請求に係 る裁定誤 りについて	確認・ 決定誤り	東京	事務 センター	2012年 5月10日	2012年 8月15日	○年金事務所より、お客様から年金額について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の全部繰上げ請求に係る裁定誤りが判明しました。	○老齢年金の繰上げ請求書を受理したにもかかわらず、審査時において全部繰上げのコードの記載を漏らしたことによります。	1名	未払い	158,466	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、繰上げ繰下げに係る処理方法を再度確認し、慎重な審査及び入力後のチェックにおいても確認漏れのないように周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
326	老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	2008年7月頃	2012年4月27日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが3件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認を漏らしたものです。	3名	未払い	22,606	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
327	老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	1988年11月19日	2012年4月6日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、報酬月額等の確認を漏らし、受給権発生年月日について、本来、平成元年12月1日とすべきところ、60歳到達年月日である昭和63年11月19日としたことによります。	1名	その他	43,212	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
328	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	2012年6月1日	2012年9月11日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求に係る届書を受理した際に、本来、繰下げ請求書を受理すべきところ、誤って65歳に遡及して支払われる老齢基礎年金請求書を受理したことによります。	1名	過払い	1,494,777	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
329	年金受給権者氏名変更届の処理漏れについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年6月8日	2012年8月31日	○年金事務所より、お客様から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、年金受給権者氏名変更届の処理誤りが判明しました。	○成年後見人の取消に伴う支払機関変更届を処理する際、同時に受給者原簿の氏名変更処理を行うべきところ、処理を漏らし、受給者名と変更後の口座名義人との不一致により、年金が振込まれなかったものです。	1名	未払い	233,966	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が氏名変更及び再振込処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、成年後見人の取消に伴う事務処理の取扱いの徹底について周知を行いました。	外部
330	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2005年6月16日	2011年10月20日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求に係る申出を受けた際に、本来、支給繰下げ申出書とともに、支給繰下げ請求書を受理すべきところ、支給繰下げ請求書の受理を漏らしたことによります。	1名	過払い	525,455	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
331	繰下げ請求の意思確認漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2012年 3月8日	2012年 6月14日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求の意思確認漏れが判明しました。	○お客様より、66歳以降に老齢年金の請求書を受理した際に、本来、支給繰下げ有無の意思確認を行うべきところこれを漏らしたことにあります。	1名	過払い	391,832	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
332	年金記録に関する紙台帳等の記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2011年 11月1日	2012年 3月28日	○記録突合センターより、再裁定後の金額と年金額仮計算書の金額が合わないとの連絡があり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等の記録補正処理誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書に基づき、記録訂正を行った際、報酬改定記録の処理を失念したものです。	1名	未払い	21,517	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、関係書類一式を機構本部に進達し、未払の年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
333	老齢年金裁定時の国民年金被保険者記録に係る納付期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	山形	事務センター	2012年 8月12日	2012年 8月27日	○年金事務所より、裁定結果について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金被保険者記録に係る納付期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の繰上げ請求による老齢年金裁定時に、口座振替の確認不足より、国民年金の納付期間を1ヵ月少なく裁定したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、訂正処理が初回の支払に間に合ったことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、審査時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
334	年金振込口座の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	杉並	2012年 6月26日	2012年 9月19日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、振込口座の確認誤りが判明しました。	○年金請求書を受付の際、ゆうちょ銀行の「貯蓄口座」への振込はできないため、別の口座に変更するよう依頼すべきところ、確認不足によりそのまま受理し、事務センターへ進達したことにあります。	1名	未払い	2,484,645	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○支払機関変更届を受理し、入力処理を行いました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、ゆうちょ銀行の「貯蓄口座」には振込できないこと及び年金請求書等の受取機関欄の確認の徹底について周知を行いました。	外部
335	繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	高知	南国	1990年 5月22日	2011年 4月19日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰上げ請求書を受理した際に、お客様が昭和16年4月1日前の生年月日であったため、農林共済加入中による繰上げ請求ができないにもかかわらず、請求書を受理したことにあります。	1名	未払い	1,548,951	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
336	厚生年金 基金記録 種別相違 事案に係 る年金返 納額の算 出誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	高知	事務 センター	2012年 4月27日	2012年 7月12日	○機構本部より、再裁定関係書類が 返戻されたため、確認したところ、厚生 年金基金記録種別相違事案に係る年金 返納額の算出誤りが判明しました。	○厚生年金基金記録種別相違事案に 係る年金返納額を算出する際、受給 権発生日月の確認不足により、時 効とならない返納金を時効扱いとして 算出したものです。	1名	過払い	7,194	○担当者がお客様にお詫びの上、 年金の返納について説明し、了承 を得ました。 ○お客様より返納方法申出書等を 受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、年金返納額を算出する 際、受給権発生日及び初回支払日 の確認を徹底するよう周知しまし た。	内 部
337	老齢基礎 年金裁定 時における 国民年金 保険料納 付記録の 算入漏れ について	確認・ 決定誤 り	愛媛	松山東	2011年 5月頃	2011年 7月14日	○国民年金被保険者資格喪失一覧表 を確認したところ、老齢基礎年金裁定 時における国民年金保険料納付記録 の算入漏れが5件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定処理を行う 際、直前に納付された国民年金保険 料納付記録が登録されたことを確認の 上裁定処理すべきところ、失念したこと によります。	5名	未払い	5,137	○担当者が5名のお客様にお詫び の文書及び年金額仮計算書を送付 しました。 ○年金額仮計算書を受理し、事務 センターに進達しました。 ○年金の支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、国民年金被保険者資格 喪失一覧表の確認について周知・ 徹底を行いました。	内 部
338	年金加入 記録の交 付誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	神奈川	厚木	2012年 10月31日	2012年 11月1日	○お客様より、交付物についての問 合せがあり、確認したところ、年金加入 記録の交付誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、 同じプリンターから出力された別人の 年金加入記録を交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金加入記録回 収と正しいお届けを確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、窓口交付に際し氏名等の 確認の徹底を周知しました。	外 部
339	年金見込 額照会回 答票の交 付誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	岡山	津山	2012年 2月20日	2012年 2月20日	○A様より、交付された年金見込額照 会回答票がB様のものであるとの問 合せがあり、確認したところ、年金見込額 照会回答票の交付誤りが判明しまし た。	○A様の年金見込額照会回答票を作 成し交付する際、基礎年金番号、氏 名、生年月日等の確認不足により、 誤ってB様の回答票を作成し交付した ものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明 し、了承を得ました。年金見込額照 会回答票の差替を行いました。 ○B様にお詫びの上説明し、了承を 得ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、年金見込額照会回答票 を交付する際には、基礎年金番号、 氏名、生年月日等の確認を徹底す るよう周知しました。	外 部
340	ねんきん 定期便の 回答漏れ について	確認・ 決定誤 り	栃木	今市	2010年 3月26日	2012年 2月24日	○担当者が回答済のねんきん定期便 を確認したところ、ねんきん定期便の 回答漏れが判明しました。	○A様の被保険者記録照会回答票を 作成する際、基礎年金番号を誤って入 力したため、記録照会をいただしてい ないB様の回答票を作成及び送付し、 A様の回答を漏らしたものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明 し、了承を得ました。 ○担当者がB様にお詫び文書を送 付しました。 ○A様に被保険者記録照会回答票 を送付しました。 ○その後、B様から問合せはありま せんが、問合せがあった場合、引き 続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、通知書等作成後のダブ ルチェックの徹底について周知を行 いました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
341	老齢年金に係る支払保留誤りについて	確認・決定誤り	東京	品川	2012年 9月28日	2012年 11月14日	〇お客様より、厚生年金基金から死亡届の勤奨状が送付されてきたとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金に係る支払保留誤りが判明しました。	〇お客様より配偶者が亡くなり電話連絡を受けた際に、配偶者ではなく、お客様ご本人の年金受給権者支払保留処理票を誤作成し、支払保留処理を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に支払保留の解除を依頼し、支払に遅延が生じないことを確認しました。また、厚生年金基金においても、支払保留が行われないことを確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、電話連絡を受けた際の対応の確認を周知・徹底しました。	外部
342	年金受給権者住所・支払機関変更届の受理誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2012年 9月18日	2012年 11月2日	〇成年後見人より、口座が本人口座に変更されているとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の受理誤りが判明しました。	〇成年後見人解除通知等を確認せず、お客様本人から提出された年金受給権者住所・支払機関変更届を受理し、変更処理を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者が成年後見人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、成年後見人の選任及び解除の確認及び事務処理の取扱いの徹底について周知を行いました。	外部
343	年金返納額の計算誤りについて	確認・決定誤り	石川	事務センター	2012年 9月10日	2012年 9月11日	〇年金事務所より、お客様にお知らせした未支給年金の返納額が誤っているとの連絡があり、確認したところ、年金返納額の計算誤りが判明しました。	〇基金種別相違事案の年金額及び返納額を試算する際、旧令共済期間を含めずに計算したため、誤った返納額をお客様に通知したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇返納額仮計算結果通知の回収を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
344	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2012年 8月23日	2012年 9月21日	〇共済組合より、老齢年金の受給権発生年月日について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間の喪失年月日について、本来、4月1日のところ4月2日と登録したことにより、共済組合員期間と厚生年金期間とが重複して計算され、受給権発生年月日が1ヵ月早く決定したことによるものです。	1名	過払い	16,203	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
345	老齢年金に係る国民年金納付後の再裁定進達漏れについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2003年 4月20日	2012年 9月4日	〇紙台帳とコンピューター記録の突合作業において、確認したところ、老齢年金に係る国民年金納付後の再裁定進達漏れが判明しました。	〇お客様の繰上げ請求による老齢年金裁定後に納付された、国民年金記録について、要再裁定者リストの確認不足より、再裁定の進達を漏らしたことによります。	1名	未払い	40,581	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、審査時の記録確認及び、要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
346	老齢年金裁定後の国民年金保険料納付に伴う再裁定進達漏れについて	確認・決定誤り	福井	福井	2006年 2月24日	2012年 7月3日	○ブロック本部指示に基づき、再裁定進達処理の確認を行ったところ、老齢基礎年金裁定後の国民年金保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	○老齢年金裁定後に納付された国民年金保険料について、確認不足により、再裁定の進達を行っていなかったことによります。	1名	未払い	10,566	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録及び国民年金被保険者資格喪失者一覧表の確認の徹底を周知しました。	内部
347	厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年 9月24日	2012年 9月26日	○担当者が企業年金連合会へ基金突合の結果を回答する際、作成した回答票を確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼誤りが判明しました。	○国の記録と厚生年金基金記録との突合作業を行った際、紙台帳記録の確認不足により、記録補正の必要がない案件について、年金事務所に補正依頼し、そのまま処理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基金記録の突合せ時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
348	年金振込口座の確認誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2012年 5月10日	2012年 9月21日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、振込口座の確認誤りが判明しました。	○誤った口座番号が記載された年金請求書を処理する際、添付書類等を確認の上、正しい口座番号で処理すべきところ、確認不足により、そのまま入力したことによります。	1名	未払い	70,774	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求書に通帳等の写しが添付されている場合は、記載誤りがないか確認するよう周知・徹底しました。	外部
349	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	2002年 9月19日	2012年 4月10日	○事務センターより、記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。	1名	その他	808,456	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
350	老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2002年 4月24日	2012年 6月15日	○事務センターより、記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、合算対象期間の確認を誤り裁定したことによります。これにより、受給権発生年月日が早くなることへの未払い及び国民年金特例任意加入に係る還付等が発生したものです。	1名	その他	2,424,234	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金保険料還付の処理を行いました。 ○再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
351	繰下げ待機者に係る老齢年金支給繰下げ請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	神奈川県	相模原	2012年 3月27日	2012年 6月19日	○お客様より、支払額について連絡があり、確認したところ、繰下げ待機者に係る老齢年金支給繰下げ請求書の受理漏れが判明しました。	○繰下げ待機中のお客様から70歳到達に伴う老齢年金の手続きを行った際に、繰下げ請求書の受理を行わなかったことによります。 ○街角の年金相談センター職員の確認不足によるものです。	1名	未払い	545,598	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
352	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	練馬	1985年 10月17日	2012年 5月18日	○他の年金事務所より、老齢年金の受給権発生年月日について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済加入期間を通算対象期間に算入しなかったことによります。	1名	未払い	36,141	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
353	国民年金保険料納付記録の照会に係る回答誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年 8月24日	2012年 11月14日	○第三者委員会より、国民年金の納付記録について照会があり、確認したところ、国民年金保険料納付記録の照会に係る回答誤りが判明しました。	○国民年金保険料納付記録の照会に係る回答を作成する際に、市町村名簿の確認を誤り、本来、未納であるところ、免除記録として回答したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びと事象説明の文書を送付し、了承いただくようお願いしました。 ○正しい回答書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録確認の徹底を周知しました。	外部
354	年金記録の年金事務所段階における訂正誤りについて	確認・決定誤り	千葉	船橋	2010年 6月24日	2012年 5月14日	○第三者委員会より、役員であったお客様の年金記録が事務所で職権訂正されているとの問合せがあり、確認したところ、年金記録の年金事務所段階における訂正誤りが判明しました。	○お客様より年金記録に係る確認申立書を受付した際、法人登記簿謄本によりお客様が事業所の役員であったことを確認の上、第三者委員会に申立書を回付すべきところ、確認を漏らしたことにより、年金事務所において職権で訂正処理を行ったものです。	1名	過払い	308,836	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○お客様より、年金額仮計算書及び返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。 ○申立書を第三者委員会に回付し、あつせんを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録に係る確認申立書を審査する際、閉鎖登記簿を含む全ての登記簿を確認することを周知・徹底しました。	外部
355	繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	立川	2012年 7月19日	2012年 8月24日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様から繰上げ請求に係る相談を受けた際に、繰上げについては受付月の翌月分より、年金に反映される旨の説明を漏らしたことによります。	1名	未払い	41,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
356	繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	足立	2012年 5月17日	2012年 7月9日	○お客様より、共済年金の支給停止について連絡があり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、特定警察共済から支給状況について、考慮を漏らし、繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	216,300	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○繰上げ請求の取下げに係る関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、審査時の記録確認を徹底するよう周知しました。	外部
357	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2011年 2月3日	2011年 7月6日	○機構本部より、時効特例の関係書類について、返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、昭和55年6月とすべきところ、誤って昭和55年10月としたことによります。	1名	未払い	1,019,733	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認について周知・徹底を図りました。	内部
358	単一共済加入者に係る老齢基礎年金請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	直方	2012年 5月14日	2012年 9月13日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、単一共済加入者に係る老齢基礎年金請求書の受理誤りが判明しました。	○老齢基礎年金請求書を受付の際、お客様が単一共済加入者であることを確認の上、共済組合へ請求するよう説明すべきところ、認識不足により、誤って請求書を受理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って提出いただいた請求書を返戻し、共済組合への請求及び年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付相談及び申請書等の受理時における確認の徹底について周知を行いました。	外部
359	国民年金手帳記号番号の登録誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2012年 8月17日	2012年 10月17日	○他年金事務所より、年金手帳を持参したA様の記録がB様の記録に登録されているとの連絡があり、確認したところ、国民年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○B様の年金記録を確認した際、確認不足により、同姓同名・同一生年月日のA様の国民年金手帳記号番号を登録したため、B様に誤って国民年金保険料還付請求書を送付したものです。	1名	—	0	○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した還付請求書を回収しました。 ○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録を確認する際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
360	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1999年 3月11日	2012年 9月4日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、平成8年1月とすべきところ、誤って平成8年10月としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。なお、在職中の調整により影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
361	老齢年金 裁定時における合 算対象期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	府中	2009年 1月29日	2012年 9月19日	○お客様より、国民年金保険料につ いて相談を受けた際に、確認したところ、 老齢年金裁定時における合算対象期 間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際 に、合算対象期間の算入を誤ったこと より、受給権発生年月日が遅くなった ものです。	1名	未払い	2,858	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、 訂正処理依頼書等関係書類一式を 進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	内 部
362	現況届の 受理漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	岡山	倉敷東	2012年 6月15日	2012年 7月13日	○お客様より、年金が振込まれてい ないとの問合せがあり、確認したところ、 現況届の受理漏れが判明しました。	○窓口でお客様より相談を受けた際、 年金受給権者裁定原簿により現況届 が未提出であることを確認の上、提出 を勧奨すべきところ、確認不足により、 失念したことによります。	1名	未払い	110,050	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○現況届を受理し、入力処理を行 いました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、現況届の未提出の確認 及び提出勧奨の徹底について周知 を行いました。	外 部
363	繰上げ請 求書の受 理誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	岡山	事務 センター	2008年 7月25日	2012年 7月26日	○市町村共済組合より、繰上げ請求 に係る支給開始年月日について問合 せあり、確認したところ、繰上げ請求書 の受理誤りが判明しました。	○お客様から繰上げ請求に係る相談 を受けた際に、市町村共済組合から の繰上げによる年金受給状況の確認 を漏らし、繰上げ時期の相違する請求 書を受理したことによります。	1名	過払い	32,408	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、繰上げ請求に係る取扱の 確認を徹底するよう周知しました。	外 部
364	老齢年金 裁定後の 国民年金 保険料納 付記録の 追加漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	静岡	三島	2001年 7月5日	2012年 9月28日	○紙台帳とコンピューター記録の突合 作業において、確認したところ、老齢 年金裁定後の国民年金保険料納付記 録の追加漏れが判明しました。	○お客様の繰上げ請求による老齢年 金裁定後に納付された、国民年金記 録について、再裁定の進達を漏らした ことによります。	1名	未払い	12,748	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、審査時の記録確認を徹底 するよう周知しました。	内 部
365	繰上げ請 求書の受 付に係る 説明漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	岐阜	多治見	2012年 5月7日	2012年 8月9日	○お客様より、年金支払額について連 絡があり、確認したところ、繰上げ請求 書の受付に係る説明漏れが判明しま した。	○お客様から繰上げ請求に係る相談 を受けた際に、繰上げについては受付 月の翌月分より、年金に反映される旨 の説明を漏らしたことによります。	1名	未払い	50,414	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、繰上げ請求の取扱の確認 を徹底するよう周知しました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
366	老齢年金 裁定時における共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	佐賀	佐賀	1985年 2月頃	2012年 6月4日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金老齢年金を裁定する際に、共済加入期間を通算対象期間に算入しなかったことより、受給権発生年月日を昭和60年2月とすべきところ、昭和60年4月としたものです。	1名	未払い	40,717	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
367	老齢年金に 係る支払 保留誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	品川	2012年 9月28日	2012年 12月18日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、老齢年金に係る支払保留誤りが判明しました。	○お客様より配偶者が亡くなり電話連絡を受けた際に、配偶者ではなく、お客様ご本人の年金受給権者支払保留処理票を誤作成し、支払保留処理を行ったことによります。	1名	未払い	311,519	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留の解除を依頼し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知・徹底しました。	外 部
368	老齢年金 裁定時における受 給権発生 年月日の 決定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛媛	松山西	1996年 11月28日	2012年 10月17日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、厚生年金と船員保険を合算すると20年の加入期間があることから、受給権が発生するにもかかわらず、25年となった時点で受給権を発生させたことによります。	1名	未払い	303,166	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
369	老齢年金 裁定時における受 給権発生 年月日の 決定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛媛	松山東	1986年 12月11日	2012年 8月2日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金保険通算老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、昭和60年4月とすべきところ、誤って昭和61年4月としたことによります。	1名	未払い	133,350	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
370	被保険者 記録照会 回答票の 交付誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	川崎	2011年 12月16日	2012年 1月25日	○お客様より、年金請求を受付けた際に、確認したところ、被保険者記録照会回答票の交付誤りが判明しました。	○お客様より、年金相談を受けた際に、別人の被保険者記録照会回答票を交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い書類交付時の確認の徹底を周知しました。	外 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
371	国民年金保険料納付記録の交付誤りについて	確認・決定誤り	福岡	博多	2012年 3月27日	2012年 3月27日	○窓口対応書類の事後確認を行っていたところ、別人の国民年金保険料納付記録の交付誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、同じプリンターから出力された別人の国民年金保険料納付記録を交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した国民年金保険料納付記録を回収しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、誤送付防止の点検の確認及び個人情報の厳格な管理の徹底を周知しました。	内部
372	年金分割のための情報提供通知書の誤送付について	確認・決定誤り	鳥取	事務センター	2012年 7月3日	2012年 7月5日	○お客様より、年金事務所窓口での交付希望である、送付物が届いたとの申し出があり、年金分割の情報提供通知書の誤送付が判明しました。	○年金分割の情報提供通知書について、年金事務所窓口での交付希望であるにもかかわらず、誤って郵便により送付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、誤送付防止の点検の確認の徹底を周知しました。	外部
373	年金見込額照会回答票の交付誤りについて	確認・決定誤り	北海道	砂川	2012年 6月29日	2012年 6月29日	○お客様より、交付物について問合せがあり、確認したところ、年金見込額照会回答票の交付誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、同じプリンターから出力された別人の年金見込額照会回答票を交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額照会回答票の回収と正しい交付を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、窓口交付に際し氏名等の確認の徹底を周知しました。	外部
374	厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年 7月5日	2012年 12月14日	○担当者が、記録補正の依頼内容について確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼誤りが判明しました。	○厚生年金基金突合に伴い記録補正依頼票を作成する際、誤った標準報酬月額により訂正依頼票を作成し、年金事務所に依頼したものです。 ○お客様に対し、誤った訂正処理に基づいた訂正及び年金額仮計算結果通知を送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正及び年金額仮計算結果通知の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基金記録の突合せ時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
375	老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れについて	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2010年 8月頃	2012年 4月16日	○担当者が国民年金被保険者資格喪失一覧表を確認したところ、老齢基礎年金裁定後における国民年金保険料納付記録の算入漏れが18件判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたため、再裁定の対象者であることを対象者リストにより確認すべきところ、確認不足により、漏らしたものです。	18名	未払い	90,508	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡がつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
376	年金記録補正時の訂正誤りについて	確認・決定誤り	京都	舞鶴	2012年 6月25日	2012年 8月27日	○年金事務所において、記録補正に係る事務処理の取扱を確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○「年金記録に係る確認申立書」に係る処理を行った際に、標準賞与額の記録補正について、端数処理を誤ったことによります。	1事業 所2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様及び事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正を行い、事業所に正しい特別保険料に係る説明を行いました。	○担当部署において、今回の事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
377	老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	1993年 3月24日	2012年 4月20日	○お客様からの未支給年金請求書の受付をした際に確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、加入期間の確認を誤り、昭和61年4月前に退職共済年金を受けていることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法により裁定したことによります。	1名	未払い	7,138,348	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○旧法の老齢厚生年金請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
378	老齢年金裁定時の厚生年金記録の収録誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1988年 11月24日	2012年 8月20日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業に基づき、お客様の老齢年金に係る加入記録を確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金記録の収録誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金基金加入記録の収録処理が適正に行われなかったことによります。	1名	過払い	244,750	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認及び再裁定処理の徹底を周知しました。	内部
379	年金受給選択申出書の進達誤りについて	確認・決定誤り	広島	事務センター	2012年 8月3日	2012年 10月12日	○お客様より、年金の選択結果について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際に、本来、税金等を考慮し選択した障害年金に係る申出書を進達すべきところ、誤って以前に受理した老齢年金を選択した申出書を進達したことによります。	1名	その他	351,216	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納を含めて了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
380	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	千葉	佐原	2002年 9月12日	2012年 8月14日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、60歳到達時点とすべきところ、65歳到達時点としたことによります。	1名	未払い	13,026	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
381	繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	秋田	秋田	2012年 4月20日	2012年 6月25日	○共済組合より、繰上げに係る裁定結果について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、特定警察共済への加入記録に係る考慮を漏らし、一部繰上げ請求書を受理すべきところ、全部繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	62,901	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
382	老齢基礎年金の一部繰上げ請求に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2012年 3月12日	2012年 6月18日	○年金事務所より、お客様から年金額について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の一部繰上げ請求に係る裁定誤りが判明しました。	○老齢年金の一部繰上げ請求書を受理していたにもかかわらず、審査時において誤って全部繰上げのコードを記載し裁定していたものです。	1名	過払い	384	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払分について次回支払時に調整することで了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、正確な審査の徹底及び年金証書送付前の点検を確実に行うよう周知しました。	外部
383	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1997年 12月11日	2012年 10月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、平成9年9月とすべきところ、誤って平成9年12月としたことによります。	1名	未払い	108,050	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
384	年金振込口座の確認誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2012年 7月13日	2012年 7月18日	○機構本部より、振込不能の確認依頼があり、確認したところ、振込口座の確認誤りが判明しました。	○年金請求書を受付の際、請求書に印字された氏名のフリガナと口座名義人のフリガナが不一致にもかかわらず、確認不足により、そのまま入力したことによります。	1名	未払い	60,350	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、支払希望金融機関の名義人及び口座番号等の確認の徹底について周知を行いました。	内部
385	第三者委員会あっせん事業に係る記録訂正誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2009年 5月22日	2012年 8月22日	○担当者が、特例納付保険料の勧奨のため保険料を再計算したところ、第三者委員会あっせん事業に係る記録訂正誤りが判明しました。	○第三者委員会によるあっせんに基づき、記録訂正処理を行った際、標準報酬月額の入力を漏らし、老齢年金の裁定時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	過払い	50	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より、年金額仮計算書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
386	老齢年金 裁定後の 国民年金 保険料納 付に伴う 再裁定進 達漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	大阪	事務 センター	2003年 3月19日	2012年 4月27日	○お客様の遺族年金裁定時に、確認を行ったところ、老齢基礎年金裁定後の国民年金保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	○老齢年金裁定後に納付された国民年金保険料について、確認不足より、再裁定の進達を行っていなかったことによります。	1名	未払い	16,806	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録及び国民年金被保険者資格喪失者一覧表の確認の徹底を周知しました。	内部
387	繰下げ請 求書の受 付誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	高知	高知西	2012年 6月22日	2012年 10月12日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受付誤りが判明しました。	○お客様から繰下げ請求に係る相談を受けた際に、繰下げ請求書の受理を誤り、65歳からの年金を支給したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	過払い	1,113,546	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
388	老齢年金 の加入期 間の確認 誤りに伴 う裁定誤 りについて	確認・ 決定誤 り	福岡	久留米	1989年 6月1日	2011年 10月19日	○お客様からの遺族年金請求書の受付をした際に、確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済期間の確認を漏らし、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法により裁定したことによります。	1名	未払い	6,678,884	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○旧法の老齢厚生年金請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
389	障害基礎 年金の額 改定報告 書の処理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	和歌山	事務 センター	2012年 8月17日	2012年 11月30日	○ブロック本部より、審査請求案件について連絡があり、確認したところ、障害基礎年金の額改定報告書の処理誤りが判明しました。	○障害基礎年金の額改定報告書の処理を行った際に、支給停止年月日の入力処理を誤ったことによります。	1名	未払い	65,542	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係届に係る入力処理を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、入力時のチェックの徹底を周知しました。	内部
390	記録の統 合誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	北海道	室蘭	1986年 4月頃	2012年 10月11日	○記録突合センターより、記録の確認依頼があり、確認したところ、記録の統合誤りが判明しました。	○障害福祉年金から障害基礎年金への切替時に、国民年金手帳の記号番号を誤って記入したことによります。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て年金証書の回収を行いました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象を説明し入力時の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
391	老齢年金 裁定時における共 済組合期間の算入 誤りについて	確認・決定誤り	滋賀	草津	2009年 6月25日	2012年 8月3日	○機構本部より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○厚生年金記録が判明した際に、農林共済組合期間に移管している記録であったにもかかわらず、厚生年金期間として取扱い再裁定を行ったことによります。	1名	過払い	64,496	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
392	障害基礎年金の額改定報告書の処理誤りについて	確認・決定誤り	佐賀	事務センター	2012年 6月29日	2012年 11月15日	○ブロック本部より、審査請求案件について連絡があり、確認したところ、障害基礎年金の額改定報告書の処理誤りが判明しました。	○障害基礎年金の額改定報告書の処理を行った際に、処理を誤り、機構本部へ支給停止に係る進達を行ったことによります。	1名	未払い	219,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係届に係る入力処理を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、審査及び入力時のチェックの徹底を周知しました。	内部
393	老齢年金裁定後の国民年金保険料納付に伴う再裁定進達漏れについて	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2007年 11月12日	2012年 12月5日	○事務センターより、被保険者記録の確認依頼があり、確認を行ったところ、老齢基礎年金裁定後の国民年金保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	○老齢年金裁定後に納付された国民年金保険料について、確認不足より、再裁定の進達を行っていなかったことによります。	1名	未払い	8,422	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録及び国民年金被保険者資格喪失者一覧表の確認の徹底を周知しました。	内部
394	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺西	1989年 5月11日	2012年 4月18日	○お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、農林共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	3,148,626	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
395	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2001年 1月17日	2013年 1月7日	○お客様からの遺族年金請求書を受付けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、国民年金特別一時金が支給済期間にもかかわらず、納付済期間としたことによります。	1名	過払い	819,166	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
396	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤り	香川	高松東	1980年 9月3日	2012年 6月15日	○お客様からの未支給年金請求書の受付をした際に確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、厚生年金加入期間と国民年金加入期間が重複しているにもかかわらず、国民年金期間の調整を行わず、旧法国民年金の老齢年金を裁定したことによります。	1名	その他	4,290,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○国民年金保険料還付及び旧法通算老齢年金請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
397	老齢年金 裁定時の 金融機関 コードの記 載誤りに ついて	確認・ 決定誤り	福岡	事務 センター	2012年 9月20日	2012年 12月12日	○機構本部より、年金の支払状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の金融機関コードの記載誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、請求書記載の金融機関名と異なる金融機関コードを登録したことによります。	1名	未払い	72,049	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、請求書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
398	国民年金 被保険者 関係届の 入力漏れ について	確認・ 決定誤り	北海道	札幌西	2012年 9月13日	2012年 11月15日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者関係届の入力漏れが判明しました。	○お客様から老齢年金の繰上請求について手続きを行った際に、国民年金の取得及び喪失に係る国民年金被保険者関係届の受理を漏らしたことによります。	1名	未払い	487,864	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、必要届の取扱いとスケジュール管理の徹底を周知しました。	外部
399	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤り	千葉	千葉	2003年 5月1日	2012年 10月25日	○事務センターより、加給期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、国民年金の第1号被保険者期間から第3号被保険者期間への変更を行っていないことから、第3号被保険者期間として扱えないにもかかわらず、第3号期間としたことによります。	1名	過払い	330,717	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
400	繰上げ請 求書の受 理誤りに ついて	確認・ 決定誤り	北海道	札幌西	2011年 8月30日	2012年 7月3日	○お客様より、共済年金の支給停止について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、公立学校共済に係る退職共済年金の支給状況について、考慮を漏らし繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	744,675	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱及び共済の支給内容の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
401	老齢年金裁定に係る共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1995年 9月21日	2012年 5月25日	〇市町村共済組合より、お客様の加入期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定に係る共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、退職一時金を支給済みの共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	889,300	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
402	老齢年金裁定時の合算対象期間算入誤りについて	確認・決定誤り	愛知	豊橋	2011年 11月1日	2012年 9月28日	〇お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、永住許可のある外国人に伴う合算対象期間の算入を誤り、裁定処理を行ったことによります。	1名	未払い	1,570,839	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
403	老齢年金裁定時の老齢厚生年金裁定漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1997年 11月26日	2012年 6月25日	〇お客様の未支給年金裁定時に、確認を行ったところ、老齢年金裁定時の老齢厚生年金裁定漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、1年未満の厚生年金期間があるにもかかわらず、老齢厚生年金の裁定を漏らしたことによります。	1名	未払い	947,156	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、記録確認及び老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書の取扱を周知・徹底しました。	内部
404	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	墨田	1994年 12月31日	2012年 6月13日	〇お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、農林共済組合に移管済みの期間について、本来、共済組合期間とすべきところ、厚生年金期間としたことによります。	1名	過払い	2,374,201	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
405	老齢年金裁定時における共済組合期間と国民年金期間の訂正誤りについて	確認・決定誤り	鳥取	事務センター	2012年 7月19日	2012年 12月12日	〇共済組合より、お客様の老齢年金について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間と国民年金期間の訂正誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間と国民年金期間の重複があることから、本来、重複期間を調整すべきところ、調整を行わなかったことによります。これにより受給権発生日月日が早く決定してしまいました。	1名	過払い	35,749	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
406	老齢年金 裁定時の 厚生年金 記録の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	兵庫	姫路	1997年 10月11日	2012年 7月12日	○記録突合センターより、被保険者記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金記録の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、厚生年金の報酬月額訂正を含めず、裁定処理を行ったことによります。	1名	未払い	50	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
407	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	千葉	千葉	1998年 12月17日	2012年 12月6日	○事務センターより、加給期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、国民年金の第1号被保険者期間から第3号被保険者期間への変更を行っていないことから、第3号被保険者期間として扱えないにもかかわらず、第3号期間としたことによります。	1名	過払い	127,550	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
408	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	神奈川	平塚	2001年 5月10日	2012年 6月29日	○お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、公立学校共済組合期間について、旧法退職共済年金を受給していることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	2,487,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
409	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	富山	富山	1991年 12月4日	2012年 11月13日	○お客様より、遺族年金の請求を受けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金の裁定を行う際に、旧法の退職共済年金を受給していることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	2,826,025	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
410	老齢年金 裁定時に おける受 給権発生 年月日の 決定誤り について	確認・ 決定誤 り	富山	富山	1987年 3月6日	2012年 10月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、昭和62年3月とすべきところ、退職共済年金受給者であることを考慮せず誤って平成元年6月としたことによります。	1名	未払い	381,251	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
411	老齢基礎年金の一部繰上げの裁定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2007年 5月22日	2012年 8月23日	○お客様より、共済年金からの年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の一部繰上げの裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、市町村共済の定額支給開始年齢が61歳であるにもかかわらず、確認不足より、64歳からの一部繰上げ請求書を受理したことによります。 ○市町村共済組合発行の年金加入期間確認通知書に特例支給開始年齢の記載がなかったことによるものです。	1名	過払い	1,311,680	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱及び共済の支給内容の確認を徹底するよう周知しました。	外部
412	老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	東大阪	1997年 6月12日	2012年 4月25日	○お客様の代理人が遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤り及び受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。 ○受給権発生年月日について、任意加入に係る国民年金保険料の最終納付対象月の翌月1日とすべきところ、保険料を収納した翌日とし裁定を行ったことによります。	1名	過払い	1,502,356	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
413	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	石川	金沢南	1991年 7月18日	2012年 9月14日	○お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、共済組合期間について、減額の退職年金を受給していることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	3,043,566	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
414	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2007年 10月11日	2012年 12月3日	○機構本部より、点検依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間について、喪失年月日を誤り、1ヵ月分少なく算定したことによります。	1名	未払い	400	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
415	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	2002年 4月24日	2012年 7月17日	○記録突合センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	27,825	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
416	老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	1997年 3月17日	2012年 10月23日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、老齢年金の記録に不備があるとの連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者期間の算入漏れが判明しました。	○老齢年金の請求手続きを行った際に、65歳以降に国民年金の第3号被保険者特例届を提出された場合は、旧社会保険業務センターに関係書類を進達すべきところ、進達を行わなかったことによります。	1名	未払い	456,804	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認及び事務処理の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
417	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2010年 4月15日	2012年 8月23日	○事務センターで記録の確認を行った際に、お客様の老齢年金について、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	未払い	17,882	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
418	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1984年 5月16日	2012年 9月24日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の旧法国民年金老齢年金の裁定時に、厚生年金加入期間と重複している期間について、国民年金の納付期間としたことによります。	1名	過払い	63,550	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
419	繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2012年 8月15日	2012年 9月3日	○お客様より、繰上げ請求について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、一部繰上げを希望であったにもかかわらず、全部繰上げによる請求書を受理したことによります。	1名	未払い	12,584	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
420	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	青梅	1998年 8月4日	2012年 2月15日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日について、本来、平成10年10月とすべきところ、平成10年9月としたことによります。	1名	過払い	17,341	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
421	年金記録 補正時の 訂正誤り について	確認・ 決定誤り	京都	京都南	2012年 10月22日	2012年 12月10日	○年金事務所において、記録補正に係る事務処理の取扱を確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○「年金記録に係る確認申立書」に係る処理を行った際に、標準賞与額の記録補正について、端数処理を誤ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正を行い、事業所に正しい特別保険料の納付勧奨を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
422	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・ 決定誤り	兵庫	西宮	2012年 4月13日	2012年 6月20日	○お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、66歳からの繰下げ支給を希望であったにもかかわらず、請求時より支給するとした繰下げによる請求書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の知識不足によるものです。	1名	過払い	245,215	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
423	老齢年金に係る厚生年金期間の算入誤りについて	確認・ 決定誤り	奈良	事務センター	2012年 10月22日	2012年 12月20日	○お客様より、年金の支払について問い合わせがあり、確認したところ、老齢年金に係る厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定を行った際に、離婚分割に伴う厚生年金期間があるにもかかわらず、脱退手当金期間のみとして、処理したことによります。	1名	未払い	127,150	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、離婚分割に伴う厚生年金期間の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
424	年金記録補正時の訂正誤りについて	確認・ 決定誤り	茨城	事務センター	2012年 3月27日	2012年 11月9日	○企業年金連合会より、加入記録について連絡があり、確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○事務センターから年金事務所に記録補正依頼を行った際に、本来、昭和48年と昭和49年の算定記録を入力依頼するべきところ、昭和49年の依頼が漏れていたことによります。	1名	過払い	19,908	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。 訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	外部
425	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・ 決定誤り	大阪	城東	2003年 5月29日	2012年 9月19日	○お客様が年金相談を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	未払い	109,672	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
426	繰上請求に係る決定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	1994年 2月24日	2008年 6月5日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、繰上請求に係る決定誤りが判明しました。	○お客様の繰上げ請求書を裁定した際に、厚生年金加入中であるにもかかわらず、繰上げ請求に係る裁定を行ったことによります。	1名	未払い	1,670,634	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
427	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	半田	1997年 2月6日	2011年 8月5日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、加入月数が288月で受給権を満たすことから、本来、60歳到達日を受給権発生年月日とすべきところ、300月到達時を受給権発生日としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における記録の確認の徹底を周知しました。	内部
428	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	三重	松阪	1998年 7月9日	2012年 9月5日	○記録突合センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	38,333	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
429	障害基礎年金の支給停止の処理漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2012年 2月23日	2012年 8月31日	○労働基準監督署から年金情報の照会があった際、年金記録を確認したところ、旧障害福祉年金から移行した障害基礎年金の支給停止の処理漏れが判明しました。	○労働者災害補償保険による障害補償を受けている場合、障害基礎年金は支給停止となることに気付かず、障害基礎年金が支給されると誤った説明を行い、請求書を受付したことによります。 ○その後の審査及び決裁においても、認識不足によりそのことに気付かず、障害基礎年金の支給停止の処理を漏らしていたことによります。	1名	その他	4,548,788	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書及び年金受給選択申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、公的年金受給による支給制限等について周知しました。 ○また、年金事務所へ今回の事象を情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
430	国民年金通算老齢年金に係る受給権発生年月日誤りについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2011年 10月13日	2012年 2月17日	○機構本部より、国民年金通算老齢年金の裁定内容について照会があり、確認したところ、通算老齢年金に係る受給権発生年月日の裁定誤りが判明しました。	○恩給及び厚生年金通算老齢年金を受給しているお客様の国民年金通算老齢年金を裁定する際に、他年金受給状況の確認漏れにより厚生年金記録のみを通算対象期間として裁定を行ったことによります。	1名	未払い	783,596	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て恩給証書の写しを受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、旧法年金における受給権発生の仕組みを周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
431	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	神奈川	横浜南	2011年 12月13日	2012年 4月27日	○お客様より、厚生年金基金に係る年金の停止について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って老齢年金ではない年金を選択したことによります。	1名	その他	1,361,849	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納を含めて了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
432	繰上げ請 求書の受 理誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	高知	事務 センター	2012年 3月8日	2012年 10月18日	○お客様の配偶者の年金請求を行った際に、記録を確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、本来、判明した厚年記録を含め繰上げ請求に係る意思確認をすべきところ、これを漏らしたことにあります。	1名	過払い	723,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納も含めて了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
433	老齢年金 に係る国 民年金第 3号被保 険者期間 の算入誤 りについて	確 認・ 決 定 誤 り	埼玉	川越	1997年 12月4日	2012年 9月18日	○配偶者に新たな記録が判明したことより、お客様の年金加入期間を確認をしたところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間についても国民年金第3号被保険者期間に含め、老齢年金の裁定を行ったことにあります。	1名	過払い	9,249	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
434	老齢年金 に係る国 民年金第 3号被保 険者期間 の算入誤 りについて	確 認・ 決 定 誤 り	埼玉	川越	2002年 4月4日	2012年 9月13日	○配偶者に新たな記録が判明したことより、お客様の年金加入期間を確認をしたところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間についても国民年金第3号被保険者期間に含め、老齢年金の裁定を行ったことにあります。	1名	過払い	9,360	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
435	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	北海道	新 さっぽろ	1982年 5月6日	2012年 11月12日	○お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、共済組合に移管済みの期間について、本来、共済組合期間とすべきところ、厚生年金期間としたことによります。	1名	過払い	805,625	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
436	老齢年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	静岡	三島	1990年 9月13日	2012年 9月18日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金老齢年金を裁定する際に、共済加入期間を通算対象期間に算入しなかったことより、受給権発生年月日が正しく決定できなかったものです。	1名	未払い	348,116	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
437	年金記録 補正時の訂 正誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	大宮	2010年 2月8日	2011年 4月5日	○事務センターから受給者便の返戻があり、確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○ねんきん特別便の調査・回答を行った際に、健康保険のみの被保険者期間を追加すべきところ、厚生年金の被保険者期間として記録の追加を行ってしまいました。 ○また、誤った記録に基づいて年金額の再計算をしたために、お客様へ年金の過払いを発生させてしまいました。	1名	過払い	2,751,030	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
438	配偶者加 給年金の加 算漏れにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	北海道	新 さっぽろ	2006年 2月28日	2013年 1月9日	○年金事務所で、お客様の老齢年金の裁定状況を確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,952,455	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
439	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の処 理誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	新潟	新潟東	2011年 7月25日	2011年 10月7日	○お客様より、振込通知書の住所が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の処理誤りが判明しました。	○市役所より、町名変更に係る年金受給者の住所変更処理依頼があり、機構本部から対象地域の受給者情報の提供を受け、処理を行った際、住所変更が必要のない251名に対し、変更処理を行ったことによります。	251名	—	0	○担当者が連絡いただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が251名のお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○担当者が住所の訂正処理を行いました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外 部
440	老齢年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	千葉	佐原	1988年 3月頃	2012年 7月11日	○お客様の遺族年金を受付けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、お客様の共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	2,836,376	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
441	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2007年6月21日	2012年6月21日	○記録突合センターより、生計維持申立書の返戻があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,143,033	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
442	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	岡山	岡山東	2011年12月9日	2012年4月27日	○お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様が67歳時点で、60歳からの特別支給の老齢年金に係る手続きを行った際に、誤って手続き時点からの繰下げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	585,324	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
443	老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りについて	確認・決定誤り	群馬	桐生	1987年12月1日	2012年9月28日	○機構本部より、加入期間の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、加入期間の確認を誤り、昭和61年4月前に退職共済年金を受けていることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法により裁定したことによります。	1名	未払い	2,037,276	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○旧法の老齢厚生年金請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
444	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2009年7月16日	2012年11月12日	○年金事務所より、加入期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、一時金が決定している共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	9,834	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
445	年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りについて	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2012年10月22日	2013年1月4日	○金融機関より、お客様の口座に年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○支払機関変更届を処理する際、誤った金融機関コードを記載し処理を行ったことによります。	1名	未払い	11,783	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
446	老齢年金 裁定時における共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	事務 センター	2012年 9月3日	2012年 12月13日	○機構本部より、加入期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、退職共済年金を受給している警察共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間としたことによります。	1名	過払い	34,550	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
447	配偶者加給年金の 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	福岡	直方	1995年 10月26日	2012年 8月20日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	229,644	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
448	繰上げ請求書の受 理漏れにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	静岡	掛川	2012年 6月26日	2012年 9月3日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、繰上げ請求を希望されていたにもかかわらず、繰上げ請求書の受理を漏らしたことによります。	1名	未払い	179,724	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
449	年金受給権者住所・ 支払機関 変更届の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	山梨	竜王	2012年 6月27日	2012年 11月28日	○機構本部より、お客様の個人情報の開示請求に係る文書送付依頼があり、受付相談票を確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の受理誤りが判明しました。	○住所・支払機関変更届を受付た際、お客様からの委任状のない変更届を誤って受理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、開示請求に係る回答書類を交付しました。 ○お客様より住所・支払機関変更届を受理し、入力処理を行いました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の受付時における委任状等添付書類の確認の徹底について周知を行いました。	外部
450	老齢年金に係る国 民年金第 3号被保 険者期間 の算入誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	千葉	事務 センター	2012年 4月12日	2012年 11月16日	○年金事務所より、進達したお客様の老齢年金の記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	過払い	85,446	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○年金の裁定取消を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
451	老齢年金 裁定時の 支払保留 誤りについ て	確認・ 決定誤り	新潟	事務 センター	2012年 10月25日	2013年 1月28日	〇お客様より、年金の支払について問 合わせがあり、確認したところ、老齢年 金裁定時の支払保留誤りが判明しま した。	〇老齢年金の裁定を行った際に、配 偶者の老齢厚生年金・退職共済年金 受給権者支給停止事由該当届を本人 のものと誤り、雇用保険との調整に係 る支払保留を行ったことによります。	1名	未払い	160,766	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇支払保留解除に係る関係書類一 式を機構本部に進達し支払を確認 しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、添付書類の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
452	老齢年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	広島	福山	1997年 10月12日	2012年 9月10日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、確認したところ、配偶者の老齢年 金裁定時における共済組合期間の算 入誤りが判明しました。	〇お客様の配偶者の老齢年金裁定時 に、退職共済年金を受給している市町 村共済組合期間について、本来、合算 対象期間とすべきところ、共済組合期 間としたことによります。	1名	過払い	2,179,666	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部
453	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤り	千葉	千葉	2002年 10月10日	2012年 8月17日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、確認したところ、老齢年金裁定時 の国民年金期間の算入誤りが判明し ました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、国民 年金の第1号被保険者期間から第3 号被保険者期間への変更を行ってい ないことから、第3号被保険者期間と して扱えないにもかかわらず、第3号期 間としたことによります。	1名	過払い	6,400	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部
454	老齢年金 裁定時の 国民年金 記録確認 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	千葉	千葉	1995年 10月12日	2012年 8月20日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金記録確認誤りが判 明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、国民 年金の被保険者記録について、第1号 から第3号への記録の整備がされてい ないにもかかわらず、第3号被保険者 記録として年金を裁定したことによ ります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇国民年金第3号被保険者3号該 当届など関係書類一式を機構本部 に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定時の記録の確認 を徹底するよう周知しました。	内部
455	老齢年金 裁定時にお ける共済組 合期間の算 入誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	千葉	千葉	1990年 11月18日	2011年 11月30日	〇機構本部より、加入期間について連 絡があり、確認したところ、老齢年金裁 定時における共済組合期間の算入誤 りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、退職 一時金支給済みの農林共済組合期間 について、本来、合算対象期間とす べきところ、共済組合期間としたこと によります。	1名	過払い	1,403,638	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
456	老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2010年 12月22日	2011年 4月1日	○機構本部より、選択申出書関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、本人の共済組合員加入期間確認通知書に基づき算入すべきところ、誤って配偶者の期間を登録したことによります。	1名	未払い	201,912	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
457	老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2012年 7月9日	2012年 10月26日	○年金事務所で国民年金3号不整合期間に係る届出勧奨作業により、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	過払い	15,474	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○年金の裁定取消を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
458	老齢年金裁定後の厚生年金喪失に伴う再裁定進達漏れについて	確認・決定誤り	広島	事務センター	2012年 11月15日	2013年 1月8日	○年金事務所より、被保険者記録の確認依頼があり、確認を行ったところ、老齢年金裁定後の厚生年金喪失に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	○老齢年金裁定後に行われた厚生年金喪失処理について、確認不足より、再裁定の進達を行っていなかったことにより、在職中として支払額の調整が行われたものです。	1名	未払い	136,941	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録及び再裁定リストの確認の徹底を周知しました。	内部
459	老齢年金の受給権発生日及び支給開始年月日誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1997年 10月頃	2012年 11月12日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金の受給権発生日及び支給開始年月日誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生日をJR共済統合日である平成9年4月1日とすべきところ平成9年10月1日としたものです。 ○また支給開始時期を資格喪失後の平成12年4月1日とすべきところ、平成9年10月1日と誤って処理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、時効により過払いは発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
460	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2010年 10月頃	2012年 11月22日	○お客様より、厚生年金基金に係る年金の停止について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って障害年金を選択したことによります。	1名	過払い	1,916,988	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納を含めて了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
461	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	福島	相馬	1990年 10月4日	2012年 5月9日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、昭和61年4月とすべきところ、退職共済年金受給者であることを考慮せず、平成2年4月としたことによります。	1名	その他	155,882	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
462	老齢年金の年金見込額の試算誤りに伴う繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	長野	松本	2012年 2月23日	2012年 4月12日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の年金見込額の試算誤りに伴う繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、誤った年金見込額に基づき、繰上げ請求書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の知識不足によるものです。	1名	過払い	7,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
463	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	富山	魚津	1982年 7月22日	2012年 10月9日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日について、本来、60歳到達日の昭和56年1月とすべきところ、昭和56年5月としたことによります。	1名	未払い	264	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
464	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	岡山	事務センター	2012年 10月19日	2012年 12月21日	○コールセンターより、お客様から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○年金受給者の死亡情報が市役所から送付された際に、内容確認が不十分であったために別人に死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。	1名	未払い	157,099	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に連絡の上、支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、氏名索引による調査の上死亡保留処理の際には、確認を慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部
465	現況届の受理漏れについて	確認・決定誤り	群馬	前橋	2012年 12月6日	2013年 2月15日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、現況届の受理漏れが判明しました。	○お客様より、年金支払日等の相談を受けた際、年金受給権者裁定原簿の住民票コードが未収録であることを確認の上、現況届を受理すべきところ、失念したことによります。	1名	未払い	165,150	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○現況届を受理し、入力処理を行いました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、住民票コードの未収録のお客様からの年金相談時には、現況届の提出を案内すること及び住民票コードの登録の勧奨を行うことを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
466	繰上げ請求に係る受付年月日誤りについて	確認・決定誤り	三重	伊勢	2012年 10月31日	2012年 12月20日	〇お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求に係る受付年月日誤りが判明しました。	〇お客様の繰上げ請求書を受理した際に、受付年月日を誤り、本来、31日とすべきところ、翌月の1日を受付日として処理したことによります。	1名	未払い	26,308	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
467	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	富山	富山	2009年 3月1日	2012年 12月5日	〇年金事務所の担当者が、再裁定結果の確認をしたところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の厚生年金資格喪失後の期間について、国民年金第3号被保険者期間としたことによります。	1名	過払い	501,132	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
468	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2006年 11月21日	2012年 8月31日	〇機構本部より、退職共済の年金請求書について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として扱ったことによります。	1名	未払い	56,032	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
469	年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年 10月3日	2012年 12月14日	〇お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	〇支払機関変更届を受付た際、変更前及び変更後の受取機関の口座番号が同一であったにもかかわらず、そのまま処理を行ったことによります。	1名	未払い	62,266	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、変更前と変更後の処理内容の確認の徹底について周知を行いました。	外部
470	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	佐賀	事務センター	1984年 6月7日	2012年 8月3日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の旧法厚生年金老齢年金を裁定する際に、共済加入期間を通算対象期間に算入しなかったことより、受給権発生年月日が正しく決定できなかったものです。	1名	未払い	35,466	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
471	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	八尾	1997年 3月19日	2012年 10月3日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日を、本来、平成8年12月とすべきところ、誤って平成9年1月としたことによります。	1名	未払い	46,525	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
472	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鳥取	事務センター	2012年 8月9日	2013年 1月8日	○お客様より、共済年金請求に伴う関係書類の提出依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、NTT共済組合期間については、市町村共済組合に移管済期間であるにもかかわらず、厚生年金期間として扱ったものです。これにより、本来、発生しない特別支給の老齢厚生年金を裁定したものです。	1名	過払い	5,032	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
473	年金記録に係る確認申立書の受理漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2012年 3月23日	2013年 2月1日	○お客様が年金請求のため来所した際、記録を確認したところ、年金記録に係る確認申立書の受理漏れが判明しました。	○窓口で、お客様が役員であり2年以上遡及した厚生年金保険資格喪失年月日訂正届を受付た際、年金記録に係る確認申立書を受理し、第三者委員会へ申立すべきところ、確認不足により、受理を漏らしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金記録に係る確認申立書を受理し、第三者委員会へ送付しました。 ○厚生年金特例保険料の調定取消等の処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の訂正等の届書を受付た際、記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
474	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	多治見	1990年 6月14日	2012年 7月23日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金老齢年金を裁定する際に、共済加入期間を通算対象期間に算入しなかったことより、受給権発生年月日が正しく決定できなかったものです。	1名	未払い	175,050	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
475	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	高知	高知西	1978年 3月頃	2012年 9月26日	○記録突合センターより、紙台帳とコンピューターの突合作業にともない記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。	1名	その他	51,565	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
476	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	高知	高知西	1997年 12月20日	2012年 9月13日	〇お客様より、遺族年金の請求を受付た際に確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。	1名	その他	336,004	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 〇第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
477	老齢年金 の受給権 発生年月 日誤りについて	確認・ 決定誤り	和歌山	和歌山西	2001年 3月26日	2012年 9月28日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金の受給権発生年月日誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生日を三共済統合日である平成9年4月1日とすべきところ、誤った年月日により裁定したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、年金額の発生がないことから、影響額はありません。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
478	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りについて	確認・ 決定誤り	愛知	半田	1980年 8月6日	2012年 7月5日	〇お客様からの未支給年金請求書の受付をした際に確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、厚生年金加入期間と国民年金加入期間が重複しているにもかかわらず、国民年金期間の調整を行わず、旧法国民年金の老齢年金を裁定したことによります。	1名	その他	867,500	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇国民年金保険料還付及び旧法通算老齢年金請求書に係る処理を行いました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
479	繰上げ請 求書の受 理誤りについて	確認・ 決定誤り	奈良	大和高田	2011年 12月14日	2012年 7月11日	〇お客様より、共済年金の支給停止について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、共済年金の定額発生に係る考慮を漏らし、繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	184,058	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
480	老齢年金 裁定時における国 民年金第 3号被保 険者期間 の算入誤 りについて	確認・ 決定誤り	千葉	千葉	2004年 2月9日	2013年 1月29日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間についても国民年金第3号被保険者期間に含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇記録の訂正を確認しました。なお、配偶者の厚生年金記録について、喪失した同月に取得があることから、お客様への影響額は発生していません。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
481	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福井	事務センター	2007年4月5日	2012年6月22日	○機構本部より、65歳の年金裁定について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、昭和61年3月以前の船員組合員の共済組合期間については、実際の喪失月の前月を被保険者期間の喪失月とするべきところを誤って、実際の喪失月まで共済組合期間として登録したことによります。	1名	過払い	5,468	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、共済移管記録を含む年金裁定請求書受付時の年金記録について、確認の徹底を周知しました。	内部
482	老齢年金裁定時における合算対象期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	広島	呉	1999年10月19日	2011年12月22日	○お客様より、任意加入制度について問合せがあり、確認したところ、老齢年金請求時における合算対象期間の算入漏れ及び脱退手当金の決定誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、共済組合期間に係る退職一時金支給期間について、合算対象期間として扱い、老齢年金の請求書を受理すべきところ、合算対象期間として扱わず、受給要件なしとして、脱退手当金の請求書を受理決定したことによります。	1名	未払い	9,830,233	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○脱退手当金を取消した上、老齢年金請求書を受理し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認及び合算対象期間の取扱の確認を周知・徹底を周知しました。	外部
483	年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	目黒	2012年9月26日	2012年11月27日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○窓口で支払機関変更届を受付た際、誤った番号を記載し入力したことによります。	1名	未払い	294,315	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、窓口受付時における届書の不備確認及び入力処理時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
484	繰上げ請求に係る決定誤りについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	1988年2月29日	2012年4月16日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、繰上げ請求に係る決定誤りが判明しました。	○お客様の繰上げ請求書を裁定した際に、厚生年金加入中であるにもかかわらず、繰上げ請求に係る裁定を行ったことによります。	1名	未払い	4,927,226	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
485	老齢年金支払保留による旧令共済組合期間の未払いについて	確認・決定誤り	広島	呉	1995年11月頃	2012年2月10日	○ご遺族より、死亡者あてに住民票コード収録のお知らせが届いたと問合せがあり、確認したところ、死亡者の老齢年金について、旧令共済組合期間の未払いが判明しました。	○既にお亡くなりになっているお客様の老齢年金について、旧令共済組合期間が判明し記録補正を行っていましたが、支払が保留となっていたことによります。 ○また、同一年金を重複裁定したことから、死亡時において一方の年金の失権処理を行ったものの、今回の年金については、気が付かず支払保留のまま現存していたものです。	1名	未払い	597,613	○担当者がご遺族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い被保険者記録等の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
486	厚生年金期間判明後の再裁定漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2009年5月14日	2012年12月17日	○機構本部より、老齢年金の支払保留について連絡があり、確認したところ、厚生年金期間判明後の再裁定漏れが判明しました。	○老齢年金裁定済みのお客様に、新たな厚生年金期間が判明した際に、本来、再裁定処理を行うべきところ、新たに老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	未払い	3,676,220	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
487	繰上げ請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	秋田	秋田	2012年5月16日	2012年12月11日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、繰上げ請求を希望されていたにもかかわらず、お客様の意思確認を漏らし、繰上げ請求書の受理を行わなかったことによります。	1名	未払い	80,667	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
488	老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	2004年1月22日	2013年1月8日	○お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間についても国民年金第3号被保険者期間に含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正を確認しました。なお、配偶者の厚生年金記録について、喪失した同月に取得があることから、お客様への影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
489	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1996年7月25日	2012年12月19日	○事務センターより、国民年金第3号期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の共済期間の確認を漏らし、国民年金第3号被保険者期間として扱えないにもかかわらず、第3号期間としたことによります。	1名	過払い	21,916	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
490	老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1997年11月20日	2013年1月16日	○お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間についても国民年金第3号被保険者期間に含め、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正を確認しました。なお、配偶者の厚生年金記録について、喪失した同月に取得があることから、お客様への影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
491	繰下げ請求に係る進達時の添付書類漏れについて	確認・決定誤り	東京	北	2013年 1月11日	2013年 3月15日	〇お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求に係る進達時の添付書類漏れが判明しました。	〇お客様の繰下げ請求について、機構本部へ進達した際、生存確認のための添付書類を漏らしたことで、支払時期が遅くなったものです。	1名	未払い	1,000,487	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る添付書類の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
492	老齢年金の受給権発生日決定誤りについて	確認・決定誤り	石川	小松	2002年 4月18日	2012年 11月19日	〇紙とコンピューター突合作業に伴いお客様の加入記録について確認依頼があり、確認したところ、三共済に係る老齢年金の受給権発生日決定誤りが判明しました。	〇JR共済組合期間を有するお客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生前に厚生年金期間がない場合は、受給権発生日を資格喪失日の平成14年3月28日とすべきを平成10年4月1日として裁定したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。なお、在職中により年金が停止していたことから過払いは発生していません。	〇担当部署において、事象の説明を行い、共済記録を含む年金裁定請求書受付時の年金記録について、確認の徹底を周知しました。	内部
493	厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼の誤りについて	確認・決定誤り	広島	事務センター	2012年 10月11日	2012年 11月2日	〇年金事務所より、記録補正依頼票の依頼内容が誤っているとの連絡があり、確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正依頼の誤りが判明しました。	〇厚生年金基金突合に伴い記録補正依頼票を作成する際、誤った標準報酬月額により訂正依頼票を作成し、年金事務所に依頼したものです。 〇また、お客様に対し、誤った訂正処理に基づき訂正及び年金額仮計算結果通知を送付したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇誤って送付した訂正及び年金額仮計算結果通知を回収し、調査結果を補正不要として登録しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、基金記録の突合せ時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
494	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2003年 4月10日	2012年 10月24日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間を厚生年金期間と算入しなかったことより、特別支給の老齢厚生年金の裁定を行わなかったものです。	1名	未払い	22,500	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
495	年金振込口座の確認誤りについて	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2012年 12月15日	2013年 2月15日	〇お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、振込口座の確認誤りが判明しました。	〇年金請求書を受付た際、振込口座の欄に本人口座ではなく事業所口座が記載されていたにもかかわらず、そのまま受理し入力したことによりです。	1名	未払い	769,961	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇支払機関変更届を受理し、入力処理を行いました。 〇年金の支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、支払希望金融機関の名義人及び口座番号等の確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
496	繰下げ請求に係る進達時の添付書類漏れ及び支払時期の説明誤りについて	確認・決定誤り	東京	北	2012年 12月21日	2013年 3月4日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求に係る進達時の添付書類漏れ及び支払時期の説明誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求について、機構本部へ進達した際に、生存確認のための添付書類を漏らしたことにより。また、支払時期についても説明を誤っていました。 ○委託社会保険労務士の認識不足によるものです。	1名	未払い	660,757	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る添付書類の取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
497	障害状態確認届の確認漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2013年 1月7日	2013年 3月4日	○お客様より、年金の差止について問合せがあり、確認したところ障害状態確認届の確認漏れが判明しました。	○お客様より受理した診断書等関係書類について、複数の不備があったにもかかわらず、全ての不備について一度にお伝えできなかったことにより。また、再提出まで時間を要する場合は、差止解除処理を行うべきところ、処理を漏らしたものです。	1名	未払い	131,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の返戻方法及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部
498	老齢年金裁定時の厚生年金記録の算入誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	1991年 5月20日	2012年 10月22日	○お客様の遺族年金裁定時に、確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金記録の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、厚生年金の同月の取得喪失情報を含めず、裁定処理を行ったことにより。	1名	未払い	102,580	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
499	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	岡山	津山	1987年 12月27日	2012年 9月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにより。また、年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	39,584	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
500	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1994年 6月28日	2012年 12月27日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにより。	1名	未払い	182,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
501	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	中野	2006年 1月30日	2011年 11月9日	○お客様の配偶者の老齢年金の手続きの際に、お客様の受給者原簿を確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様より老齢年金裁定請求書を受理した際に、特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢に達していたにもかかわらず、生計維持申立書の提出を求めているなかったことによりです。	1名	未払い	1,862,900	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より生計維持申立書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、裁定請求書受付時の加給年金対象者に漏れが無いよう提出書類の確認について周知・徹底しました。	内部
502	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	半田	2012年 12月11日	2013年 2月13日	○お客様より、源泉徴収票が届いたとの問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の70歳からの繰下げ請求書を裁定した際に、誤って65歳まで遡及して支払を行うとした請求書を受理したことによりです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、通常の支払サイクルまでに訂正処理を終えたことから、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
503	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	静岡	三島	2005年 6月27日	2012年 9月27日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金の裁定を行う際に、JR共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによりです。	1名	未払い	267,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
504	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	半田	2013年 2月5日	2013年 2月14日	○事務処理誤りがあったことから、同様事案を確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求に係る相談を行った際に、67歳からの繰下げ請求書を希望しているにもかかわらず、誤って65歳まで遡及して支払を行うとした請求書を受理したことによりです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、通常の支払サイクルまでに訂正処理を終えたことから、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認及び書類の整理を徹底するよう周知しました。	内部
505	繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	半田	2013年 1月23日	2013年 2月14日	○事務処理誤りがあったことから、同様事案を確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の繰下げ請求に係る相談を行った際に、66歳からの繰下げ請求書を希望しているにもかかわらず、誤って65歳まで遡及して支払を行うとした請求書を受理したことによりです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、通常の支払サイクルまでに訂正処理を終えたことから、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認及び書類の整理を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
506	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2009年 6月18日	2012年 12月19日	○お客様より、加給年金額について問合せがあり、確認したところ、配偶者加給年金の加算誤りが判明しました。	○配偶者の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	1,382,633	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
507	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堀江	2001年 8月2日	2012年 12月7日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、NTT共済組合期間を厚生年金期間として算入しなかったことより、特別支給の老齢厚生年金の裁定を行わなかったものです。	1名	未払い	129,312	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
508	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	香川	高松西	1990年 2月8日	2013年 1月31日	○記録突合センターより、紙台帳とコンピューター記録の突合せの際に、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	4,754,436	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
509	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	香川	高松西	1993年 7月22日	2013年 1月30日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,885,196	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
510	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	岩手	一関	1985年 9月19日	2011年 12月13日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	5,741,010	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
511	老齢厚生年金の合算期間算定誤りについて	確認・決定誤り	広島	事務センター	2012年11月29日	2012年12月26日	○年金事務所より、老齢年金請求書の確認依頼があり、確認したところ、老齢厚生年金の合算期間算定誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、本来、合算対象期間とすべき期間の算入を漏らしたことにあります。これにより受給権発生年月日が遅くなったものです。	1名	その他	157,586	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
512	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	群馬	渋川	1988年9月6日	2012年3月30日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	15,675	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
513	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	2003年3月31日	2012年9月28日	○お客様の年金相談を行った際に、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	3,486,561	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
514	老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	1974年3月9日	2012年1月23日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、旧法の特例老齢年金を裁定すべきところ、旧法の通算老齢年金を裁定したことにあります。	1名	その他	617,327	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○老齢年金の裁定に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
515	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2000年1月16日	2012年11月5日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	172,860	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
516	老齢年金 裁定時の 合算対象 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤り	宮崎	宮崎	1996年 1月頃	2012年 4月19日	○機構本部より、加入期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、厚生年金の被保険者期間が1年未満の場合の昭和36年3月以前の期間について、合算対象期間とならないにもかかわらず、合算対象期間としたことによります。	1名	過払い	3,067,580	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、別途婚姻期間に係る合算対象期間が判明したことで、年金を裁定しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
517	記録判明時の再裁定依頼誤りについて	確認・ 決定誤り	東京	武蔵野	2012年 4月10日	2012年 12月7日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、記録判明時の再裁定依頼誤りが判明しました。	○お客様の脱退手当金支給済み厚生年金記録が判明した際に、再裁定結果、減額になるにもかかわらず本人意思確認を行わず、重複していた国民年金記録の削除処理を行い、その後の再裁定に係る進達処理を漏らしていました。 ○また、新たな記録が判明した際、再裁定後の時効特例に係る支給金額の説明を誤り、再裁定処理を行ったことによります。	1名	未払い	472,119	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、支払処理を依頼し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録判明時の取扱い及び進捗管理の徹底について周知しました。	内部
518	ねんきん ネットアク セスキーの 交付誤りに ついて	確認・ 決定誤り	群馬	桐生	2013年 1月11日	2013年 1月11日	○年金事務所で、ねんきんネットアクセスキーの交付状況の確認をしたところ、アクセスキーの交付誤りが判明しました。	○お客様より、ねんきんネットアクセスキーの発行申込書を受け付けた際に、誤って同日に受付けた別人のアクセスキーを交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤交付のアクセスキーの回収と正しい交付を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、交付物の氏名等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
519	年金記録 の訂正誤 りについて	確認・ 決定誤り	大阪	吹田	2012年 8月15日	2012年 8月27日	○機構本部より、年金事務所段階での記録回復を行ったお客様の再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、年金記録の訂正誤りが判明しました。	○年金記録に係る確認申立書を受理する際、年金記録の補正により在職老齢年金の在職停止額が増額となり、結果、年金額に過払が発生することについて説明を漏らしていたことによります。	4名	未払い	107,750	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得て年金記録に係る確認申立取下書を受理しました。 ○年金記録の訂正取消処理等を行ない、機構本部に再裁定取消依頼等の関係書類一式を進達し、全ての処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給者に係る記録回復事案については変更後の年金額以外にも在職老齢年金の確認等についても確認漏れがないよう周知しました。	内部
520	年金記録 調査時の 記録訂正 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	神奈川	相模原	2011年 11月29日	2012年 6月27日	○事務センターより、記録の補正状況について連絡があり、確認したところ、年金記録調査時の記録訂正誤りが判明しました。	○お客様より記録の調査依頼を受けた際に、取扱いを誤り、本来、第三者委員会に送付すべきところ、年金事務所において訂正処理を行ったことによります。	3名	—	0	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正取消処理を行い第三者委員会に関係書類を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
521	年金記録 補正時の 訂正誤り について	確認・ 決定誤り	長野	小諸	2003年 6月20日	2012年 6月11日	○事務センターより国民年金の納付記録について連絡があり、確認したところ、年金記録補正時の訂正誤りが判明しました。	○厚生年金記録の判明に伴う記録補正を行った際に、誤った国民年金の記録補正を行ったことにより、年金の未払い及び誤還付が発生したものです。	1名	その他	6,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
522	年金記録 の訂正誤り について	確認・ 決定誤り	愛知	笠寺	2012年 7月2日	2012年 7月25日	○事務センターより、記録訂正に係る照会があり、確認したところ、年金記録の訂正誤りが判明しました。	○お客様より受理した年金記録に係る確認申立書について、年金事務所段階での記録回復基準の取扱いを誤認し、年金記録を誤って訂正したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録補正後に正しい通知文を送付し、お客様より誤った通知文を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び決裁時における確認の徹底を周知しました。	内部
523	老齢年金 裁定時における 共済組合期間の 算入誤りについて	確認・ 決定誤り	長崎	佐世保	2008年 7月2日	2012年 3月15日	○市町村共済組合より、お客様の老齢年金の加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、昭和61年3月以前の船員組合員の共済組合期間については、実際の喪失月の前月を被保険者期間の喪失月とすべきところ、誤って実際の喪失月まで共済組合期間として登録したことによります。	1名	過払い	9,861	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
524	繰上げ請求書の 受理誤りについて	確認・ 決定誤り	三重	四日市	2012年 6月25日	2012年 6月25日	○お客様より、年金支払額について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様から繰上げ請求に係る相談を受けた際に、一部繰上げを希望していたにもかかわらず、全部繰上げに係る請求書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	未払い	18,916	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
525	年金受給 権者現況届の 処理漏れについて	未処理・ 処理遅延	東京	渋谷	2011年 10月13日	2011年 12月15日	○お客様より、年金が振り込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者現況届の処理漏れが判明しました。	○お客様より受理した現況届について、受付簿処理時の区分けの際、確認不足により処理済みとしたために入力処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	241,516	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、支払処理を依頼し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、現況届の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
526	年金額仮計算書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	愛知	笠寺	2010年 9月21日	2011年 11月7日	○担当者が処理済の届書等を確認したところ、年金額仮計算書の進達漏れが2件判明しました。	○年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、処理済として保管したまま未処理となったものです。	2名	未払い	36,953	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を機構本部へ進達し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	内部
527	年金受給権者住所・支払機関変更届の未処理について	未処理・処理遅延	東京	渋谷	2012年 5月18日	2012年 6月12日	○お客様より、年金の支払金融機関が変更されていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の未処理が判明しました。	○支払機関変更届を受付た際、変更処理スケジュールを確認の上、速やかに事務センターへ進達すべきところ、失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、6月の年金については変更前の金融機関に振込される旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務センターへの進達及び処理スケジュールの確認の徹底について周知を行いました。	外部
528	標準報酬月額の見直し処理誤りについて	入力誤り	京都	京都南	2010年 10月21日	2012年 1月12日	○年金事務所において、特例納付勧奨に係る確認を行った際に、第三者委員会のあつせん事業に伴う標準報酬月額の見直し処理誤りが判明しました。	○第三者委員会のあつせん事業に伴う標準報酬月額の見直し処理を行った際に、誤った標準報酬月額で入力したことによります。	1名	未払い	2,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
529	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2011年 10月24日	2011年 12月19日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○委託業者が支払機関変更届を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	236,416	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顔末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
530	年金振込口座の入力誤りについて	入力誤り	奈良	事務センター	2011年 12月5日	2012年 2月24日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、振込口座の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢基礎年金請求書を処理する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	65,333	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顔末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
531	未支給年金裁定時における氏名の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2011年 12月16日	2012年 2月24日	○お客様より、未支給年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、氏名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が未支給年金請求書进行处理する際、届出者氏名の入力を誤ったため、口座名義人氏名との相違により、年金が振込不能となったことによります。	1名	未払い	256,509	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
532	年金振込口座の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2011年 9月13日	2012年 4月23日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、振込口座の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢基礎年金請求書进行处理する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	59,025	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
533	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	広島	呉	2012年 3月14日	2012年 4月13日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○支払機関変更届を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	318,176	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
534	現況届処理票の入力誤りについて	入力誤り	広島	事務センター	2011年 2月8日	2012年 5月18日	○担当者が、障害状態確認届の未提出に係る督促対象者を確認したところ、現況届処理票の入力誤りが判明しました。	○現況届処理票进行处理する際、該当年を平成22年で入力すべきところ、誤って平成23年で入力したため、年金が差止になったものです。	1名	未払い	262,566	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、現況届処理票の年度欄には、提出年を入力するよう周知・徹底しました。	内部
535	老齢年金裁定時における氏名の入力誤りについて	入力誤り	愛知	事務センター	2012年 2月16日	2012年 2月27日	○お客様より、年金証書の氏名の漢字が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における氏名の入力誤りが判明しました。	○老齢年金請求書进行处理する際、氏名の漢字を誤って入力したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金証書の差替を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
536	年金振込口座の入力誤りについて	入力誤り	佐賀	事務センター	2012年5月31日	2012年8月23日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金振込口座の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢基礎年金請求書进行处理する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	98,300	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
537	厚生年金保険特例納付保険料の勤奨漏れ及び資格記録の訂正誤りについて	入力誤り	大阪	平野	2010年11月15日	2011年8月24日	○担当者が特例納付に係る関係資料を確認したところ、厚生年金保険特例納付保険料の勤奨漏れ及び資格記録の訂正誤りが判明しました。	○担当者が第三者委員会のあつせん内容に基づき、資格記録訂正を行った際、標準報酬月額を誤って訂正処理したものです。 ○また、事業所より特例納付保険料納付申出書の提出がなかったため、納付勤奨すべきところ、進捗管理不足により、失念したものです。	1事業所1名	過払い	8,500	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、事業所より納付申出書を受理しました。 ○お客様より、年金額仮計算書及び返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、処理時のダブルチェックの徹底について周知しました。また、特例納付保険料納付勤奨を行う際、進捗管理の徹底について周知しました。	内部
538	老齢年金裁定時における氏名の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2012年2月21日	2012年8月6日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における氏名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢年金請求書进行处理する際、氏名の漢字を誤って入力したことによります。	1名	未払い	377,866	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
539	老齢年金裁定時における厚生年金資格記録の入力誤りについて	入力誤り	福岡	東福岡	2009年6月8日	2012年8月1日	○お客様より、ねんきん定期便の記載内容について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における厚生年金資格記録の入力誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際、厚生年金資格記録の種別を「基金加入あり」と入力すべきところ、誤って「基金加入なし」と入力し、そのまま裁定したことによります。	1名	過払い	31,746	○担当者がお客様にお詫びの文書等を送付しました。 ○お客様より、年金額仮計算書及び返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録補正処理時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
540	障害基礎年金の差止解除処理について	入力誤り	山形	事務センター	2012年9月11日	2012年9月24日	○事務センターにおいて、担当者が障害年金に係る診断書未提出者の点検を行っていたところ、障害基礎年金の差止が解除処理されていることが判明しました。	○現況届未提出で差止となっていた老齢年金について、住基ネット情報を基にした老齢年金の差止解除処理が行われた際に、他年金連動により診断書未提出の障害基礎年金の差止の解除処理もされてしまったものです。	1名	過払い	919,181	○担当者が配偶者にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に連絡の上、受理した返納方法申出書及び年金受給選択申出書関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金差止の取扱いについて周知した上で、障害年金に係る診断書未提出者の点検作業を的確に実施するよう指示しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
541	年金振込口座の入力誤りについて	入力誤り	宮城	事務センター	2012年 4月20日	2012年 6月28日	○機構本部より、振込不能の確認依頼があり、確認したところ、年金振込口座の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢基礎年金請求書を処理する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	3,166	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る頼末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	内部
542	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	愛知	名古屋西	2012年 12月14日	2013年 2月26日	○機構本部より、振込不能の照会があり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○支払機関変更届を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたものです。	1名	未払い	134,583	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
543	年金振込口座の入力誤りについて	入力誤り	大阪	事務センター	2012年 9月27日	2012年 12月25日	○機構本部より、振込不能の確認依頼があり、確認したところ、年金振込口座の入力誤りが判明しました。	○老齢基礎年金請求書を処理する際、口座番号の入力を誤ったことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたものです。	1名	未払い	53,574	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
544	裁定請求書受付控えの作成誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	足立	2012年 2月23日	2012年 3月7日	○お客様の家族より、請求した遺族年金の処理状況について問合せがあり、確認したところ、裁定請求書受付控えに誤った基礎年金番号が記載されていることが判明しました。	○裁定請求書受付控えをパソコンで作成する際は、氏名及び基礎年金番号を上書き入力して作成するところ、氏名のみを上書きしたために、誤った基礎年金番号の受付控えをお客様へ交付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい受付控えを再作成し、お客様より誤った受付控えを回収しました。	○担当部署において、裁定請求書受付控えを交付する際は、氏名及び基礎年金番号の確認の徹底を周知しました。	外部
545	年金額改定通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	目黒	2012年 2月20日	2012年 2月20日	○金融機関より、お客様から提出された改定通知書について連絡があり、確認したところ、年金額改定通知書の作成誤りが判明しました。	○お客様より年金額改定通知書の再作成の依頼があった際、確認が不十分であったために、誤った改定年の様式を使用したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい通知書を再作成し、お客様より誤った通知書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受払簿の整備及び再交付時の確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
546	厚生年金基金記録種別相違事案に係る勸奨文書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	香川	高松東	2012年 9月20日	2012年 9月21日	○お客様より、送付された勸奨文書の記載内容について問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金記録種別相違事案に係る勸奨文書の作成誤りが判明しました。	○お客様に送付する厚生年金基金記録種別相違事案に係る勸奨文書を作成する際、お亡くなりになった配偶者の氏名を記載すべき箇所に、誤ってお客様の氏名を記載し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○勸奨文書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
547	年金額仮計算書に係る年金見込額の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	北海道	小樽	2012年 4月12日	2012年 7月27日	○機構本部より、お客様の記録判明に伴う処理について確認依頼があり、確認したところ、年金額仮計算書に係る年金見込額の記載誤りが判明しました。	○新たに厚生年金期間が判明したことに伴い厚生年金高齢任意加入被保険者に係る加入期間の見直しを行うべきところ、見直しを行わないまま試算し誤った内容の仮計算書を作成していたものです。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て訂正後の年金額仮計算書を受理しました。	○担当部署において、年金記録統合時の高齢任意加入記録の有無の確認を徹底するよう周知しました。	内部
548	年金記録に係る確認申立書の受付控の氏名の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	鹿児島	川内	2012年 11月16日	2012年 11月16日	○A様より、B様の氏名が記載された年金記録に係る確認申立書の受付控が送付されてきたとの問合せがあり、確認したところ、年金記録に係る確認申立書の受付控の氏名等の記載誤りが判明しました。	○A様に交付する年金記録に係る確認申立書の受付控を作成する際、誤ってB様の氏名を登録し作成したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫び上説明し、了承を得ました。誤って交付した受付控を回収しました。 ○担当者がB様にお詫び上説明し、了承を得ました。 ○A様に訂正後の年金記録に係る確認申立書の受付控を交付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付控等を即時交付する際のダブルチェックの徹底について、周知を行いました。	外部
549	厚生年金保険等の期間照会回答票の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	北海道	札幌北	2011年 8月16日	2012年 10月18日	○お客様より、厚生年金保険等の期間照会回答票の内容について問合せがあり、確認したところ、厚生年金保険等の期間照会回答票の作成誤りが判明しました。	○厚生年金保険等の期間照会回答票を作成する際、厚生年金保険の加入年月日を昭和36年10月と作成すべきところ、誤って昭和30年10月と作成し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい回答書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
550 ～ 569	年金給付 関係通知 書等の誤 送付につ いて	誤 送 付 ・ 誤 送 信	大分	大分	2009年 7月30日 ～ 2013年 2月12日	2010年 11月10日 ～ 2013年 2月27日	○お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、年金給付関係通知書等の誤送 付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに 年金給付関係通知書等を送付する際 に、担当者が誤って別のお客様に送 付する年金給付関係通知書等を封入 し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	40名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお 客様にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した年金給付関 係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付するお客様あ てに年金給付関係通知書等を送付 しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様あてに文書を送付 する際は封入封緘時に複数名でダ ブルチェックを行うことを徹底するよ う周知しました。	外部
			滋賀	草津										
			和歌山	和歌山東										
			神奈川	鶴見										
			愛媛	松山東										
			北海道	札幌北										
			群馬	事務 センター										
			山口	事務 センター										
			長野	松本										
			福岡	事務 センター										
			福岡	西福岡										
			愛知	中村										
			青森	弘前										
			長野	事務 センター										
			広島	呉										
			滋賀	事務 センター										
			佐賀	唐津										
			福井	福井										
			三重	津										
			東京	世田谷										

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
570	年金給付関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	茨城	事務センター	2012年 2月10日	2012年 2月15日	〇お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、年金給付関係通知書等の誤送付が判明しました。	〇委託業者がご連絡をいただいたお客様あてに年金給付関係通知書等を送付する際に、誤って別のお客様に送付する年金給付関係通知書等を封入し送付したものです。 〇封入・封蔵時における委託業者の確認が不十分であったことによります。	2名	—	0	〇担当者のご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した年金給付関係通知書等を回収しました。 〇担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金徴収関係通知書等を送付しました。	〇委託業者に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封蔵時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう要請したところ、担当者にダブルチェックの徹底を指導した旨の報告がありました。	外部
571	年金分割のための情報提供通知書の誤送付について	誤送付・誤送信	埼玉	熊谷	2012年 9月10日	2012年 10月5日	〇お客様より、送付物が届かないとの問合せがあり、確認したところ、年金分割の情報提供通知書の誤送付が判明しました。	〇年金分割の情報提供通知書について、指定住所宛に送付を希望であるにもかかわらず、誤って基礎年金番号登録住所に送付したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇正しいお届けを確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金分割の情報提供通知書の宛先等について、確認の徹底を周知しました。	外部
572	通算遺族年金の説明誤りについて	説明誤り	兵庫	姫路	2011年 10月19日	2011年 11月1日	〇お客様の代理人が通算遺族年金の請求に来所された際、確認したところ、通算遺族年金に係る受給要件の説明誤りが判明しました。	〇昭和51年2月に亡くなったお客様の配偶者の厚生年金記録判明による遺族年金の相談時に、本来、昭和51年10月以降の死亡に適用される通算遺族年金を請求できると誤って回答したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、旧法の取扱いについて再確認し、お客様の対応時には慎重に確認の上、説明するように周知・徹底しました。	外部
573	老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届の添付書類の説明漏れについて	説明誤り	大阪	吹田	2011年 12月14日	2011年 12月16日	〇お客様が老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届を提出するために来所された際、確認したところ、添付書類の説明漏れが判明しました。	〇お客様から電話照会を受けた際に、必要な添付書類の説明を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より不足書類を受理しました。 〇機構本部に届書一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、添付書類の再確認をしました。	外部
574	遺族厚生年金請求における説明誤りについて	説明誤り	香川	普通寺	2012年 3月14日	2012年 3月21日	〇年金事務所において、遺族厚生年金の請求について説明を誤ったうえ、遺族年金裁定請求書を受理していたことが判明しました。	〇遺族年金の相談があった際、先順位の子に遺族年金の受給権が発生する場合は、子が失権しても次順位の父母には受給権が発生しないにもかかわらず、誤って父母による遺族年金の請求を案内し、請求書を受理したものです。	2名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。請求書一式をお返ししました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、窓口相談において判断困難な事例が出た場合は、他の職員に確認の上説明を行うよう指示しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
575	農林共済組合員期間の基礎年金番号への登録に係る説明誤り	説明誤り	静岡	島田	2010年10月5日	2011年12月19日	○お客様より、年金記録について問合せがあり、確認したところ、農林共済組合期間の基礎年金番号への登録に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、基礎年金番号への登録が行われていない農林共済組合期間があることから、本来、農林共済存続組合に、農林共済組合員期間証明書請求書を提出するよう説明すべきところ、説明を漏らしたことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に、農林共済組合員期間証明書請求書を送付し農林共済組合あて提出するよう案内を行いました。	○担当部署において、農林共済に係る事務処理を確認し、取扱いを周知しました。	外部
576	厚生年金基金記録種別相違事案に係る年金返納額の説明誤りについて	説明誤り	徳島	徳島北	1991年11月21日	2012年3月15日	○お客様の代理人より、返納金の支払について問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金記録種別相違事案に係る年金返納額の説明誤りが判明しました。	○厚生年金基金記録種別相違事案に係る年金返納額を説明する際、返納期間が過去5年分と説明すべきところ、受給権発生年月日の翌月から発生する旨誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より、返納方法申出書等を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基金記録種別相違事案に係る返納金の取扱いについて周知・徹底しました。	外部
577	繰下げ請求に係る説明誤りについて	説明誤り	福岡	中福岡	2005年6月29日	2012年5月23日	○お客様より、相談時の説明誤りに対するお手紙があり、確認したところ、繰下げ請求に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から繰下げ請求に係る相談を受けた際に、遺族年金を受給中であるにもかかわらず、繰下げ請求ができる旨の説明を行ったことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
578	新たな年金記録判明時の取扱誤りについて	説明誤り	和歌山	田辺	2012年9月12日	2012年9月19日	○お客様からの年金請求手続きを受理した際に、確認したところ、新たな年金記録判明時の取扱誤りが判明しました。	○お客様の新たな年金記録が判明した際に、本来であれば統合処理を行うべきところ、記録照会申出書を提出させたことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の統合処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録判明時の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
579	年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書の受理時における説明漏れについて	説明誤り	東京	渋谷	2012年8月28日	2012年10月22日	○成年後見人より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書の受理時における説明漏れが判明しました。	○成年後見人より、年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書を受付の際、支払金融機関の変更処理スケジュールを確認の上、変更処理が確認できるまで旧口座を解約しないよう説明すべきところ、説明を漏らしたことにあります。	1名	—	0	○担当者が成年後見人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書の入力処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、支払機関等の変更届を受理する際、変更処理スケジュールを確認の上、口座変更が確認できるまで旧口座を解約しないよう説明することを周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
580	年金額の 説明誤り について	説明 誤り	京都	下京	2012年 11月21日	2012年 12月14日	〇お客様より、年金の振込額が少ないとの問合せがあり、確認したところ、年金額の説明誤りが判明しました。	〇記録判明により再裁定を行ったお客様より、年金額の確認依頼を受けた際、所得税の増額分を含めずに計算し説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様及び配偶者にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、お客様からの相談内容の確認の徹底について周知を行いました。	外部
581	老齢年金 の受給要 件に係る 説明誤り について	説明 誤り	北海道	新 さっぽろ	2013年 10月25日	2013年 1月22日	〇お客様の老齢年金請求書について審査したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様から国民年金後納保険料納付申込の相談を受けた際に、受給要件を満たすには1ヵ月足りないにもかかわらず、満たしていると説明し、老齢年金の請求書を受理したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇国民年金保険料の収納を確認し、請求書を受け付けました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
582	未支給年 金請求に かかる説 明誤りに ついて	説明 誤り	大阪	堺東	2012年 2月27日	2012年 3月5日	〇お客様の代理人が未支給年金請求に必要な書類を持参し来所された際、既に手続き済みであった未支給年金について、再度請求するよう誤った説明を行っていたことが判明しました。	〇代理人が来所された際、受給権者改定記録回答票の確認を漏らし、未支給年金請求を行っていないと思い込み、添付書類の案内をしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの文書を渡し、了承を得ました。請求書及び添付書類をお返ししました。	〇担当部署において、年金相談時にはすべての情報を確認した上で対応するよう周知・徹底しました。	内部
583	年金の再 振込日の 説明誤り について	説明 誤り	九州	ブロック 本部	2012年 4月13日	2012年 7月17日	〇お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金の再振込日の説明誤りが判明しました。	〇お客様より、振込不能となった年金の再振込日の確認依頼を受けた際、振込スケジュールの確認不足により、再振込日を誤って説明したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇年金が再振込されたことを確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、振込スケジュールの確認の徹底について周知を行いました。	外部
584	ねんきん 特別便の 所在不明 について	受理後 の書類 管理誤り	京都	舞鶴	2009年 7月29日	2012年 6月12日	〇お客様より、ねんきん特別便の回答票の結果について問合せがあり、確認したところ、ねんきん特別便の回答票が所在不明になっていることが判明しました。	〇ねんきん特別便の回答票を受付後、書類管理が不十分であったことにより、所在不明となったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、ねんきん特別便の回答票を再提出していただくことで了承を得ました。 〇ねんきん特別便の回答票を受理し、回答を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
585	老齢基礎年金請求書(ハガキ)の所在不明について	受理後の書類管理誤り	埼玉	春日部	2012年 4月24日	2012年 6月7日	○お客様の代理人より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、老齢基礎年金請求書(ハガキ)の所在不明が判明しました。	○老齢基礎年金請求書(ハガキ)を受付後、書類管理が不十分であったことにより、所在不明となったものです。	1名	未払い	97,825	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢基礎年金請求書を再提出していただくことで了承を得ました。 ○老齢基礎年金請求書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部
586	別人記録の統合誤りについて	記録訂正誤り	北海道	新さっぽろ	2010年 5月17日	2010年 10月22日	○他年金事務所より、年金記録について照会があり、確認したところ、別人記録の統合誤りが判明しました。	○A様から年金記録の相談があった際、B様の基礎年金番号に誤って登録されていたA様の記録の一部のみをA様の記録とすべきところ、確認が不十分であったことによりB様の基礎年金番号をA様の基礎年金番号に統合処理をしたことによりります。	2名	誤還付	89,600	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。また、A様には誤還付した国民年金保険料の返納について了承を得るようお願いしました。 ○記録の整備を行い、被保険者記録回答票を交付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録統合の処理の際は、本人の記録であるかの確認を十分行うよう周知・徹底しました。	内部
587	厚生年金記録の収録誤りについて	記録訂正誤り	東京	北	1987年 4月2日	2011年 9月13日	○お客様より、配偶者の厚生年金記録について連絡があり、確認したところ、厚生年金記録の収録誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、配偶者の厚生年金記録に別人記録があるにもかかわらず、本人記録として裁定したことによりります。	1名	過払い	1,040,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	外部
588	厚生年金記録の統合誤りについて	記録訂正誤り	東京	北	2009年 11月24日	2011年 9月13日	○お客様より、厚生年金記録について連絡があり、確認したところ、厚生年金記録の統合誤りが判明しました。	○お客様から未統合の厚生年金記録確認のお知らせに対する回答をいただいた際に、本来、職歴等を確認し、別人記録として扱うべきところ、本人記録として統合したことによりります。	1名	過払い	28,095	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録統合に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
589	再裁定時の被保険者記録の整備誤りについて	記録訂正誤り	埼玉	川越	2010年 3月13日	2011年 12月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、再裁定時の被保険者記録の整備誤りが判明しました。	○記録判明に伴う再裁定処理を機構本部に進達する際に、被保険者記録の整備を誤り、既存の厚生年金記録を削除したことによりります。	1名	未払い	201,784	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
590	厚生年金 記録の統 合誤りに ついて	記録訂 正誤り	和歌山	和歌山東	2011年 6月23日	2012年 1月27日	○他の年金事務所より、厚生年金記録の統合状況について連絡があり、確認したところ、厚生年金記録の統合誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、同姓同名の未統合記録があったため調査対象期間とすべきところ、調査済みと誤り、別人記録を本人記録として統合したことによります。	2名	過払い	131,949	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。 納訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	内部
591	厚生年金 記録の補 正誤りに ついて	記録訂 正誤り	愛知	事務 センター	2010年 2月1日	2012年 4月19日	○配偶者の年金請求に伴い、お客様の被保険者記録を確認したところ、厚生年金記録の補正誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金記録について、資格喪失日の訂正を行った際に、同月に取得のあった次事業所の取得時報酬を誤り、高い報酬として裁定処理をしたことによります。	1名	過払い	4,573	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録訂正に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
592	年金裁定 時の記録 統合誤り について	記録訂 正誤り	神奈川	港北	2009年 8月3日	2011年 3月2日	○事務センターより、ねんきん定期便に係る調査に伴い、お客様の年金記録について連絡があり、確認したところ、年金裁定時の記録統合誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、未統合記録に係る確認不足より、別人記録を本人記録として統合し、裁定したことによります。また、今回の記録統合により、第四種被保険者期間の修正を行ったものです。	2名	その他	92,246	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。 訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	内部
593	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂 正誤り	千葉	木更津	2009年 9月29日	2012年 5月29日	○他年金事務所より、年金記録に係る照会があり、確認したところ、厚生年金記録の統合誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行ったの際に、別人記録と判断した年金記録を、確認不足により誤って本人記録として統合したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認誤りによるものです。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得るようお願いしました。 ○記録補正の上、被保険者記録照会回答票を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を依頼しました。	内部
594	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂 正誤り	群馬	前橋	1999年 1月頃	2011年 12月28日	○事務センターより、お客様の記録が別人に混入されているのではないかと連絡があり、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○年金記録を統合する際、当時の厚生年金の被保険者原票への年金番号の記載誤りがあり、その内容の確認を漏らしたことによります。	2名	その他	301,700	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、それぞれのお客様の年金記録を訂正した上で、機構本部に返納方法申出書及び再裁定関係書類等一式を進達しました。 ○全ての訂正処理が完了し、お客様に再裁定後の年金が支払されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び決裁時における確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
595	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂正誤り	熊本	熊本西	2011年 1月24日	2012年 7月9日	○他年金事務所より、年金記録に係る照会があり、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターにおいて、お客様から年金記録の相談があった際に、氏名索引で判明した年金記録を、本人から職歴等の十分な確認を行わないまま本人記録として特定したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○それぞれのお客様の年金記録を訂正した上で、被保険者記録回答票を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の照会の際には本人からの十分な聴取等を行うよう周知しました。 ○また、街角の年金相談センターより、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	内部
596	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂正誤り	埼玉	春日部	2010年 6月4日	2011年 9月26日	○年金事務所において、判明記録の統合処理をしている際に、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○過去に記録照会回答済みであるが未統合となっている記録の確認作業を行った際に、認識不足により、そのうち2件が誤って別人の記録を統合していたものです。	4名	その他	1,884,696	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、それぞれのお客様の年金記録を訂正した上で、機構本部に返納方法申出書等再裁定関係書類一式を進達しました。 ○全ての訂正処理が完了し、お客様に再裁定後の年金が支払されていることを確認しました。 ○なお、別人記録の持ち主は、住所等連絡先が不明のため、記録を元に戻しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理手順を再度確認の上審査及び決裁時における確認の徹底を周知しました。	内部
597	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂正誤り	福井	事務センター	2012年 5月23日	2012年 9月5日	○年金事務所より、お客様から削除したはずの記録が記載されたお知らせが届いたとの問合せがあったと連絡があり、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○お客様より基礎年金番号にご自身のものではない記録があるとの申出があった際に、取扱いを誤認し新しい基礎年金番号に削除した記録を登録していたものです。 ○また、その経過について記録訂正事跡確認システムに登録してあったにもかかわらず、確認を怠り、重複付番者一覧表に基づき基礎年金番号の重複取消を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金記録を訂正した上で、被保険者記録回答票を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録補正処理時の確認の徹底を周知しました。	外部
598	年金記録 の統合誤 りについて	記録訂正誤り	東京	港	2000年 2月1日	2011年 12月12日	○お客様より、別人の年金記録が統合されているとの申出があり、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、氏名索引で判明した厚生年金記録を、本人から十分な確認を行わないまま本人記録として誤って記録統合したことによります。	2名	その他	2,997,394	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、それぞれのお客様の年金記録を訂正した上で、機構本部に返納方法申出書等再裁定関係書類一式を進達しました。 ○全ての訂正処理が完了し、お客様に再裁定後の年金が支払されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談時及び記録統合時等における職歴確認の徹底を改めて周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
599	年金記録 の統合誤 りについて	記 録 訂 正 誤 り	埼玉	所沢	2009年 12月25日	2011年 6月10日	○事務センターより、年金記録に係る 照会があり、確認したところ、年金記録 の統合誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際 に、氏名索引で判明した厚生年金記 録を、本人から職歴等十分な確認を行 わないまま本人記録として誤って記録 統合したことによります。	2名	過払い	1,286,882	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○年金記録を訂正の上、機構本部 に返納方法申出書等再裁定関係書 類一式を進達しました。 ○なお、別人記録の持ち主は、住 所等連絡先が不明です。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、年金相談時及び記録統 合時等における職歴確認の徹底を 改めて周知しました。	内 部
600	年金記録 の統合誤 りについて	記 録 訂 正 誤 り	神奈川	横須賀	2009年 1月30日	2011年 8月11日	○機構本部より、進達した書類の返戻 があり、確認したところ、年金記録の統 合誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金記録が新たに判 明した際に、受給中の国民年金の減 額と、判明した記録による増額を考慮 のうえ統合を行うべきところ、確認を漏 らし記録の統合を行ったことによるも のです。	1名	過払い	475,100	○担当者がお客様の家族にお詫び の上説明し、了承を得て記録の訂 正不要の年金額仮計算書を受理し ました。 ○機構本部に訂正処理依頼書等関 係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、旧法の年金制度につい て研修を行いました。	内 部
601	年金記録 の統合誤 りについて	記 録 訂 正 誤 り	愛知	名古屋北	2006年 5月26日	2013年 1月28日	○お客様からの加入期間確認申出書 に係る調査を行った際に、年金記録の 統合誤りが判明しました。	○基礎年金番号に厚生年金手帳番号 を登録した際に、類似した氏名、生年 月日の別人記録を本人記録として統 合したことによります。	1名	過払い	5,042	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。 訂正処理依頼書等関係書類一式を 機構本部に進達し訂正処理を確認 しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い記録統合時の確認を徹底す るよう周知しました。	外 部
602	年金記録 の統合誤 りについて	記 録 訂 正 誤 り	茨城	土浦	1991年 10月2日	2011年 11月12日	○他の年金事務所より、ねんきん定期 便に係る記録確認の照会があり、確 認したところ、A様の年金記録がB様 の年金記録に混入していることが判明 しました。	○B様の厚生年金の資格取得処理の 際、本来、過去に取得していたB様の 厚生年金年金手帳番号で処理を行う べきところ、確認不足により誤ってA様 の厚生年金手帳番号で処理を行った ことによります。	2名	その他	410,230	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 B様より返納方法申出書等を受理 しました。 ○A様の年金記録を整備し、被保 険者記録照会回答票等を送付しま した。 ○B様の年金記録を整備の上新し い年金手帳を交付しました。また、 再裁定関係書類一式を機構本部に 進達し、処理が完了したことを確認 しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、記録確認の際は十分に 検証し、審査及び入力処理の際は 相互チェックをすることを再度周知 徹底しました。	内 部
603	厚生年金 手帳記号 番号の登 録誤りに ついて	記 録 訂 正 誤 り	東京	墨田	2010年 11月26日	2012年 10月17日	○他年金事務所より、年金手帳を持 参したA様の記録がB様の記録に登 録されているとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金手帳記号番号の登録 誤りが判明しました。	○B様の厚生年金保険等の期間照会 の調査を行った際、確認不足により、 同姓同名・同一生年月日のA様の厚 生年金手帳記号番号を登録したため、 B様に国民年金保険料の誤還付及び 老齢年金の過払いが発生したもので す。	2名	その他	187,447	○担当者がB様にお詫びの上、国 民年金保険料及び老齢年金の返 納について説明し、了承を得まし た。 ○担当者がA様にお詫びの上説明 し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、B 様に返納納入告知書を送付しまし た。 ○B様より年金額仮計算書及び返 納方法申出書を受理し、機構本部 へ進達しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、年金記録照会の調査を 行う際、お客様の氏名・生年月日の みならず、住所や年金加入状況等 の確認についても徹底するよう周 知を行いました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
604	死亡保留 の処理誤 りについて	事 故 等	大阪	東大阪	2011年 6月30日	2012年 2月20日	○他年金事務所より、お客様から年金が振り込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の入力誤りが判明しました。	○市役所において、転出者であったお客様を誤って国民年金被保険者死亡報告書に記載したことによります。 ○市役所から提供された誤った報告書に基づいて、お客様に死亡保留処理を行ったものです。	1名	未払い	95,732	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に連絡の上、支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○市役所に、死亡報告書提出の際には正確かつ慎重な対応を依頼し、顛末書を受理しました。	外部
605	繰下げ請求書の受理漏れについて	事 故 等	宮城	石巻	2012年 10月10日	2012年 11月9日	○市町村役場より、年金の裁定結果について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、お客様の意思確認を漏らし、繰上げ請求書を受理しなかったことによります。 ○市町村役場職員の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。なお、支払を保留したことより、過払いが発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○市町村役場に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
606 ～ 612	年金給付関係通知書等の誤送付について	事 故 等	新潟 岡山 神奈川 神奈川 北海道 新潟 宮城	新潟東 岡山西 厚木 小田原 釧路 事務 センター 事務 センター	2011年 12月頃 ～ 2012年 10月30日	2012年 1月4日 ～ 2012年 12月7日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、郵便局の配達員による年金給付関係通知書等の誤配達が判明しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	13名	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した年金給付関係通知書等を回収しました。 ○郵便局の担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに年金給付関係通知書等を送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達するよう要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
613	業務目的 外閲覧に ついて	事 故 等	神奈川	厚木	2012年 9月3日	2012年 9月5日	○氏名索引届書処理結果リストを確認したところ、委託社会保険労務士による業務目的外閲覧が判明しました。	○年金相談業務を委託している社会保険労務士が、窓口装置の操作確認のため、自分の家族の氏名索引を行ったものです。 ○社会保険労務士が、自分の家族の記録を閲覧しても業務目的外閲覧には当たらないと誤った認識をしていたことによります。	2名	—	0	○担当者より社会保険労務士会に事象を連絡し、顛末書の提出がありました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を説明の上、個人情報保護の徹底を依頼し、年金相談に従事する社会保険労務士に業務目的外による年金記録の閲覧の禁止の周知・徹底を図るための研修を行っていくとの報告がありました。	内部
614	業務目的 外閲覧に ついて	事 故 等	大阪	豊中	2012年 1月5日	2012年 1月6日	○氏名索引届書処理結果リストを確認したところ、委託社会保険労務士による業務目的外閲覧が判明しました。	○年金相談業務を委託している社会保険労務士が、窓口装置の操作の練習として、自分の氏名、生年月日により氏名索引を行ったものです。 ○社会保険労務士が、自分の記録を閲覧しても業務目的外閲覧には当たらないと誤った認識をしていたことによります。	1名	—	0	○担当者より社会保険労務士会に事象を連絡し、顛末書の提出がありました。 ○社会保険労務士会より、当該社会保険労務士について、年金事務所への配置は行わない旨の報告がありました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を説明の上、個人情報保護の徹底を依頼し、年金相談に従事する社会保険労務士に業務目的外による年金記録の閲覧の禁止の周知・徹底を図るための研修を行っていくとの報告がありました。	内部
615 ～ 640	不審電話 について		青森 他25件	年金事務所26件	2012年4月 ～ 2013年8月	2012年4月 ～ 2013年8月	○お客様より、「不審な電話があったので、確認したい」との照会がありました。	○社会保険事務所や社会保険事務局、日本年金機構、市(区)町村の職員を名乗り、次のような内容の電話が被保険者や年金受給者にありました。 (1)医療費の還付があるので、フリーダイヤルや携帯電話に折り返し連絡し、手続きをするように促す。 (2)医療費の還付があるので、コンビニエンスストアやスーパーマーケットに設置してあるATMに行き振込の操作をするように促す。 (3)口座番号や携帯電話番号などの個人情報を聞き取ろうとする。	31名	—	0	○現在、社会保険事務所や社会保険事務局は存在しないことをお伝えしました。 ○医療費の還付は年金事務所では行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。 ○電話で金融機関のATM等に誘導し、振込手続きを行うことはないことをお伝えしました。 ○電話で口座番号などの個人情報を確認することは行っていないこと及び個人情報等は回答しないようお伝えしました。	○日本年金機構内部にお客様に注意を促すように指示しています。 ○日本年金機構ホームページに、不審電話及び不審な訪問に関する注意を促す内容を掲載しています。	事件等